

2012年愛知自治体キャラバン(2012年10月23～26日)

陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート用紙	6
3. 要請項目のポイント	13
4. 要望事項を実現した市町村割合の推移	32
5. 自治体の基本的なあり方に関する資料	33
愛知県地方税滞納整理機構について	34
6. 福祉医療制度に関する資料	36
愛知県「行革大綱に係る重点改革プログラム」(2011年12月)	36
福祉医療制度について	37
「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書」(名古屋市会・2011年12月7日)	39
子ども医療費助成制度の実施状況	40
精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表(愛知県・2012年4月)	42
後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧	43
7. 安心できる介護保障の確立に関する資料	46
各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	46
介護保険料と保険料段階、第5期介護保険料段階と倍率と所得金額	52
介護保険料の減免実施市町村一覧	56
介護保険利用料の減免実施市町村一覧	58
介護保険料・利用料減免実施市町村マップ	60
介護予防・日常生活支援総合事業について(イメージ)	61
「総合事業」及び「定期巡回・随時対応」について	62
特別養護老人ホームの待機者数	64
高齢者や障害者の外出支援	65
宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	68
食事(配食・会食)サービスの実施状況	69
介護認定者の障害者控除の認定について	72
8. 子育て支援に関する資料	74
妊婦健診の補助金額について	74
2012年度 妊婦・乳児一般健康診査委託単価について(愛知医報・6月1日)	75
就学援助の受給者数・予算額、基準・申請・支給等について	76
9. 国保の改善に関する資料	79
国保被保険者数・保険料(税)額・収納率・一般会計からの繰入金額などの市町村別一覧	79
保険料(税)減免実施状況(2011年度)	80
名古屋市・豊橋市・一宮市の国保料(税)減免制度	82
国保資格証明書等の交付状況一覧	85
国保の短期保険証の実態	86
国保の留め置き、未交付など	88
国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	92
10. 障がい者施策の充実に関する資料	94
11. 特定健診・40歳未満の住民健診・歯周疾患検診事業の実施状況	99
12. 任意予防接種に関する資料	104
13. 生活保護に関する資料	108
14. コース表	116

(愛知自治体キャラバン実行委員会)

2012年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に庁舎1階ロビーにお集まり下さい。

キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
 - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入して、参加者の受付をしてください。
 - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取り扱い
 - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
 - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
 - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P116～117参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となつていただく共産党議員に手渡してください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
 - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者は共通資料です。
 - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
 - ①懇談の時間は1時間(一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市は90分)です。自己紹介は少人数の場合に限ってください。
 - ②時間配分のメドは、1)自治体当局の回答10分、2)懇談40分、3)その他、要請・陳情10分
5. 資料などのとりまとめ
 - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
 - ②各自自治体別の回収袋: 1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙
なお、4)文書回答、5)アンケート回答、6)提出を求めた資料 は、事前に届かず、懇談当日に配布された場合にお入れください。
 - ③1日分まとめた回収袋: 1)受付名簿、2)参加者感想用紙

※※※※※宣伝カーの移動中は宣伝テープを流してください。※※※※※

自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 文書回答・アンケート回答
 - ①陳情事項への文書回答とアンケート回答が事前にご送付されていない市町村は、参加者へ配布してください。
 - ②陳情事項への文書回答とアンケート回答が間に合わなかった場合は、後日ご送付ください。
※昨年は、文書回答が51市町村(94%)から、アンケート回答が全市町村からいただきました。
2. 当日の出席者名簿
 - ①当日の出席者名簿用紙にお名前と役職名をご記入の上、お渡しください。

2012年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
 - ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
 - ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。
- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。
- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。
- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
 - ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
 - イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
 - ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
 - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。
- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

★(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。
- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。
- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。
- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。
- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

4. 国保の改善について

- ①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
 - ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。
 - エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
 - ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
 - ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
- ##### ★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
- ⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。
 - ⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。
 - ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。
- ②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

7. 予防接種について

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。
- ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ②就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。
 - ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。
- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上

貴自治体名 _____

懇談日時 _____ 月 _____ 日 () 午前・午後 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2012年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ①県条例(政省令)を上回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 ない ある →具体的には ()
- ②県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 ない ある →具体的には ()
- ③現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。
 現行どおりとする 政省令(県条例)に合わせる
 その他 →具体的には ()

【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある →実施年月 (_____ 年 _____ 月) 2011年度実績 (_____) 件 (_____) 千円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある →実施年月 (_____ 年 _____ 月) 2011年度実績 (_____) 件 (_____) 千円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (_____) 人 (_____ 年 _____ 月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2010年度末の残高 (_____) 千円
 2011年度末の残高 (_____) 千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤第5期計画への準備基金取り崩しについて
 1) 取り崩し総額は (_____) 千円
 2) 一人当たり金額は (_____) 円
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) 2011年度実績 (_____) 件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日) 2011年度実績 (_____) 件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	() 実施している () していない () 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2011年度)	総延べ食事数(_____) 食 ÷ 年間配食日数(_____) 日 = 1日当たり平均(_____) 食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	() 実施している () していない () 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2011年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑨独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	() 実施している () していない () 検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2011年度)	

⑩住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2011年度)		
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2011年度)	

⑪ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

⑫高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

()実施している

→ 利用料:高齢者< 歳以上>()円、障がい者()円、一般()円
その他の外出支援策()

()実施していない

2)タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

()助成している →1施設当たり助成額 月額()円 または 年額()円
または 1回限り()円→ 助成カ所数()カ所

()検討中である

()助成の予定がない

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2011年度実績)は ()枚

2)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

()申請書を送付している → 2011年度()件

()認定書を送付している → 2011年度()件

()送付していない。

3)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑮要支援の介護認定者への、障害福祉サービスの上乗せについて

()実施している ()実施していない

2. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

()自動払いしている ()申請書を送付している

()ハガキ通知をしている ()通知していない

2)国民健康保険の場合

()自動払いしている ()申請書を送付している

()ハガキ通知をしている ()通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

④2012年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 ()人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ()人

内 ひとり暮らし非課税者()人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者()人

3. 子育て支援策 ※2012年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
()その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍
そのほか

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

4)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか ()必要である ()必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2011年度	2012年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2012年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 ()償還払い ()その他

8)就学援助の項目について

()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費

()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費

()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費

()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品

()その他()

③学校給食について(2012年度)

1)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	校	校	校	校	校	円
中学校	校	校	校	校	校	円

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

1)学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

2)食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

()すでに購入している ()購入の予定 ()購入の予定はない

3)自治体独自で食材の放射線量測定の見出限界値(基準値)などの設定をしていますか。

()設定している ()設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。

4. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2010年度	2011年度	2012年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	()額	× ()%	× ()%	× ()%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	円	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)			円	円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			円	円	円

※2012年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

③資格証明書 ※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない () 交付している → () 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数
世帯数() 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数() 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
() 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している。

④短期保険証 ※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内() 人 ・2カ月() 人 ・3カ月() 人 ・4カ月() 人
・5カ月() 人 ・6カ月() 人 ・1年() 人 ・その他()
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。
() 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2011年度)

- 1) 予告通知書の発行() 件
- 2) 差押え件数 不動産() 件 預貯金() 件 生命保険() 件(内学資保険() 件)
その他() 件()
- 3) 競売などによる現金化 () 件 () 円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 () 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 () 人
- 3) その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
() 設けている () 検討中である () 設けていない
- 3) 2011年度の減免件数 () 件 減免金額 () 円

⑧国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

5. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護			
重度訪問介護			
行動援護			
同行援護			

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数()人 最多支給時間数()時間 平均支給時間数()時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

6. 健診事業 ※2012年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団		可・不可		可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団		可・不可		可・不可	
	大腸がん	個別・集団		可・不可		可・不可	
	肺がん	個別・集団		可・不可		可・不可	
	子宮がん	個別・集団		可・不可		可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可		可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団		可・不可		可・不可
前立腺がん		個別・集団		可・不可		可・不可	
歯周疾患		個別・集団		可・不可		可・不可	

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる

()実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

()その他()

7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
Hib		円	円	
小児用肺炎球菌		円	円	
成人用肺炎球菌		円	円	
HPV		円	円	
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

8. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2010年度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()件

2011年度相談件数 ()件、申請件数 ()件、そのうち保護開始件数 ()件

②生活保護担当職員について

2010年4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 ()年()カ月
非正規職員()人

2011年4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 ()年()カ月
非正規職員()人

2012年4月1日現在 正規職員 ()人 → 生保担当の平均在任年数 ()年()カ月
非正規職員()人

③1職員当たりの担当受給者数

2010年4月1日現在()人 2011年4月1日現在()人 2012年4月1日現在()人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある ()ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2011年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	⑧社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

②アンケート【2】1の⑬の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

③アンケート【2】1の⑭の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書

④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)

⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2011年度)

⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2011年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

2012年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

憲法は個人としての尊重、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、平和のうちに生存する権利をうたい、これらの権利を侵すことのできない永久の権利としている。地方行政もこれらの趣旨を踏まえて、その施策を進めることが求められる。

【憲法第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。

【憲法第25条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【憲法前文】

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

地方自治法では、「住民の福祉の増進を図る」ことが地方自治体の役割とされており、国の悪政の執行者となるのではなく、①で掲げられた権利の実現、住民の最善の利益の実現をめざすことが求められる。

【地方自治の本旨】

地方行政を、国から独立した地方公共団体の手にゆだね、且つ、その地域の住民の意思に基づいて処理させるという地方自治の原則。

【地方自治法第1条】

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。(P33参照)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権改革関連法)等の施行に伴い、県・政令市・中核市は省令に基づいて条例で基準を定めることになった。一般市町村は、県の条例に基づいて基準を定める。

健康福祉関連では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、老人福祉施設及び介護サービス事業等の基準、指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の基準及び指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準、生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準、病院等の人員配置並びに施設及び構造設備基準等の6つについて条例化(12月議会)される。

県の基準を上回る基準を制定すること、市町村の現行基準が県基準を上回っている場合はその基準を下げることなく向上をめざすことが求められる。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(P34～35参照)

愛知県地方税滞納整理機構が、個人住民税をはじめとした市町村民税の滞納整理を推進すると共に、市町村の税務職員の徴税技術の向上を図ることを目的として、県内6カ所に設立され、2011年4月から税金等の徴収及び滞納整理を行っている。機構送りになった事案について、市町村窓口は「その件は機構送りになった事案だから」と相談に乗る姿勢にならない場合がある。機構まかせにせず、市町村が責任を持って相談に乗ることが重要である。また、機構送りになった事案の多くに国保税も含まれており、その滞納者に保険証が届いているか定かでなく、医療を受ける権利が奪われることにもなりかねない。

差し押さえなどの強制徴収でなく、地方税法第15条(納税の緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などでの対応が求められている。

★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。(P36～39参照)

愛知県の福祉医療制度は、子ども・障がい者・母子父子家庭・高齢者の医療費自己負担を無料にする制度で、全国的に見ても非常に優れた制度である。愛知県民の145万人が対象となっており、いのちと健康を守る上で、かけがえのない制度であり、各市町村・医師会・社保協などの粘り強い取り組みの成果である。

制度	愛知県の対象者	所得制限	自己負担	拡充のための要望
子ども医療	通院:小学校入学前まで 入院:中学校卒業まで	なし	なし	県の制度として通院でも中学校卒業まで
障がい者医療	身体障害者手帳1～3級など	なし(名古屋市はあり)	なし	県の制度として精神障害の人も一般の病気も対象に
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母(父)と児童	児童扶養手当準用	なし	県の制度として所得制限廃止を
後期高齢者福祉医療	3カ月以上寝たきりまたは認知症など	一部あり	なし	県の制度として一人暮らし非課税世帯も対象に

愛知県は、福祉医療制度(子ども・障がい者・母子父子家庭・高齢者の各医療費助成制度)の見直しを始めた。2012年度に見直し内容を決め、2014年度から新制度を実施する計画である。

愛知県の福祉医療制度は、自己負担無料が大きな特徴で、すべての市町村が県の補助基準を上回る内容で助成事業を実施しており、県の制度は見直すならば、縮小ではなく存続・拡充こそが求められる。

県の見直し内容は、支出抑制のために「定額負担(1回500円)」、「定率負担(0.5割または1割)」、「所得制限」など条件別の推計を行っている。

もっとも削減効果が大きいとされたのは「定率負担」で、子ども医療、障がい者医療とも1割負担を導入した場合、公費支出は半減できるとしている。

県の検討資料から(定額負担、定率負担など条件別に県財政抑制効果をシミュレーション)

<定額負担>

区 分	2011年 (現行制度比)	2021年 (現行制度比)	2031年 (現行制度比)
1回500円(1月上限5回)	74.7%	78.7%	82.3%
1回500円(上限回数なし)	67.7%	71.6%	75.7%

<定率負担>

区 分	2011年 (現行制度比)	2021年 (現行制度比)	2031年 (現行制度比)
0.5割負担	67.3%	64.3%	63.3%
1割負担(後期高齢0.5割)	48.9%	46.8%	45.5%

<所得制限>

区 分	2011年 (現行制度比)	2021年 (現行制度比)	2031年 (現行制度比)
所得制限	94.7%	95.1%	95.4%

※所得制限の設定は、子ども医療が「H21児童手当特例給付」、母子父子家庭医療が「児童扶養手当(一部支給制限)」、その他医療が「特別障害者手当(本人所得)」の所得制限を準用

自己負担導入をめぐる、過去に県は「撤回」「導入しない」と約束してきた経過がある。

2000年に県が自己負担を導入した際、市町村、市民、医師会などの猛反発に遭い、県内市町村が独自に無料を継続した結果、県は翌年自己負担を撤回した。

さらに、2008年の見直しの際に、市町村から「今後、自己負担、所得制限の導入はやめてほしい」との要望が出され、県は「市町村の了解なしには導入しない」と回答している。その舌の根も乾かないうちに「自己負担」導入を持ち出してきたのが、今回の見直しだ。

県内の多くの市町村議会では「医療費助成を県の制度として堅持していただくよう強く要望する」という意見書を採択しており、2012年9月議会でさらに広がっている。

【「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書」などを採択した市町村】

名古屋市・半田市・春日井市・稲沢市・豊明市・愛西市・弥富町・東郷町・大口町・扶桑町

(2012年6月議会までの判明分)

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(P40~41参照)

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料対象を拡大した。この対象範囲は、全国の都道府県でも高い基準であり、長年の運動の成果として評価できる。

愛知県内で、県基準よりも対象を拡大しているのは、2012年4月1日現在、54市町村(100%)となり全市町村が拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで無料」としているのは、4分の3を超え41市町村(76%)となっている。「中学校卒業まで無料」はすでに常識となった。

一方、愛知県の補助基準を越える部分への自己負担については、すでに導入していた一宮市、豊川市、犬山市、江南市、北名古屋市に加え、南知多町が導入した。南知多町は「小学校卒業」を「18歳年度末」まで拡大すると同時に、拡大分について窓口負担の半分(1.5割)を自己負担とした。自己負担を導入している市町は、医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

今後は、入院・通院とも18歳年度末までの医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施することが望まれる。それと同時に、国の制度として就学前までの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。

【「中学校卒業までの医療費無料制度」実施市町村割合の推移】

2001年: 0% → 2002年~2005年: 1% → 2006年: 2% → 2007年: 8% →
2008年: 30% → 2009年: 36% → 2010年: 51% → 2011年: 67% →
2012年: 76%

【通院・入院とも「中学校卒業」まで医療費無料で実施する41市町村】

名古屋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、弥富市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(P42参照)

身体障がい者、知的障がい者は障がい者医療の補助対象として一般の病気も対象となっている。しかし精神障がい者は、県の補助対象が精神疾患の通院のみを対象としており、一般の病気にも広げる必要がある。各市町村においても、障がい者医療の精神障がい者への補助対象を精神疾患に限定している場合は、一般の病気にも広げることが求められる。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(P43～45参照)

福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度は、寝たきり・認知症・障がい者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。

2011年8月1日現在の受給者は、128,090人(うち、ひとり暮らし非課税高齢者10,792人)である。

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008年4月1日から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、県が外しても市町村独自に継続することを要請し、現在も45市町村(83%)が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に継続している点は高く評価できる。「ひとり暮らし非課税高齢者」を県に追随して対象から除外したのは、瀬戸市、津島市、江南市、あま市、長久手市、東郷町、蟹江町、東栄町の8市町(15%)のみ(名古屋市は従来から対象外)。

従来どおり継続した市町村は引き続き継続を求めるとともに、対象から除外したり、縮小した市町村は、従来水準に戻すことが求められる。

さらに、後期高齢者の医療費負担を無料にし、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大が求められる。

(参考)福祉給付金制度とは？

福祉給付金制度は、寝たきり・認知症・障害者・ひとり暮らし非課税者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度。

名古屋市

後期高齢者医療の対象者または70歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ①3カ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ②3カ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ③障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人

名古屋市以外

後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人

- ①ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人
※この対象者は、愛知県の補助基準からは外されたが、83%の市町村が継続
- ②3カ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人
- ③3カ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人
- ④障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人

※上記以外についても、市町村独自に対象者を広げている場合がある。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。(P52～55参照)

介護保険は超高齢社会の中で利用が増え続け、国と市町村の負担が増えない限り保険料が上がる仕組みになっており現状の保険料負担は極めて重い。3年ごとの改定により今回も平均19.5%の大幅引き上げで、全国平均で4,972円となった。愛知県内では第1号被保険者の保険料は第5期(2012～2014年度)で、平均保険料は月額4,768円となり827円もの大幅値上げ(値上げ率21%)となった。年間で約1万円の負担増である。

こうした状態を解消するため国の負担をせめて「25%(現行20%) + 調整金5%」に引き上げることを求めること、保険料の段階を「世帯ごと」でなく、本人所得に対する「応能負担」に改善および更なる多段階設定と最高倍率を高く設定し保険料の基準額を引き下げる努力を続けることが大切である。

保険料段階設定については10段階以上の自治体が県内で8割を超えた。10段階以上の多段階設定をし、応能負担を強めているのは47市町村(87%)ある。自治体キャラバンなどでは多段階の保険料設定をすることは応能負担化になり、最高倍率を高くすることは基準額を引き下げることにもつながると要望してきた。14段階としているのは津島市のみ。13段階はなし。12段階が10市町。11段階が11市町。10段階が25市町村ある。

また、第1段階(生活保護世帯及び世帯非課税で老齢年金受給者)の保険料倍率は殆どの市町村が0.4倍～0.5倍を設定している中で、低く設定しているのは、刈谷市(0.1倍)、豊明市(0.2倍)、日進市・東郷町(0.3倍)、安城市(0.35倍)がある。第2段階(世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下)の保険料倍率を低く抑えているのは、豊明市・東郷町(0.3倍)、刈谷市(0.35倍)がある。第1段階や第2段階など、低所得者の保険料を基準額からいかに低く設定するかも問われている。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。(P56～57参照)

介護保険制度は、住民税非課税の高齢者ですら保険料を払わなければならない。月5万円程度の年金でつましく暮らしている高齢者には重い負担となっており、何とか保険料は払っても利用料が払えずサービスを受けられない実態がある。国の制度として保険料の減免制度の拡充が必要である。「一般財源の繰り入れの禁止」など「保険料減免に関する3原則」に対する厚労省の厳しい指導をやめさせるとともに、市町村独自の一般会計からの繰り入れで、保険料の実効性ある減免制度の実現が必要である。

愛知県内では、保険料減免制度を実施するのは31市町村(57%)と増えてきたが、対象が狭く、制度の利用実績は少数である。市町村での独自の減免制度の実施と拡充が必要である。

【保険料減免制度実施市町村割合の推移】

2000年: 5% → 2001年:14% → 2002年:18% → 2003年:45% →
2004年:47% → 2005年:54% → 2006年:48% → 2007年:56% →
2008年:54% → 2009年:53% → 2010年:55% → 2011年:57%

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。(P58～59参照)

介護保険制度がスタートして11年。高い保険料や利用料など重い費用負担が、サービス利用

や施設への入所の足かせになっている。在宅介護サービス利用率は50%を割っており、利用者は月1万円を超えない範囲で利用し、「懐具合」で利用が制限されているのが実態である。とくに低所得者は保険料を何とか払ってもサービスが利用できない現実がある。低所得者の利用料負担の減免で必要なサービスが受けられるようにしていくことが必要である。

愛知県内では介護保険利用料減免は22市町(41%)で実施されている。すべての自治体で、低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充することが必要である。

【利用料減免制度実施市町村割合の推移】

2000年: 9% → 2001年:15% → 2002年:25% → 2003年:34% →
2004年:36% → 2005年:35% → 2006年:37% → 2007年:40% →
2008年:41% → 2009年:40% → 2010年:44% → 2011年:41%

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。(P61～63参照)

2011年の介護保険「改正」で、新たに市町村の判断で「予防給付・日常生活支援総合事業」の規定が盛り込まれた。これは「市町村の判断で実施」となっているが、実施されれば軽度の利用者の介護保険外しにつながるものである。市町村が「総合事業」を実施すると、介護保険の家事援助やデイサービスなど予防給付対象の要支援1・2と介護保険非該当向けの見守り、配食サービスなどの生活支援サービスを一本化した新たなサービスをつくることとなる。こうなると要支援と認定されても、介護保険給付の訪問介護やデイサービスを利用せず、「総合事業」に移行させることができるようになる。要介護認定で要支援1・2と認定されても、現在は在宅サービスが利用できるが、「総合事業」が導入されると、現在のようなサービスを利用するか、「総合事業」を利用するかを利用者本人が決められず、「市町村・地域包括支援センターが判断する」となっており問題が大きい。

「総合事業」は介護保険の指定サービスではなく、人員・設備・運営基準とも曖昧で、給付額や利用料も市町村の決定になっている。財源も「地域支援事業」に位置づけられ安上がりで不十分なサービスになりかねない。

2012年3月に愛知県保険協会と愛知社保協が実施した市町村アンケートでは、「総合事業」を「第5期中に実施」としたのが豊明市と幸田町のみだった。「第5期中に検討」としたのは名古屋市、岡崎市、半田市、高浜市のみ、「第6期計画で検討」としたのは14市町村(26%)ある一方で、「実施しない」と回答したのが34市町村(63%)ある。

市町村が「総合事業」を実施することなく、介護予防サービスを充実させ、要支援含む軽度の介護保険利用者が、今まで通り介護保険サービスを利用できるようにしていくことが必要である。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。(P64参照)

特別養護老人ホームの建設テンポは遅く、入所待機者は全国で42.1万人(厚労省2009年12月発表)、愛知では2005年13,702人から連続して増加し2010年度25,717人になり、3年待ちは当たり前となっている。そのなかで2011年は21,417人と減少しているが、施設建設が進んだのではなく、新たに名寄せを行い正確な数字を出した自治体や待機者の定義を変更した自治体も含まれているためと推測される。いずれにしても「待機待ち」の実態や低所得者や医療依存度が高いと「施設から選択」され、「利用者が選択」の自由はなく、入所できない実態は変わっていない。入所までの家族介護の状況は、配偶者が2割、子が4割となっており、特養を中心とした施設基盤整備の遅れは、入所者本人の苦悩のみならず家族介護者の生活の確立まで及ぶ重大な

問題となっている。

基盤整備の遅れの背景には、国から県への補助金が交付金化された後に交付金廃止と一般財源化されたことと市町村への交付金は3つのメニューに再編され、立ち遅れる施設基盤整備に充当されなかったことが挙げられる。その後の16万人分の介護基盤緊急整備の課題には、実施状況で8.7万人分しか及んでいない。

特養に代わる「終の住処」として介護付き有料老人ホームの建設が進んでいる。政府は、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」制度を設けたが特養のように食事や居住費を軽減する「補足給付」はない。居住費・食費の全額自己負担化のなかで、経済的状况によって利用が制限される事態がいつそう進行している。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設の増設など施設・在宅サービスの基盤整備と低所得者や医療依存度が高い利用者の入所が確保される助成制度の創設が重要である。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

地域包括支援センターは2006年4月から設置され、社会福祉士・主任介護支援相談員・保健師などが配置されている。生活圏(中学校区、概ね人口2~3万人)ごとに設置され、役割は①高齢者の虐待防止や権利擁護などの相談、②要支援認定者の予防給付に関わるケアマネジメント、③虚弱高齢者の介護予防に関わるマネジメントなど介護予防・支援などの中核センターとして位置づけられている。今後「地域包括ケアシステム」の中心としての役割が担われている。

しかし、その実態は県内415中学校区に対し、188カ所が設置されているにすぎない。そのうち自治体直営は14市町村で19カ所のみである。一カ所あたりの委託費も市町村の設置数も異なっている。一カ所あたりの高齢者人口も平均8,422人と多いのが実情である。県内の地域包括支援センターは、ほとんどが委託で生活圏も中学校区を大きく上回る事が多く、職員の配置や待遇も充分ではない。高齢者の身近な相談窓口として役割を果たしているのか、どう設置されているのか、利用者の生活実態を無視したサービス抑制をしていないかチェックと機能強化が重要である。設置数・委託費を増やし、高齢者の身近な相談窓口として介護予防や認知症対応などに向け、職員を増やし、職員が働き続けていける処遇の確保、責任を持った地域の「包括支援センター」としていくことが大切である。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

よい介護をしたいと、希望を持って介護・福祉現場に入った労働者も低賃金と過酷な労働で辞めていく人が後を絶たない。介護福祉士養成学校も閉鎖が相次いでいる。今や介護の現場では慢性的な人手不足で、介護施設の閉鎖やホームヘルプサービスなどの提供を辞めざるを得ない事業所が多数あり事態は深刻である。深刻な介護職員不足問題が起きている中、一定の効果のあった国の処遇改善交付金は廃止され、それに見合った介護報酬の引き上げはされていない。

県内では、介護従事者の研修会参加や資格取得費の一部助成(名古屋市、春日井市)、ヘルパー養成研修受講料の助成(安城市)などが実施されているが、豊根村で新たに2級ヘルパー取得に対する費用助成が2011年度より実施された。スキルアップの研修については、独自に一宮市、半田市、刈谷市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、尾張旭市、北名古屋市、あま市、大口町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町の15市町(28%)で実施している。

介護職員の定着のため、①いつそうの処遇改善、②介護職員の研修を保障していくことが重要である。研修については、介護のレベルアップにつながるが、研修費用も高く、職場の人員不足

で県や市町村の研修に参加できるのは少数である。研修回数を増やし、公費負担で研修が受けられるようにすることが必要である。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
 - イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
 - ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
 - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(P65～68参照)

介護保険施行前の1990年代は、福祉事務所の職員が高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを掌握し、ヘルパー派遣も含め行政が直営で福祉サービスを実施していた。2000年の介護保険導入で福祉サービスは民間など外部委託になり、行政の責任が縮小し、「買う福祉」へと変わり、一人暮らしや高齢者夫婦の安否確認など福祉サービスが大きく後退したことが、「消えた高齢者」が社会問題となった大きな要因となっている。

厚労省は、介護保険法を改定し、住み慣れた地域で高齢者の暮らしをささえる医療・介護・福祉を一体的に提供する「地域包括ケア」構想を打ち出した。これは、30分で駆けつけられる日常生活圏域で多様なサービスを組み合わせて病院に依存せず、地域で暮らしていくこととしているが、狙いは給付制限と負担の拡大だ。

これまで市町村が進めてきた配食・買い物・見守りなどの生活支援施策を「新しい公共」の名による保険外サービスとせず、市町村の責任で充実させていくことが求められている。

巡回バス・福祉バスは、41市町村(76%)の実施となった。宅老所などへの助成は、19市町村(35%)の実施となっている。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(P69～71参照)

配食サービスは南知多町が新たに実施し、全市町村での実施となった。毎日実施が東郷町と豊山町で増え18市町村(33%)となった。

助成額を増やし、食事内容の改善とあわせて自己負担額の引き下げが求められている。

週7日配食を実施しているのは以下の18市町村である。

(配食サービスを毎日実施の市町村)

名古屋市、岡崎市、一宮市、碧南市、豊田市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、北名古屋市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、東浦町

★(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象にしてください。
- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(P72～73参照)

障がい者控除認定書の発行枚数は、ねばり強く働きかけてきた成果もあり、毎年増加を続け、2007年度13,171枚から2008年度18,544枚、2009年度22,712枚、2010年度29,955枚

となった。しかし、介護認定者数からみるとまだ極めて少ない。「要介護1以上の介護認定者」をすべて「障がい者控除」の対象者にしているのは37市町村に(69%)に広がっている。

一宮市、春日井市、稲沢市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、豊根村の12市町村(22%)は要介護者に直接認定書を送付している。また14市町村(26%)が介護認定者に個別の案内や申請書を送付している。これにより認定書または申請書を送付しているのは、26市町村(48%)へと広がっている。

(障がい者控除発行枚数の推移)

2002年度：3,769枚 → 2003年度：5,848枚 → 2004年度：5,114枚 →
2005年度：7,155枚 → 2006年度：10,466枚 → 2007年度：13,171枚 →
2008年度：18,544枚 → 2009年度：22,712枚 → 2010年度：29,955枚

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

後期高齢者及び国保で高額医療費と高額介護費の合算制度ができた。しかし、自分が該当するかは通知で知らされるが、払い戻しには市町村への申請が必要である。

該当者へ個別に申請書を送付することにより、申請漏れを防ぐことができる。全市町村で、高額医療・高額介護合算療養費の該当者へ、個別に申請書と返信封筒を送付すべきである。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

従来の国民健康保険の保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は、75歳以上の高齢者に対しては禁止の措置が取られてきた。

ところが、後期高齢者医療制度の発足とともに、この禁止措置が廃止され、長期の保険料滞納者には、保険証取り上げ・資格証明書の発行ができる規定が設けられてしまった。

高齢者は病気にかかりやすい状況にあり、もし、保険証が取り上げられることが生じれば、命の危険にさらされることとなる。愛知県の短期保険証の発行は、2010年3月末262件から、2011年3月末482件、2012年3月末577件へと大幅に増加している。

資格証明書・短期保険証の発行は、行わないよう強く求めたい。

3. 子育て支援

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。(P74～75参照)

2008年、国は国庫補助と地方交付税で妊産婦健診14回分を予算化したが、各市町村の助成額が厚労省基準に届かず、すべての健診を無料で受けられるようになっていない。

14回分の助成額は厚労省基準では118,000円(2012年度)だが、名古屋市は103,080円、豊橋市は108,500円、その他52市町村は106,740円となり、県内すべての市町村が厚労省基準を下回っている。

妊婦健診は、母子手帳の交付を受けた後でしか助成券を使用することができず、高額になりがちで初回の健診が助成の対象外となっている場合がある。

また、産後健診の助成をしているのは、19市町村(35%)である。

県内すべての市町村が、初回を含め早期に産前14回以上、産後1回以上健診を無料で受け

られるようにするとともに、国に対し恒久的に予算化していくことが求められる。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。(P76～78参照)

就学援助制度は、憲法26条の「義務教育の無料化」条項に基づいて、小中学生がいる家庭に新入学の準備金や学用品費、学校給食費などを補助する制度である。貧困と格差が広がり、景気の悪化で失業が増え家計の減収が深刻化している。学校教育法19条には「経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定している。さらに、教育基本法第4条では「教育の機会均等」が定められている。

にもかかわらず年間で、小学校では10万円、中学校では17万円以上の父母負担がかかっている(文部科学省調査2008年)。その原因のひとつには、国の小中学校の教材費が1985年に一般財源化されたことが挙げられる。教育費の父母負担は1990年から2006年の16年間に小学校で1.6倍、中学校では1.8倍になった。

愛知県では、就学援助の認定基準が生活保護基準の1.0～1.25倍としているのは30市町村(56%)だった。これでは支給を受ける子どもたちの家庭が、生活保護家庭よりも生活が苦しいような事態がでてくる。

小中学校の就学援助認定率は、全国で14.0%(144万人)である(2010年度)。愛知県では7.37%、名古屋市は15.8%、豊橋市は18.3%である(2011年度)。

保護者の経済状態にかかわらず子どもたちの育ちの平等を社会的に保障する事が重要である。就学援助対象基準を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとするなど制度を拡充し、申請を学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、利用しやすい制度に改善を求める。

申請窓口は、「市町村窓口」と「学校」の両方を利用できるのが31市町村(57%)になっている。さらに、民生委員の証明等が必要なのは13市町村(24%)になっている。少しでも申請しやすくする配慮が不十分である。春日井市では毎月の収支記入をなくし、広報に所得制限の目安を載せるなど改善された。また、年度途中の申請の周知徹底も必要である。

支給内容として「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」などにも拡充し、受給者の生活実態にあった制度の充実を求める。引き続き、就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等と義務教育の無償化を求める。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

子どもの「貧困」問題が社会問題になっているなかで給食費が払えず給食が食べられない事態が生まれている。

公立小学校給食費41,536円/年、公立中学校給食費37,430円/年(2008年「子どもの学習費調査」文部科学省)。

成長し発達する子どもにとって安全で豊かな食生活の保障は学びの源泉である。今の社会状況の中では、「安心安全な地産地消の食材で、自校方式の学校給食」という教育的意義は重要で、その給食費の無料化を義務教育の無償の立場から求める。

昨年のキャラバンでは「無料の考えはない」の回答が多い中で、岩倉市では義務教育の第3子以降、大口町は給食費の半額補助、大治町は1人月額150円の補助をそれぞれ実施している。また、飛島村は、給食部会への補助金を出している。全国でも給食費の無料化を実施する自治体(北海道三笠市、山口県和木町、茨城県大子町など)が出てきている。子どもの貧困の解決策として「給食費や学校で使うすべての費用を無料にしてほしい」との声は大きくなっている。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

2011年3月11日の東日本大震災は、地震、津波による自然災害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能被害も大きいものだった。放射能汚染は空気中、土壌も含め浄水場や農産物にまでおよび福島県以外にも多大な不安が広がっている。

実際、愛知県でも干しシイタケから360Bq/kg、給食用スキムミルクから16.8Bq/kgなど、学校給食や幼稚園の給食からも高い線量の放射能が検出されている。愛知県外から入ってくる食材に対しては、市民や子どもたちの健康を守るためにも、放射能汚染の不安を少なくするためにも、食材検査のできる検査機器を備え、検査体制を整えることが望まれる。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

東日本大震災等を経験した多くの女性たちから、生理用品や乳児向けの粉ミルク、離乳食などの確保に苦慮した経験や、避難所内に更衣室がない、多くの人が集まる喫煙所の脇にトイレが設けられている、授乳やオムツ替えの際人目を気にしなければならなかったなど、女性が安心して利用できないケースが報告されている。このような経験の反省に立ち、避難所の運営の責任者に女性を配置する、女性に必要な物資の備蓄や女性に配慮した設備の避難所に、トイレを安全な場所に設置し女性や子どもが安心して使用できるように配慮する等の改善が求められる。

高齢者、障がい者・児、妊産婦、乳幼児をもつ親などのための福祉避難所が21市町村に153カ所あるが、受入人数にも限りがあり、県内すべての自治体での設置と増設をすすめ、看護・介護の人的体制などさらなる整備・拡充が必要である。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

国保の都道府県単位化にむけて、保険料(税)滞納者に対する厳しい徴収がおこなわれている。また、2013年度から、保険料(税)の所得割算定方式を旧ただし書き方式に統一することが決まっており、該当する名古屋市・豊橋市・岡崎市では、所得が変わらないにも関わらず、低所得世帯、多人数世帯、障がい者世帯などで急激な保険料(税)の値上げとなる。一般会計からの繰り入れにより、恒久的な減免措置を設けるなどの対応を迫る必要がある。

「過去の市町村の合併で保険料(税)が値上げされたが、同じことが起きるのではないか」「滞納者に対する制裁が強化され、医療を受けられない人が増加するのではないか」などを問うとともに、都道府県単位化で、市町村からの一般財源の投入・独自減免制度の廃止などの問題点を明らかにする必要がある。

★②国保料(税)について

(P79～84参照)

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

ア. 加入者の2割近くが払いきれない保険料(税)は、そもそも高すぎる。国に対し国庫負担を元に戻すよう要望するとともに、市町村独自の低所得者減免を拡充することが求められる。

- イ. 社会保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる。一宮市では、18歳未満を対象に均等割を3割減免としている。様々な少子化対策がおこなわれているもと、すべての市町村での対応を求める必要がある。
- ウ. 生活保護基準以下は減免するという考え方の要件。生活保護受給世帯の場合には、税金や社会保険料が免除されているため、その分を割り増ししないと同一生活水準となりえないので1.4倍以下の世帯を減免対象とするように求めたい。
- エ. 所得激減による減免要件を定めても、前年所得300万円以下かつ2分の1減、3分の1減などの要件は、長期的に所得減が続いている自営業者には活用できない。豊橋市では「前年所得600万円以下」かつ「5分の4減」と活用しやすい制度となっている。

【国保税(料)の減免制度とは】

＜国の法定軽減＞(均等割・世帯平等割軽減)－申請不要－

7割軽減	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は6割軽減)	申請不要
5割軽減	前年所得「33万円+245,000円×扶養家族数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は4割軽減)	申請不要
2割軽減	前年所得「33万円+35万円×世帯員数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は2割軽減はなし)	申請不要

＜市町村の独自減免＞

市区町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されない。応益割の減免が一般的。

《減免の適用範囲》※市町村によって取り扱いが異なる。

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市区町村長が認めるもの

★③保険料(税)滞納者への対応について

(P85～91参照)

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 納税者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意志があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

ア. 2012年6月1日現在の愛知県内の国保加入世帯数は、1,096,341世帯で、そのうち185,517世帯(16.9%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証が54,425件、資格証明書が5,404件発行されている。

資格証明書の発行は、名古屋市が前年の4,152件より4,338件と年々増えている。名古屋市を除く愛知県合計は、前年の1,238件より1,066件と減少しており、名古屋市の突出した発行数は異常である。短期保険証の発行数は、微減しているが有効期限が1カ月の保険証が17

市町村(31%)で発行されている。また保険証の窓口での留め置きも37市町村(67%)で9,6431件となっており、未交付も23市町村(43%)で10,521件となっている。こうした差別措置は、社会保障制度としては許されず、人権問題としてとらえ撤廃する必要がある。

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすということで2009年4月から、6カ月の短期保険証を発行している。医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行するべきではない。

イ. 滞納者の差押え件数は、2009年度は8,151件・44億円、2010年度は9,412件・82億円と年々増えている。「悪質」のみの差押えなのか、きちんとした実態調査が必要である。滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。その対策が、収納率アップのための差押えを含めた徴収強化の姿勢だけというのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。憲法25条にそった対応が強く求められる。なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。(P92～93参照)

一部負担金の減免制度は新たに小牧市、尾張旭市、東郷町、豊山町が実施し、合計47市町村(87%)となった。また、減免実績は、前年の8市168件から7市225件と増加している。

「生活保護基準を基にした減免」制度は、新たに尾張旭市、東郷町、豊山町が実施し、40市町村(74%)となった。

全市町村での実施と、わかりやすい制度の案内で減免制度の周知徹底が求められる。

5. 障がい者・児施策の充実について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。(P94～97参照)

2010年12月3日、「障害者自立支援法等の改正法」の成立を受け、2011年10月1日から「グループホーム・ケアホームの利用料助成一月額1万円を上限に家賃補助」「視力障害者の移動支援として同行援護の創設」を行った。

2012年4月1日からは「障害福祉サービスと補装具の利用者負担の合算—課税世帯での合算上限を37,200円」「支給決定プロセスの見直し—相談支援事業者の作成するサービス利用計画案を勘案した支給決定に変更」「障害児支援の再編—知的、肢体、難聴の3種別の通園施設が“児童発達支援事業”に一元化、学齢児から継続して20歳まで利用できる“放課後等デイサービス事業”への改編、保育所等訪問支援の創設」が行われている。

利用料負担については、「応益負担」を取り繕う法改正がおこなわれた。なお、課税世帯の負担上限額については、市町村ごとに異なっているので注意が必要だ。

2011年8月30日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が発表した「骨格提言」は、利用料について「厚労省の作成した資料によると障害福祉サービス利用者のうち非課税と生活保護の低所得世帯が86.3%と約9割に上り、こうした世帯にとって、生きるために不可欠な支援への利用料は大きな負担になっている。以上のことから、障害によって生じる日常生活および社会生

活上の困難を軽減する支援は、原則として、社会が責任を担うべきである」としている。

政府・厚生労働省は、2012年3月13日、改正自立支援法を定着させる「障害者総合支援法案」を国会上程。6月20日の参議院本会議で、民主・自民・公明の3党の賛成多数により可決・成立。2013年4月1日から順次施行される。

【名古屋市の利用者負担の月額上限設定】

障害者の場合(通所、居宅、グループホーム、ケアホーム、通勤寮利用者)

※所得を判断する際の世帯の範囲は、「本人+配偶者」。

区 分	月額負担上限額
市民税非課税世帯、生活保護世帯	0円
市民税所得割16万円未満	9,300円
市民税所得割16万円以上46万円未満	18,600円
市民税所得割46万円以上	37,200円

障害児(18歳未満)の場合

※所得を判断する際の世帯の範囲は、「住民基本台帳の世帯」を原則に判断

区 分	月額負担上限額
市民税非課税世帯、生活保護世帯	0円
市民税所得割28万円未満	4,600円
市民税所得割28万円以上46万円未満	18,600円
市民税所得割46万円以上	37,200円

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。(P98参照)

重度訪問介護を長時間利用していた人が、他市へ転居した際に従来利用していた時間が支給されない事例が生まれている。また、移動支援では、利用できる範囲の制限や支給時間を制限するなど市町によって扱いが異なっている。

市町村の支給決定は、障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう必要な支援の種類と量を確保するためのものであって、生活を制限するものではない。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

介護保険の16疾病に該当する40歳以上の障がい者と65歳以上の障がい者には、介護保険サービスが優先され、同じ入浴介助を利用しても障害福祉サービスでは負担が無かったものが介護保険では一気に1割負担となり、負担額の大きさから従来の生活を維持できない。

障がい者が「入所生活」の選択や「家族介護」に依拠することなく、地域での生活を送り続けられる行政支援が必要だ。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

県の「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」では「要援護者に配慮した生活環境を提

供するため、避難所については可能な限り段差の解消や障害者用トイレを設置するなどのバリアフリー化に努める」「必要に応じて個室を確保」となっているが、避難所とされる学校体育館は2階にあるにもかかわらず、スロープなどの設置はなく、人が担ぎあげるしかないのが現状だ。誰もが利用できる避難所とするには、バリアフリー化が必要不可欠だ。

愛知県は6月の県防災会議で「市町村においては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする」との防災計画の修正を行った。

しかし、東日本大震災の被災障害者のうち、障害者団体等に属さない、在宅、みなし仮設(借り上げ)住宅入居、県外避難等の多くの障害者の所在や実態がなお不明な状況に置かれていることから、支援体制の確立には情報共有の在り方が大きな課題だ。

6. 健診事業について

①特定健診、がん健診、歯周疾患健診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

(P94～103参照)

老人保健法に定められた「基本健診」は、2008年4月から高齢者医療確保法に基づく「特定健診」に変更され、実施義務者も「市町村」から「医療保険者」に変更された。医療保険者(市町村国保)として実施する特定健診についても、自己負担無料での実施が望まれる。

特定健診を、個別・集団の両方またはいずれか一方が自己負担無料で実施しているのは2011年8月現在で40市町村(74%)ある。

各種がん健診については、従来どおり健康増進法に基づき実施されており、自己負担の軽減、実施方法の改善などが求められる。

歯周疾患健診は、2008年4月から根拠法が老人保健法から健康増進法に移された。国基準は、40歳・50歳・60歳・70歳の4回(10年に1回)と限定している。2012年8月現在、7市町村(13%)が国基準通りの実施で、47市町村(87%)が国基準を上回る回数を実施している。歯周疾患(歯槽膿漏)予防のために、年1回無料で受けられる健診に改善することが求められる。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

40歳未満の住民へ一般健康診査を実施しているのは、2011年8月現在で48市町村(89%)である。

健診を受診する機会のない住民を出すことのないように、すべての市町村で、15歳以上の住民を対象に、自己負担無料で実施することが望まれる。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

(P104参照)

2011年度に引き続き、ヒブ・小児用肺炎球菌・HPV(子宮頸がん)の3ワクチンが、2012年度末まで公費負担されている。しかし、国が2分の1補助という低い補助率であるとともに、各市町村において制度設計を任せきりにしていることから、住民の自己負担金額に差が生じている。

愛知県保険医協会が2012年4月に実施した調査では、ヒブでは33市町村(61%)、小児用肺

炎球菌では33市町村(61%)、HPV(子宮頸がん)では32市町村(59%)が無料としているが、それ以外の市町村では、自己負担がある。

すべての市町村で、3ワクチンの予防接種を無料で受けられるようにすべきである。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。(P104~107参照)

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がん)以外に、流行性耳下腺炎は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告している。また、成人用肺炎球菌、水痘については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで接種が推奨されている。B型肝炎もWHO(世界保健機関)は、1992年、世界中の子どもたちに対して、生まれたらすぐにこのワクチンを国の定期接種として接種するように指示しており、ほとんどの国で定期接種になっている。

愛知県保険医協会が2012年4月に実施した調査では、高齢者用肺炎球菌ワクチンは36市町村(67%)で助成制度が設けられている。

水痘ワクチン・流行性耳下腺炎ワクチンは、小牧市と豊根村が自己負担無料で実施しているほか、名古屋市と飛島村で助成制度が実施されている。ロタウィルスワクチンは豊根村が自己負担無料で実施しており、名古屋市、豊橋市、北名古屋市が実施予定としている。

高い効果を持つワクチンについては、国による制度実施を待つことなく、まずは各市町村で独自の助成制度を設けるべきである。

【高齢者用肺炎球菌ワクチン助市町村一覧】

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、美浜町、設楽町

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。(P108~109参照)

年収200万円以下のワーキングプアー(働く貧困層)が1000万人を超え、国民年金の平均受給額が5万円、4世帯に1世帯が貯蓄ゼロ世帯となるなど国民の貧困化がすすんでいる。その結果、生活保護の受給者数は211万816人で、受給世帯も153万8096世帯(共に2012年5月)となり、いずれも過去最多を更新している。

生活保護受給者は、1951年度をピークに経済成長とともに減少し、1995年度は88万2229人で底を打った。その後、バブル崩壊を機に増加に転じ、2008年9月のリーマンショックで失業者が受給したことで急増。2011年3月には59年ぶりに200万人を突破し、同年7月には戦後の混乱の余波で過去最多だった1951年度の204万6646人(月平均)を超えた。以降、右肩上がりが増え続けている。

生活保護は、受給要件が厳しいこともあり、厚労省が2010年4月に発表した推計でも、基準で定める最低生活費を下回る所得しかない世帯の15.3%しか受給していないことがわかっている。それにもかかわらず、生活保護世帯が大幅に増加しており、国民の生活はさらに厳しいものになっている。

2008年秋からのリーマンショックによる不況の中で派遣切り・非正規切りが横行し、職と同時に

住まいを失う労働者が急増した。この間、全国の派遣村をはじめ、名古屋市中村区役所や県内各地での1日派遣村での運動で、住居がなくても稼働能力があっても生活保護が認められるようになってきているが、ホームレスが付き添い無しで申請に訪れた場合は、依然として申請が困難である事例も報告されている。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。(P110～111参照)

全国的に職員不足は深刻で1347カ所の福祉事務所を対象にした「生活保護の実施体制に係る調査」の結果は以下のようになっている。

「福祉事務所における生活保護の実施体制に係る調査」結果(自治労連)

- ・回答 757実施機関(57.6%、政令指定都市からの回答はなし)
- ・過去2年間で新規の相談件数は80%の増加に対して職員の増加は6%
- ・実務経験3年未満が66%
- ・年齢20～30代が68%
- ・80基準の2倍以上の実施機関も

こうした職員不足を背景に、受給後の就労支援や自立に向けたきめ細かな支援ができない実態が浮き彫りになってきており、専門的な知識のある職員を早急に配置することが必要だ。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。(P113～115参照)

厚生労働省は2012年3月、「警察官OB等を福祉事務所内に配置すること」を積極的に検討するよう指示。愛知県内では2012年5月現在、県庁(海部福祉事務所)、春日井市、西尾市、高浜市、あま市、長久手市、岡崎市で各1人、豊田市が2人配置している。

社会福祉行政と警察行政ではその目的、性格を全く異にしており、これを単純に一体化しては社会福祉の目的を達することはできない。市民と直接やりとりする現業に元警察官が社会福祉主事の資格もなく従事すると、警察目的が福祉目的よりも先行し、結果的に市民の生存権行使を阻害する事態をもたらす危険性、保護受給者あるいは保護を受給しようとする者を犯罪者視しその人格権・生存権を侵害する危険性がある。社会福祉主事の資格を有しない元警察官職員を生活保護の現業業務に従事させることは生活保護法第21条、社会福祉法第15条に違反し、違法であることが明かである。

■生活保護法第21条は、「社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする」と規定。

■社会福祉法第15条第6項は、福祉事務所において「現業を行う所員」については、「社会福祉主事でない限りはならない」と規定。そして、同条第4項は、「現業を行う所員」の事務として「援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないでこれらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等」と定めている。

大阪府豊中市福祉事務所は、2007年4月以降、警察官OBを嘱託職員として採用し、被保護者からのDV・多重債務等の相談業務(来客対応、電話対応を含む)、家庭訪問などの「現業」業務に従事させてきた。2009年10月、警察官OBの職員が生活保護の支給が遅れていることについて抗議をした被保護者に対し、「虫けら」「ヤカラ(理不尽な要求をするチンピラなどタチの悪い人物を意味する関西弁)」等の暴言を発し、大阪弁護士会は、二度と同様の人格権侵害が生じないようにすることと、社会福祉主事でない警察官OBが現業を行わないことを求める人権救済の勧告を行う事態まで起きている。警察官OBが窓口での対応等を常に行うようになれば、豊中市と同様に市民を犯罪者視する、福祉的ではない対応が広まるおそれが強い。そうなれば、ますます生活保護行政から住民を遠ざけ、孤独死・餓死者が増加することが強く危惧される。

【4】国・愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。
- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

（1）福祉医療制度について

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

（2）県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設して

ださい。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

2012年8月10日、強行可決された消費税増税法と社会保障改革推進法は、国民生活と医療、介護をはじめとした社会保障制度を解体に追い込む深刻な法であり、「消費税に頼らなくても社会保障の充実が可能」、「憲法にもとづく応能負担の原則で税制と社会保障制度の充実が可能」の声を広げ、決して実行させてはならない。野田首相は異例の「お詫び」記者会見を行った。消費税増税が、マニフェストに書いていなかったこと、中小零細企業や家計のやりくりで厳しい生活を送る人びとも負担をかけることになることを「お詫び」した。しかし後段は、「社会保障の恩恵」を得るためには仕方がないと、社会保障を「恩恵」にねじ曲げたうえ、くり返された「社会保障のため」という詭弁を弄し、「決断しなければならぬときに決断する政治」と開き直った。直後の共同通信の世論調査は、消費税増税に反対56%、賛成42%、特に20～30代では賛成は35%に留まる。「三党合意」についても「どちらかという評価しない」も含め49%が評価しないと、評価するとして46%を上回る。特に支持政党のない層で54%が支持しないとされている。

消費税増税の影響について、大手シンクタンクもあいつで将来予測を出し、消費税増税で1割近くGDPが下がることなどを発表。大変な日本経済になってしまう、増税されたら生きて行かれないなどの認識が広がっている。一方、社会保障が良くなるどころか、いっそう抑制され、社会保障解体法であることも浸透しはじめた。さらに、整備新幹線の着工認可をはじめ、大型公共事業が復活。自民が「国土強靱化計画」などとして、10年間で200兆円の公共事業を打ち出すなど、消費税増税が社会保障どころか、公共事業に使われることが明らかになった。これも批判を強めている。

成立にあたって3党合意の中で急浮上した「社会保障制度改革推進法」は、自民党の「哲学」が貫かれている(鴨下一郎自民党衆院議員)と明言している。「自助」「共助」そして「公助」を基本理念とし、憲法25条の「解釈改憲」と批判が高まっている。

また、「日本再生戦略」が7月31日に閣議決定された。中身は、財界の要望通り(「成長戦略の実行と財政再建の断行を求める」5月15日、日本経団連)の内容である。社会保障分野では、医療の市場化・産業化をかせげ、「公的保険外の医療・介護周辺サービスを拡大する」と明記されている(一方で、給付費は抑制をすすめる)。

こうした時期だからこそ、地方自治体は、地域住民のいのちと健康・くらしを守るために、地方自治法第99条の規定により、国・愛知県・後期高齢者医療広域連合に意見書という形で、切実な声を届けることが重要な意義をもっている。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要望事項	要望開始年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	14%	18%	44%	47%	54%	48%	56%	54%	53%	55%	57%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	15%	25%	32%	36%	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	—	—	5%	6%	10%	29%	33%	52%	59%	67%	70%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	5%	13%	14%	17%	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%
障がい者控除認定書の発行枚数	2002年	—	—	3,768	5,848	5,114	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	—
障がい者控除認定書を要介護1以上に発行	2006年	—	—	—	—	—	—	27%	24%	30%	43%	51%	69%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	現物給付1997年 自動払い2003年	1%	1%	5%	13%	30%	51%	65%	68%	100%	100%	100%	100%
◎6歳未満までの医療費無料制度	1997年	9%	15%	30%	47%	67%	79%	94%	97%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	1%	1%	2%	3%	4%	6%	14%	54%	70%	82%	85%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	8%	30%	36%	51%	67%
☆妊婦健診の助成回数拡大	2003年	—	—	—	11%	14%	16%	21%	59%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	10%	14%	18%	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	—	—	18%	24%	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%
文書回答	—	13%	34%	50%	74%	79%	94%	97%	97%	97%	97%	93%	94%
自治体数	—	88	88	88	87	87	68	63	63	61	61	57	54

(注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャッチアップで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付+自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。

3. 「6歳未満までの医療費無料制度」は、2008年に愛知県が通院を小学校卒業、入院を中学校卒業まで拡大したためすべての市町村で実現。

4. 「妊婦健診の助成回数拡大」は、2009年にはすべての市町村が14回助成となった。

5. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

6. 「—」の年は、要望前などの理由で未集約。

7. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

「地域改革推進法」条例化

後退させず前進を

愛知県は、地域改革推進第1次一括法と第2次一括法にともなう県の条例整備をすすめています。

民主党政権の地域改革推進一括法は「義務付け・枠付け見直し」の名で、国の責任で守るべきナショナルミニマム（国民生活の最低保障）の放棄と国民生活を支える行政サービスの後退につながる内容をもっています。

一括法で県が制定を

求められる基準などの条例は約30本。猶予期間の今年度中に条例がつくられます。

昨年の11月愛知県議会から今年の6月議会までに、認定子ども園の認定要件、バリアフリー法の信号機基準、道路構造の技術的基準、道路案内標識など7条例が成立しています。残る20本程度を9月と12月の県議会ですべて条例化する予定です。

保育所や障害者支援

施設など福祉施設の設備・運営基準に関する県の基準案については9月13日までパブリックコメント（意見募集）をおこなったうえで、愛知県議会の12月議会に条例案を出すとしています。

保育関係の労働組合は、満2歳児未満の保育所面積基準の県案の3・3平方メートルは不十分だとして4・96平方メートルを求めています。

一括法による条例整

県が検討している保育所関係の独自基準（案）

省令	独自基準（案）
乳児室の面積（保育所） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第二号	
乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上	乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上 ※一定期間の経過措置を規定
認定子ども園である保育所の職員配置基準（保育所） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項	
・満3歳短時間利用児35人につき1人以上 ・満4歳以上短時間利用児35人につき1人以上	・満3歳短時間利用児30人につき1人以上 ・満4歳以上短時間利用児30人につき1人以上

備は市町村でもおこなわれている。基準を求めています。後退させず、前進させ

愛知県地方税滞納整理機構について

地方税滞納整理機構の設置場所等



県内を6ブロックに分け、「愛知県〇〇（ブロック名）地方税滞納整理機構」がある。

ブロック	機構設置県税事務所	参加市町村（45市町村）
東尾張	名古屋東部県税事務所 ①	瀬戸市・江南市・小牧市・尾張旭市・岩倉市・豊山町・扶桑町
西尾張	西尾張県税事務所 ②	一宮市・津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村
知多	知多県税事務所 ③	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・美浜町・武豊町・南知多町
豊田尾張東部	名古屋南部県税事務所 ④	豊明市・日進市・みよし市・東郷町・長久手町
西三河	西三河県税事務所 安城県税センター ⑤	碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市
東三河	東三河県税事務所 ⑥	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

※東栄町と豊根村は2012年7月1日から参加

「高校やめて働かせよ」

まるで税金「取立て屋」

愛知県地方税滞納整理機構

愛知県が、滞納になつている個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の取立て専門機関として、昨年4月に設置した愛知県地方税滞納整理機構。設立の根拠法もない組織ですが、県内6ブロックの機構に47市町村が参加し、徴収（取立て）を委託しています。

度、市町村から引き継いだ約51億8700万円の滞納のうち約27億6500万円（徴収率53・3%）を徴収。目標の30%を大きく上回りました。

西尾張地方税滞納整理機構の担当者は、建設業者の分納の相談に耳を貸さず「一括で払うか、さもなければ差し押さえ」と迫りました。大治町の建設業者は「来月に入金があるのに滞納は全額払う」と申し出ましたが、機構は取引先に行き売掛金を差し押さえました。

機構職員から「子どもを高校中退させ働いてもらえ」と言われたのは愛西市の業者。「差し押さえられたら仕事も続けられず生活もできなくなる」の訴えに、機構側は「事業をつぶしている人は多いし、それも一つの手。仕事ができるかどうかはあなたの勝手だ。こちらは税金が入ればいい」と言い放ちました。

愛知県商工団体連合会（愛商連）は、県と生存権守る税制を

権侵害の取り立てに抗議。各自自治体に納税緩和措置の適用や、納税相談に応ずることなどを求めています。愛知県商工団体連合会（愛商連）は、県との交渉で、法的権限のない機構の解散、事情のある納税者に対しては徴収猶予などの積極的な活用を自治体に指導することなどを要求しています。



愛商連 事務局次長 豊田 宏 さんの話

景気の急激な悪化で多くの業者が「税金を払うと食べられない」実態です。最低の生活費には税金をかけるべきではありません。この滞納問題をきっかけに税制全般を考え、憲法25条が保障する生存権を守ることが重要です。

自治体は、住民のくらしを守り、福祉を向上させる本来の役割を果たしてほしいと思います。

愛知県「行革大綱に係る重点改革プログラム」(2011年12月)

項目	37	福祉医療制度の見直し	所管部局	健康福祉部																		
事業目的・内容	<p>○ 子ども、障害者、母子・父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等が、必要な医療を安心して受診できるようにするために、市町村が行う福祉医療費支給事業（医療保険制度の自己負担の無料化）の実施に要する経費を補助している。</p>																					
	平成23年度関連予算額		22,466百万円																			
1 改革内容	<p>○ 高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、平成26年度の新制度開始を目的として、制度の見直しを検討する。</p> <p>○ 見直しの検討にあたっては、国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。</p> <p>○ 見直し後の制度の実施にあたっては、県民、医療機関等に混乱が生じないよう、十分に周知を図っていく。</p>																					
2 工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>○ 福計・シミュレーション</td> <td>○ 市町村等協議 ○ 見直し案作成</td> <td>○ 関係機関システム 改修、制度周知</td> <td>○ 新制度開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 見直し案による</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table>				年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	○ 福計・シミュレーション	○ 市町村等協議 ○ 見直し案作成	○ 関係機関システム 改修、制度周知	○ 新制度開始		目標・効果				・ 見直し案による	↑
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	○ 福計・シミュレーション	○ 市町村等協議 ○ 見直し案作成	○ 関係機関システム 改修、制度周知	○ 新制度開始																		
目標・効果				・ 見直し案による	↑																	

福祉医療制度について

福祉医療制度は、子ども、障害者、母子・父子家庭、寝たきり・認知症高齢者の方等が安心して必要な医療を受けられるよう、医療保険制度における自己負担相当額を公費で支給するもの。対象者に対して助成する主体は市町村であり、県は以下の県制度に合致する範囲内で、市町村が支出した費用の1/2を補助している。

制度名称	制度の概要		平成24年度予算額 千円	制度の推移
	対象者	一部負担金		
子ども医療事業費補助金	対 《H24.3受給者数》 〔通院〕…小学校入学前まで《481,875人》 〔入院〕…中学校卒業まで《1,110,232人》 計1,110,232人	所得制限 なし 〔他県の状況 なし 13 あり 33〕	計 8,608,502 医療費 8,397,445 事務費 211,057	※平成12年度の「一部負担金導入」については表外 ・昭和48年 4月 制度創設(0歳児) ・平成 6年 4月 3歳未満児まで拡大 ・平成14年10月 4歳未満児まで拡大 ・平成20年 4月 通院:小学校入学前まで 入院:中学校卒業まで拡大
障害者医療事業費補助金	身障1～3級《49,339人》 腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級 《1,980人》 知的障害IQ50以下《21,087人》 自閉症状態《4,240人》 精神障害者1・2級 《20,704人》 計97,350人	なし 〔他県の状況 なし 5 あり 41〕	計 6,995,957 医療費 6,950,168 事務費 45,789	・昭和48年10月 制度創設(身障手帳1～3級等、 IQ50以下、自閉症) ・平成20年 4月 精神障害者保健福祉手帳1・2級まで 拡大(精神疾患のみ)
母子父子家庭医療事業費補助金	母子(父子)家庭の児童と母(父) (児童が18歳到達年度未まで) 《130,598人》	児童扶養手当一部支給制限適用 (母(父)と子の2人世帯の場合 2,300千円) 〔他県の状況 あり 46〕	計 2,286,482 医療費 2,247,245 事務費 39,237	・昭和53年11月 制度創設(母子家庭) ・平成 3年 8月 父子家庭まで拡大
後期高齢者福祉医療給付事業費補助金	後期高齢者医療の被保険者のうち、次の者 ① 障害者医療対象者《101,326人》 ② 母子父子家庭医療対象者《30人》 ③ 戦傷病者手帳所持者《314人》 ④ ねたきり、認知症高齢者《9,572人》 ⑤ 勧告に伴う結核入院患者《0》 ⑥ 精神病措置患者《4人》 計111,246人	①⑤⑥なし ②児童扶養手当適用 ③障害児福祉手当適用 ④市町村住民税非課税世帯 〔他県(大阪府を除く。)に ついては、上記事業の 中で実施〕	計 5,596,651 医療費 5,523,261 事務費 73,390	・昭和58年4月 制度創設(障害者医療・母子家庭医療 該当、一人暮らし・寝たきり高齢者等) ・平成 4年4月 認知症高齢者まで拡大 ・平成20年4月 精神障害者(障害者医療)まで拡大 (全疾患) ・一人暮らし高齢者を廃止 (7月未まで経過措置) ・償還払いから現物給付に変更
計	1,449,426人		計 23,487,592 医療費 23,118,119 事務費 369,473	

※ 平成12年度の「一部負担金導入」について
平成12年8月に一部負担金を導入したが、全市町村が負担相当額を見送った(負担相当額を市町村が負担)ことなどから、平成13年度に負担金制度を廃止した。

2012年7月15日

福祉医療あやうし

大村県政 有料化検討

大村愛知県政は、子どもや障がい者の医療費無料制度（福祉医療）を有料にする検討をすすめています。

県は6月1日、全市町村の担当者を集め、有料化に県費負担を導いた場合の将来推計結果を説明しました。医師会にも示しました。

今後、名古屋市など主要市町の担当課長で構成する「担当課長会議」を設けて制度見直し論点を整理。今年度中に有料化案をまとめ、14年度には新制度実施をめざしています。

1割負担か

県の将来推計は、医療保険改悪をならす厚生労働省の資料をつかいて、現行制度のままなら2031年度には公費支出が1.7倍に増えるとしています。

公費支出を抑える方策として、県費の定額負担（一回100円ないし500円）、定率負担（0.5割ないし1割）、所得制限のケースで推計しています。

所得制限方式は福祉医療は所得制限以内の受益者が多いため、公費支出の削減効果は乏しいとしています。

もともと削減効果が大きいのは1割負担の導入。子ども医療の場合、公費支出は現行の51.1%、ほぼ半減するを試算しています。

無料守る運動義務

大村県政の制度見直しの観点は結局財政。現行の医療費無料制度が弱者や低所得者の健康維持と生存権保障に果たしている役割を許さず切捨てようとして

います。 県・市町村にたいし医療費無料制度の維持・拡充を求める運動が急務となつています。

愛知県の福祉医療（医療費無料）制度

制度名	対象	所得制限	2012年度予算額
子ども医療事業費補助金	通院:小学校入学前、入院:中学校卒業まで。計111万232人	所得制限なし	86億850万円
障害者医療事業費補助金	身障1～3級、知的障害IQ50以下、精神障害者1・2級など。計9万7350人	所得制限なし	69億9596万円
母子父子家庭医療事業費補助金	児童が18歳到達年度末まで（子と親に）。13万598人	所得制限あり	22億8648万円
後期高齢者福祉医療給付事業費補助金	75歳以上の障害者医療対象者、寝たきり、認知症者など。計11万1246人	事業対象により所得制限あり	55億9665万円
	144万9426人（2012年3月）		234億8759万円

福祉医療制度＝医療保険制度の自己負担額を公費で支給する制度。県制度の範囲内で、県が市町村の医療費無料制度事業費の半分を補助する。予算額は事務費補助を含む。

福祉医療

愛知県の福祉医療（医療費無料）制度

制度名	対象
子ども医療事業費補助金	通院:小学校入学前、入院:中学校卒業まで。計111万232人
障害者医療事業費補助金	身障1～3級、知的障害IQ50以下、精神障害者1・2級など。計9万7350人
母子父子家庭医療事業費補助金	児童が18歳到達年度末まで（子と親に）。13万598人
後期高齢者福祉医療給付事業費補助金	75歳以上の障害者医療対象者、寝たきり、認知症者など。計11万1246人
母子父子家庭、後期高齢者には所得制限あり。	144万9426人（2012年3月）

無料化廃止許さない 県へ署名運動すすむ

愛知県の福祉医療（医療費無料）制度の存続・改善を求める署名運動が愛知県社会保険推進協議会によって取り組まれています。

昨年2月の知事選で当選した大村秀章知事は、「1件100億円という全国最高レベルの大企業向け補助金を新設する一方、これまで愛知県が「全国トップレベル」と誇ってきた

福祉医療制度を改善しようとしています。

旧制度は、医療保険の自己負担分を県と市町村の折半で公費負担し無料にするもの。

大村県政は、福祉予算削減のため、無料化をやめ、県費に1割負担を求めるなどの改悪を検討中。市町村の合意を取り付け、2014年度に新制度実施をねらっています。

社会保険推進協議会は改悪に反対し、県制度として中学校卒業までの通院医療費無料化など福祉医療制度の拡充を求めています。

名古屋市議会

愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書

市民の健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉施策の充実とともにますます重要となっている。本市は、医療を必要とする市民が経済的負担の心配なく安心して医療を受けることができるために、各種の医療費助成制度の充実に努めてきた。

子ども医療費助成は、市民からの強い要望も受けて、ことし10月から入院・通院とも対象を中学校3年生まで拡大したところであり、ひとり親世帯への医療費助成とあわせて、本市の子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

障害者医療費助成や、福祉給付金制度も、本市の福祉施策の大きな柱となっている。障害者医療費助成においては、身体・知的障害者のみならず、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限らず助成対象としている。また、福祉給付金として寝たきり・認知症の方に対する助成も行っており、高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの医療費助成制度は、愛知県の福祉医療制度に支えられており、事業の財源構成では、平成22年度実績で約3分の1が県費で賄われている。

しかしながら、愛知県がさらなる行革を進めるためにと発表した「重点改革プログラム策定に向けた重点改革項目及び論点」の中には「福祉医療制度の見直し」が含まれており、福祉医療制度の縮小（対象範囲の削減、所得制限や一部負担金の導入）が危惧される。外部有識者による公開ヒアリングにおいて、提言の結果は「妥当」「再検討」が同数となるなど、この制度が短時間のヒアリングでは簡単に結果が出せない重要な施策ということが示された。この制度の存廃は各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。

よって、名古屋市会は、愛知県に対し、本市を初め各市町村が今後も子ども医療費助成を初めとした医療費助成制度が安定的に維持できるよう、医療費助成を県の制度として堅持していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月7日

子ども医療費助成制度の実施状況

(2012年4月現在・愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)
 ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む
 ※市町村名が**白抜き**:通院・入院とも中学校卒業まで自己負担なしで実施(41市町村)
 ※★印:東郷町・飛島村・設楽町は入院とも、南知多町は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大している
 ※▲印:津島市は県基準から拡大をしたが、非課税世帯のみで、ほとんどの子どもは対象外となる
 ※◆印:豊橋市・一宮市・豊川市・犬山市・江南市・北名古屋市・南知多町は自己負担あり
 ※2011年4月と2012年4月の通院での実施数・割合の変化(実施予定含む)
 「小学校卒業」以上:50(92.6%)→53(98.1%) 「中学校卒業」以上:38(70.4%)→48(88.9%)
 ※ゴチックは昨年同月調査以降の変更部分

市町村名	通院	入院
県基準拡大自治体数	54(100%) (自己負担なし 49 自己負担あり 7)	6(11.1%) (自己負担なし 5 自己負担あり 1)
「小学校卒業」以上の自治体数	53(98.1%) (自己負担なし 46 自己負担あり 7)	—
「中学校卒業」以上の自治体数	48(88.9%) (自己負担なし 41 自己負担あり 7)	—
0 愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
1 名古屋市	中学校卒業(2011年10月実施)	中学校卒業
2 豊橋市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆(2012年4月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)
3 岡崎市	中学校卒業	中学校卒業
4 一宮市	中学校卒業(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い(市内医療機関に限り現物給付))◆(2012年4月実施)	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医療機関に限り現物給付))(2012年4月実施)
5 瀬戸市	中学校卒業(2012年1月実施)	中学校卒業(2012年1月実施)
6 半田市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
7 春日井市	中学校卒業	中学校卒業
8 豊川市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
9 津島市	義務教育就学前▲ (市民税所得割非課税世帯は18歳年度末まで(2011年12月実施))	中学校卒業(小中学生は償還払い) (市民税所得割非課税世帯は18歳年度末まで(2011年12月実施))
10 碧南市	中学校卒業	中学校卒業
11 刈谷市	中学校卒業	中学校卒業
12 豊田市	中学校卒業	中学校卒業
13 安城市	中学校卒業	中学校卒業
14 西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15 蒲郡市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
16 犬山市	18歳年度末(小学校4年生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆	18歳年度末(小学校4年生以降は償還払い、高校生は1割の自己負担あり)◆
17 常滑市	小学校3年生	中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)
18 江南市	小学校卒業(小学校4年生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆(2011年7月実施)	中学校卒業(小学校4年生以降は償還払い)

	市町村名	通院	入院
19	小牧市	中学校卒業	中学校卒業
20	稲沢市	小学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い)(2012年4月実施)
21	新城市	中学校卒業	中学校卒業
22	東海市	中学校卒業(2011年12月実施)	中学校卒業
23	大府市	中学校卒業	中学校卒業
24	知多市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業
26	尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
29	豊明市	中学校卒業(2011年7月実施)	中学校卒業
30	日進市	中学校卒業	中学校卒業
31	田原市	中学校卒業	中学校卒業
32	愛西市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
34	北名古屋	中学校卒業(小学生以降は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ [市民税非課税世帯は全額償還払い(2012年8月実施予定)]	中学校卒業(小中学生は償還払い)
35	弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36	みよし市	中学校卒業	中学校卒業
37	あま市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
38	長久手市	中学校卒業(2011年11月実施)	中学校卒業(2011年11月実施)
39	東郷町	18歳年度末★(2012年1月実施)	18歳年度末★(2012年1月実施)
40	豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41	大口町	中学校卒業	中学校卒業
42	扶桑町	小学校卒業 [中学校卒業(2013年1月実施予定)]	中学校卒業(中学生は償還払い)
43	大治町	中学校卒業(2012年4月実施)	中学校卒業(2012年4月実施)
44	蟹江町	小学校卒業 [中学校卒業(2012年7月実施予定)]	中学校卒業(中学生は償還払い)
45	飛鳥村	18歳年度末★(2012年4月実施)	18歳年度末★(2012年4月実施)
46	阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47	東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	小学校卒業 [18歳年度末(中学生以上は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆(2012年10月実施予定)]	中学校卒業(中学生は償還払い) [18歳年度末(中学生以上は償還払い)★(2012年10月実施予定)]
49	美浜町	中学校卒業(2011年10月実施)	中学校卒業(2011年10月実施)
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52	設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2012年4月実施)	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2012年4月実施)
53	東栄町	中学校卒業	中学校卒業
54	豊根村	中学校卒業(小中学生は償還払い)	中学校卒業(小中学生は償還払い)

精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表

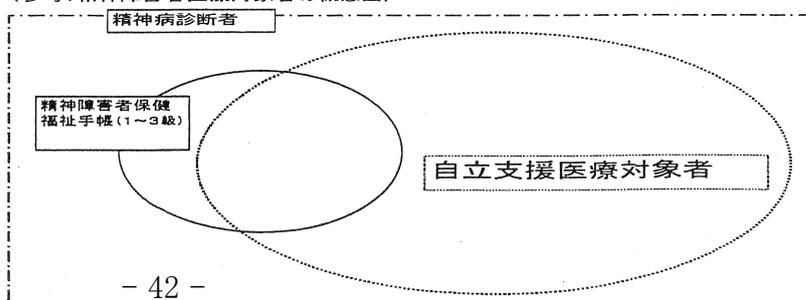
(H24.4.1)

市町村名	拡 大				縮 小
	通院		入院		
	精神疾患のみ	全疾患 (精神以外)	精神疾患のみ	全疾患 (精神以外)	
名古屋市		(1・2級)		(1・2級)	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用 *本人のみの場合、限度額3,604千円
豊橋市	(自立支援)				
岡崎市	(3級かつ自立支援)	(1~3級かつ自立支援)	(3級)	(1~3級)	
一宮市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)	
瀬戸市	(自立支援)		8割(精神病診断者)	(1・2級)	
半田市	(自立支援)				
春日井市	(自立支援)			(1・2級)	
豊川市	(自立支援)	1/2(1・2級)※市内在住1年以上		1/2(1・2級)※市内在住1年以上	
津島市	(自立支援)				
碧南市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
刈谷市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
豊田市		(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)		
安城市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(手帳1・2級以外の精神病診断者)	(1・2級)	
西尾市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
蒲郡市	(自立支援)	1/2(1・2級)		1/2(1・2級)	
犬山市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
常滑市	(自立支援)				
江南市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
小牧市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
稲沢市	(自立支援)			(1・2級)	
新城市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(3級)	1/2(1・2級)	
東海市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)	
大府市	(自立支援)		(3級)		
知多市	(自立支援)		(3級)	(1・2級)	
知立市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
尾張旭市	(自立支援)	(1・2級&自立支援)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
高浜市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
岩倉市	(自立支援)	(1・2級) ※1/2→全額助成	(精神病診断者) ※1/2→全額助成	(1・2級) ※1/2→全額助成	
豊明市	(3級&自立支援)	(1~3級)		1/2(1~3級)	
日進市	(自立支援)	(1・2級)			
田原市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
愛西市	(3級&1/2(自立支援))	(1~3級)	(3級&1/2(診断書&自立支援))	(1~3級)	
清須市	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
北名古屋市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)	
弥富市	(自立支援)		(精神病診断者)		
みよし市	(精神病診断者)		(精神病診断者)		
あま市	(3級かつ自立支援)		(3級)		
長久手市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
東郷町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
豊山町	(3級&診断書&自立支援)	(1~3級&診断書&自立支援)	(3級&診断書&自立支援)	(1~3級&診断書&自立支援)	
大口町	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
扶桑町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
大治町	1/2(3級かつ自立支援)		1/2(3級)		
蟹江町	(3級かつ自立支援)		(3級)		
飛島村	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
阿久比町	(自立支援)				
東浦町	(自立支援)		(3級)		
南知多町	(自立支援)				
美浜町	(自立支援)				
武豊町	(自立支援)				
幸田町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(3級&自立支援)	(1・2級)	
設楽町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
東栄町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
豊根村	(3級&診断書&自立支援)		1/2(精神病診断者)		
計	52	28	37	32	1

(表の見方)

- 1/2(1・2級)** 精神保健福祉手帳1・2級を対象者とし、医療費の自己負担相当額の1/2を助成する。
 - 自立支援医療** 自立支援医療の認定を受けた者
 - 精神病診断者** 精神病と診断された者で、市町村に診断書を提出することにより医療費の助成対象とする。
- *網掛け部分は、H24.4.1改正分

(参考: 精神障害者医療対象者の概念図)



後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した
- ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは45市町村(83.3%)
- ※「ひとり暮らし」欄 ◎印:従来通り継続 ○印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
- ※県基準から何らかの拡大をしているのは51市町村(94.4%)
- ※「拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施(瀬戸市・あま市・東栄町)
- ※母子等、戦傷病者等の所得制限超過者を対象としている市町村があるが、この表からは略している
- ※後期高齢者医療被保険者のうち、後期高齢者福祉医療費給付金の対象となっている割合は18.2%

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県義務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者医療被保険者数 (2011年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付金(2011年8月1日)		
				合計	ひとり暮らし	その他の拡大
合計	45	県制度から拡大:51市町村	703,982	128,090	10,792	9,678
1 名古屋市	×	①ねたきり・認知症の人は特別障害者手当受給者限度額まで(所得制限緩和) ②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	227,518	46,146	0	8,505
2 豊橋市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当。税扶養に入っていない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	37,318	6,672	1,128	70
3 岡崎市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者(税扶養に入っていない) ②精神保健福祉手帳3級(通院は自立支援医療のみ、入院は全額)	32,767	5,719	613	0
4 一宮市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	37,572	7,014	926	73
5 瀬戸市	×	★	14,300	2,396	0	0
6 半田市	○	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者(市民税非課税世帯のみ)	11,279	1,711	57	17
7 春日井市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	26,318	4,162	176	76
8 豊川市	○	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	18,679	2,855	868	0
9 津島市	×	自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,932	1,095	0	62
10 碧南市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,519	1,237	182	19
11 刈谷市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	10,717	2,110	306	71
12 豊田市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害で診断書による入院(1/2助成) ③市民税非課税世帯の要介護3認定者	31,316	5,949	633	78
13 安城市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	14,015	2,880	771	45
14 西尾市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	17,986	2,925	341	58
15 蒲郡市	◎	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	10,238	1,774	270	19

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者医療被保険者数 (2011年8月1日)	後期高齢者福祉医療費給付金(2011年8月1日)		
				合計	ひとり暮らし	その他の拡大
16	犬山市	◎ ひとり暮らし非課税高齢者	8,010	1,419	240	0
17	常滑市	○ ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	6,694	868	73	73
18	江南市	× ①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	10,146	1,689	0	19
19	小牧市	○ ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし)	11,741	1,976	90	0
20	稲沢市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	13,631	2,277	287	48
21	新城市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院1/2助成)	8,234	998	264	10
22	東海市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④東海市特定疾病認定患者	9,040	1,648	215	54
23	大府市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	6,632	934	8	0
24	知多市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は除く) 精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	7,568	1,271	164	0
25	知立市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	5,200	925	213	15
26	尾張旭市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,292	1,115	69	38
27	高浜市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者(73・74歳及び75歳以上) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	3,987	815	247	11
28	岩倉市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	4,171	733	135	0
29	豊明市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(通院全額、入院1/2助成) ④精神障害者1・2級(精神以外の通院全額、入院1/2助成)	6,036	1,260	301	71
30	日進市	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外、遺族年金を所得判定に含む) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,179	943	59	8
31	田原市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,125	1,518	428	0
32	愛西市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	7,320	1,376	286	4
33	清須市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	6,205	1,310	443	0
34	北名古屋	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,525	1,228	178	9
35	弥富市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,271	744	79	177

市町村名	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	後期高齢者医療被 保険者数 (2011年 8月1日)	後期高齢者福祉医療費 給付金(2011年8月1日)		
				合計	ひとり 暮らし	その他 の拡大
36	みよし市	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	3,197	636	73	14
37	あま市	× ★	7,459	1,154	0	0
38	東郷町	× ①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	2,990	407	0	0
39	長久手町	× ①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院	2,935	425	0	0
40	豊山町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉法で精神障害者と診断された人 ④入院時の食事療養も助成対象	1,100	218	32	3
41	大口町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	1,861	315	32	8
42	扶桑町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,464	545	34	7
43	大治町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入院は全額助成)	2,021	393	85	0
44	蟹江町	× 精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入院は全額助成)	3,378	505	0	0
45	飛島村	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	637	122	26	0
46	阿久比町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	2,703	362	22	0
47	東浦町	○ ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	4,524	823	120	0
48	南知多町	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外。1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,402	496	31	10
49	美浜町	○ ①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	2,778	385	78	0
50	武豊町	○ ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外)	3,632	702	95	0
51	幸田町	◎ ①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神3級所持者の精神疾患による入院(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	3,134	478	25	6
52	設楽町	○ ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当)	1,658	256	43	0
53	東栄町	× ★	1,212	130	0	0
54	豊根村	○ ひとり暮らし非課税高齢者(低所得I該当。1/2助成)	416	46	46	0

各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2012年4月現在・愛知社保協まとめ)

- ・「要支援」の集計値には、旧措置入所者を含む
- ・要介護1～5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合
- ・知多北部広域連合の3市1町は人口のみ掲載し、要支援・要介護者は合計値のみ掲載している
- ・人口は4月1日現在、要支援・要介護者数は4月末現在

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護		
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合	2
合計	7,414,863	1,543,798	20.8%	700,312	9.4%	63,714	4.1%	42,255	2.7%	43,709
1 名古屋市	2,261,377	483,793	21.4%	229,952	10.2%	24,193	5.0%	11,593	2.4%	17,151
2 豊橋市	374,730	78,452	20.9%	36,835	9.8%	3,209	4.1%	1,778	2.3%	1,945
3 岡崎市	374,187	69,828	18.7%	32,064	8.6%	3,187	4.6%	2,649	3.8%	1,716
4 一宮市	378,839	85,789	22.6%	37,602	9.9%	2,820	3.3%	2,495	2.9%	2,336
5 瀬戸市	131,552	31,646	24.1%	14,052	10.7%	1,446	4.6%	1,072	3.4%	872
6 半田市	118,161	23,742	20.1%	10,960	9.3%	1,011	4.3%	898	3.8%	579
7 春日井市	306,376	64,700	21.1%	26,290	8.6%	2,227	3.4%	1,779	2.7%	1,759
8 豊川市	181,354	39,557	21.8%	18,156	10.0%	1,055	2.7%	1,341	3.4%	1,053
9 津島市	64,791	15,665	24.2%	7,043	10.9%	675	4.3%	475	3.0%	528
10 碧南市	71,614	14,718	20.6%	7,398	10.3%	619	4.2%	340	2.3%	364
11 刈谷市	145,957	24,101	16.5%	10,545	7.2%	879	3.6%	813	3.4%	618
12 豊田市	420,494	73,466	17.5%	30,386	7.2%	2,793	3.8%	2,232	3.0%	1,766
13 安城市	180,174	30,629	17.0%	13,527	7.5%	1,328	4.3%	994	3.2%	647
14 西尾市	165,768	35,663	21.5%	17,541	10.6%	1,058	3.0%	1,047	2.9%	960
15 蒲郡市	81,628	20,610	25.2%	10,140	12.4%	756	3.7%	661	3.2%	539
16 犬山市	75,137	18,262	24.3%	8,039	10.7%	863	4.7%	555	3.0%	292
17 常滑市	55,575	13,174	23.7%	6,469	11.6%	488	3.7%	369	2.8%	478
18 江南市	99,501	22,965	23.1%	9,889	9.9%	803	3.5%	661	2.9%	481
19 小牧市	146,789	28,975	19.7%	11,527	7.9%	1,156	4.0%	426	1.5%	504
20 稲沢市	136,617	30,317	22.2%	13,362	9.8%	1,443	4.8%	777	2.6%	658
21 新城市	49,023	14,142	28.8%	7,906	16.1%	670	4.7%	556	3.9%	351
22 東海市	109,321	20,851	19.1%	9,006	8.2%	-	-	-	-	-
23 大府市	86,352	15,626	18.1%	6,515	7.5%	-	-	-	-	-
24 知多市	84,399	18,337	21.7%	7,426	8.8%	-	-	-	-	-
25 知立市	69,414	11,787	17.0%	5,276	7.6%	315	2.7%	371	3.1%	242
26 尾張旭市	81,518	17,093	21.0%	7,365	9.0%	644	3.8%	352	2.1%	418
27 高浜市	44,765	7,824	17.5%	3,883	8.7%	378	4.8%	275	3.5%	245
28 岩倉市	46,706	9,884	21.2%	4,091	8.8%	370	3.7%	270	2.7%	193
29 豊明市	69,481	14,848	21.4%	6,211	8.9%	363	2.4%	404	2.7%	376
30 日進市	86,498	15,139	17.5%	6,558	7.6%	626	4.1%	424	2.8%	353

要介護								要支援・ 要介護者合計		市町村名	
割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	割合		
2.8%	32,508	2.1%	29,944	1.9%	24,512	1.6%	172,928	11.2%	236,642	15.3%	合計
3.5%	12,422	2.6%	10,177	2.1%	8,280	1.7%	59,623	12.3%	83,816	17.3%	名古屋市 1
2.5%	1,423	1.8%	1,505	1.9%	1,313	1.7%	7,964	10.2%	11,173	14.2%	豊橋市 2
2.5%	1,344	1.9%	1,245	1.8%	1,122	1.6%	8,076	11.6%	11,263	16.1%	岡崎市 3
2.7%	1,657	1.9%	1,798	2.1%	1,259	1.5%	9,545	11.1%	12,365	14.4%	一宮市 4
2.8%	634	2.0%	584	1.8%	575	1.8%	3,737	11.8%	5,183	16.4%	瀬戸市 5
2.4%	387	1.6%	451	1.9%	371	1.6%	2,686	11.3%	3,697	15.6%	半田市 6
2.7%	1,259	1.9%	1,067	1.6%	985	1.5%	6,849	10.6%	9,076	14.0%	春日井市 7
2.7%	924	2.3%	743	1.9%	631	1.6%	4,692	11.9%	5,747	14.5%	豊川市 8
3.4%	374	2.4%	303	1.9%	227	1.4%	1,907	12.2%	2,582	16.5%	津島市 9
2.5%	307	2.1%	316	2.1%	201	1.4%	1,528	10.4%	2,147	14.6%	碧南市 10
2.6%	484	2.0%	475	2.0%	338	1.4%	2,728	11.3%	3,607	15.0%	刈谷市 11
2.4%	1,325	1.8%	1,329	1.8%	1,241	1.7%	7,893	10.7%	10,686	14.5%	豊田市 12
2.1%	498	1.6%	488	1.6%	529	1.7%	3,156	10.3%	4,484	14.6%	安城市 13
2.7%	606	1.7%	804	2.3%	549	1.5%	3,966	11.1%	5,024	14.1%	西尾市 14
2.6%	357	1.7%	401	1.9%	276	1.3%	2,234	10.8%	2,990	14.5%	蒲郡市 15
1.6%	318	1.7%	271	1.5%	210	1.1%	1,646	9.0%	2,509	13.7%	犬山市 16
3.6%	311	2.4%	257	2.0%	229	1.7%	1,644	12.5%	2,132	16.2%	常滑市 17
2.1%	420	1.8%	404	1.8%	305	1.3%	2,271	9.9%	3,074	13.4%	江南市 18
1.7%	370	1.3%	498	1.7%	318	1.1%	2,116	7.3%	3,272	11.3%	小牧市 19
2.2%	645	2.1%	597	2.0%	447	1.5%	3,124	10.3%	4,567	15.1%	稲沢市 20
2.5%	292	2.1%	321	2.3%	255	1.8%	1,775	12.6%	2,445	17.3%	新城市 21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東海市 22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大府市 23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	知多市 24
2.1%	170	1.4%	188	1.6%	182	1.5%	1,153	9.8%	1,468	12.5%	知立市 25
2.4%	288	1.7%	317	1.9%	205	1.2%	1,580	9.2%	2,224	13.0%	尾張旭市 26
3.1%	162	2.1%	172	2.2%	139	1.8%	993	12.7%	1,371	17.5%	高浜市 27
2.0%	185	1.9%	181	1.8%	122	1.2%	951	9.6%	1,321	13.4%	岩倉市 28
2.5%	295	2.0%	247	1.7%	228	1.5%	1,550	10.4%	1,913	12.9%	豊明市 29
2.3%	242	1.6%	288	1.9%	220	1.5%	1,527	10.1%	2,153	14.2%	日進市 30

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護		
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合	2
31 田原市	63,666	14,491	22.8%	7,850	12.3%	376	2.6%	318	2.2%	373
32 愛西市	64,389	16,262	25.3%	6,966	10.8%	466	2.9%	382	2.3%	404
33 清須市	65,548	13,646	20.8%	6,234	9.5%	561	4.1%	342	2.5%	310
34 北名古屋市	82,131	17,204	20.9%	6,509	7.9%	480	2.8%	430	2.5%	377
35 弥富市	43,335	9,421	21.7%	4,219	9.7%	400	4.2%	294	3.1%	274
36 みよし市	60,861	8,746	14.4%	3,376	5.5%	260	3.0%	195	2.2%	180
37 あま市	86,610	19,273	22.3%	7,352	8.5%	636	3.3%	493	2.6%	494
38 長久手市	53,358	7,210	13.5%	3,048	5.7%	259	3.6%	173	2.4%	156
39 東郷町	42,071	7,829	18.6%	3,038	7.2%	246	3.1%	218	2.8%	180
40 豊山町	14,700	2,889	19.7%	1,106	7.5%	44	1.5%	67	2.3%	92
41 大口町	22,505	4,667	20.7%	2,052	9.1%	130	2.8%	104	2.2%	85
42 扶桑町	33,724	7,734	22.9%	3,415	10.1%	249	3.2%	188	2.4%	164
43 大治町	30,242	5,335	17.6%	2,006	6.6%	165	3.1%	156	2.9%	134
44 蟹江町	36,553	7,766	21.2%	3,331	9.1%	291	3.7%	206	2.7%	250
45 飛島村	4,555	1,203	26.4%	673	14.8%	19	1.6%	32	2.7%	35
46 阿久比町	26,372	6,134	23.3%	2,773	10.5%	161	2.6%	162	2.6%	122
47 東浦町	49,777	10,335	20.8%	4,522	9.1%	-	-	-	-	-
48 南知多町	19,909	6,059	30.4%	3,294	16.5%	244	4.0%	207	3.4%	170
49 美浜町	24,803	5,662	22.8%	2,783	11.2%	183	3.2%	208	3.7%	151
50 武豊町	42,522	8,784	20.7%	3,587	8.4%	255	2.9%	242	2.8%	200
51 幸田町	38,741	6,847	17.7%	3,099	8.0%	188	2.7%	177	2.6%	105
52 設楽町	5,514	2,408	43.7%	1,531	27.8%	139	5.8%	113	4.7%	70
53 東栄町	3,623	1,728	47.7%	1,138	31.4%	81	4.7%	82	4.7%	53
54 豊根村	1,256	582	46.3%	396	31.5%	30	5.2%	34	5.8%	17
- 知多北部 広域連合	329,849	65,149	19.8%	27,469	8.3%	2,476	3.8%	1,825	2.8%	1,889

要介護								要支援・ 要介護者合計		市町村名		
割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	割合			
2.6%	333	2.3%	367	2.5%	298	2.1%	1,689	11.7%	2,065	14.3%	田原市	31
2.5%	305	1.9%	288	1.8%	266	1.6%	1,645	10.1%	2,111	13.0%	愛西市	32
2.3%	272	2.0%	300	2.2%	239	1.8%	1,463	10.7%	2,024	14.8%	清須市	33
2.2%	271	1.6%	315	1.8%	256	1.5%	1,649	9.6%	2,129	12.4%	北名古屋市	34
2.9%	195	2.1%	147	1.6%	126	1.3%	1,036	11.0%	1,436	15.2%	弥富市	35
2.1%	142	1.6%	118	1.3%	74	0.8%	709	8.1%	969	11.1%	みよし市	57
2.6%	342	1.8%	326	1.7%	279	1.4%	1,934	10.0%	2,570	13.3%	あま市	39
2.2%	122	1.7%	132	1.8%	104	1.4%	687	9.5%	946	13.1%	長久手市	36
2.3%	105	1.3%	114	1.5%	112	1.4%	729	9.3%	975	12.5%	東郷町	37
3.2%	53	1.8%	64	2.2%	49	1.7%	325	11.2%	369	12.8%	豊山町	38
1.8%	87	1.9%	52	1.1%	36	0.8%	364	7.8%	494	10.6%	大口町	40
2.1%	148	1.9%	133	1.7%	111	1.4%	744	9.6%	993	12.8%	扶桑町	41
2.5%	112	2.1%	88	1.6%	73	1.4%	563	10.6%	728	13.6%	大治町	45
3.2%	163	2.1%	114	1.5%	98	1.3%	831	10.7%	1,122	14.4%	蟹江町	46
2.9%	39	3.2%	27	2.2%	17	1.4%	150	12.5%	169	14.0%	飛島村	47
2.0%	75	1.2%	96	1.6%	85	1.4%	540	8.8%	701	11.4%	阿久比町	48
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東浦町	49
2.8%	115	1.9%	161	2.7%	104	1.7%	757	12.5%	1,001	16.5%	南知多町	50
2.7%	154	2.7%	103	1.8%	57	1.0%	673	11.9%	856	15.1%	美浜町	51
2.3%	141	1.6%	145	1.7%	91	1.0%	819	9.3%	1,074	12.2%	武豊町	52
1.5%	94	1.4%	127	1.9%	75	1.1%	578	8.4%	766	11.2%	幸田町	56
2.9%	43	1.8%	54	2.2%	40	1.7%	320	13.3%	459	19.1%	設楽町	58
3.1%	50	2.9%	43	2.5%	34	2.0%	262	15.2%	343	19.8%	東栄町	59
2.9%	19	3.3%	28	4.8%	13	2.2%	111	19.1%	141	24.2%	豊根村	60
2.9%	1,429	2.2%	1,175	1.8%	1,118	1.7%	7,436	11.4%	9,912	15.2%	知多北部 広域連合	-

第5期介護保険事業計画の全国集計（概要）

○第1号被保険者数

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
2,928万人	3,030万人	3,132万人	3,230万人

○要介護（要支援）認定者数

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
520万人	543万人	567万人	590万人

○第1号被保険者に対する要介護（要支援）認定者の割合

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
17.8%	17.9%	18.1%	18.3%

※1）2011年度の数値は、介護保険事業状況報告（平成23年9月分）の平成23年9月末時点の数値である。未報告の10保険者は含まれていない。
 ※2）2012年度～2014年度の数値は、第5期介護保険事業計画について、本年4月18日現在で集計した数値であり、未報告の14保険者の数値は未計上。
 ※3）要介護（要支援）認定者数は、第2号被保険者の認定者数を含んでいる。

第5期介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等について〈確定値〉

	2011年度(実績)※1	2014年度 サービス量見込み(確定値)※2	(参考)2015年度 改革シナリオ※3	(参考)2025年度 改革シナリオ※3
在宅介護	314 万人/日	348 万人/日 (11%増)	361 万人/日 (15%増)	463 万人/日 (47%増)
うちホームヘルプ	130 万人/日	148 万人/日 (14%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うちデイサービス	205 万人/日	234 万人/日 (14%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うちショートステイ	38 万人/日	43 万人/日 (13%増)	- 万人/日 -	- 万人/日 -
うち訪問看護	30 万人/日	34 万人/日 (13%増)	37 万人/日 (23%増)	51 万人/日 (70%増)
うち小規模多機能	6 万人/日	9 万人/日 (50%増)	10 万人/日 (67%増)	40 万人/日 (567%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	- 万人/日	2 万人/日 -	1 万人/日 -	15 万人/日 -
うち複合型サービス	- 万人/日	1 万人/日 -	- 万人/日 -	- 万人/日 -
居住系サービス	32 万人/日	41 万人/日 (28%増)	38 万人/日 (19%増)	62 万人/日 (94%増)
特定施設	16 万人/日	21 万人/日 (31%増)	18 万人/日 (13%増)	24 万人/日 (50%増)
認知症高齢者グループホーム	16 万人/日	20 万人/日 (25%増)	20 万人/日 (25%増)	37 万人/日 (131%増)
介護施設	89 万人/日	99 万人/日 (11%増)	106 万人/日 (19%増)	133 万人/日 (49%増)
特養	47 万人/日	56 万人/日 (19%増)	57 万人/日 (21%増)	73 万人/日 (55%増)
老健(十介護療養)	42 万人/日	43 万人/日 (2%増)	49 万人/日 (17%増)	60 万人/日 (43%増)

※1）2011年度の数値は介護給付費実態調査月報（平成23年11月審査分）による数値であり、福祉用具販売（予防含む。）及び住宅改修（予防含む。）の数値は未計上。
 なお、ホームヘルプは訪問介護（予防含む。）、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護（予防含む。）、通所リハ（予防含む。）、認知症対応型通所介護（予防含む。）の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護（予防含む。）、短期入所療養介護（予防含む。）の合計値。

※2）2014年度の数値は、第5期介護保険事業計画の最終年度における介護サービス量の見込みについて、本年4月18日現在で集計した数値であり、未報告の14保険者の数値は未計上。
 なお、在宅介護の総数については、便宜上、2009年度の受給率を用いて算出した推計値。また、在宅介護の再掲サービスについては、年間延べ人数（月単位）を12で除した算出した推計値。

※3）2025年度の数値は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」（平成24年3月）による（2015年度も左記と同様の方法で算出したもの）。

新サービスの実施見込みについて〈確定値〉

第5期介護保険事業計画で新サービスの実施を見込んでいる保険者数及び利用者数

	2012年度	2013年度	2014年度
定期巡回・随時対応型サービス	189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)
複合型サービス	109保険者 (0.2万人/日)	185保険者 (0.5万人/日)	233保険者 (0.8万人/日)

注) 上記表中の数値は、第5期介護保険事業計画における介護サービス量の見込みについて、本年4月18日現在で集計した数値。また、利用者数については、第5期介護保険事業計画上の年間延べ人数(月単位)を12で除した算出した推計値。

○新サービスの実施見込みについて(都道府県別)

・第5期介護保険事業計画で新サービスの実施を見込んでいる保険者数

	定期巡回・随時対応型サービス			複合型サービス		
	2012年度	2013年度	2014年度	2012年度	2013年度	2014年度
全 国	189	283	329	109	185	233
北海道	5	5	9	4	5	6
青森県	0	0	1	0	0	1
岩手県	1	2	2	0	2	2
宮城県	1	2	2	0	0	0
秋田県	4	6	7	3	4	5
山形県	0	2	2	1	2	2
福島県	3	3	3	2	3	3
茨城県	9	13	17	5	8	13
栃木県	0	0	1	0	3	5
群馬県	1	2	2	2	2	2
埼玉県	10	16	20	8	10	15
千葉県	10	14	15	5	6	8
東京都	20	31	34	8	16	20
神奈川県	10	17	18	5	11	12
新潟県	2	5	5	1	2	3
富山県	2	3	3	1	3	3
石川県	3	5	7	3	3	4
福井県	4	4	4	3	3	3
山梨県	2	4	4	0	1	2
長野県	4	7	9	2	3	5
岐阜県	5	9	9	1	5	6
静岡県	3	5	7	2	4	7
愛知県	9	14	16	5	8	8
三重県	2	4	6	1	1	4
滋賀県	4	5	6	5	6	7
京都府	6	7	7	2	2	3
大阪府	21	29	34	8	21	26
兵庫県	4	5	7	3	5	7
奈良県	3	4	5	1	1	1
和歌山県	2	2	2	2	2	2
鳥取県	3	3	3	3	3	3
島根県	0	2	2	0	2	2
岡山県	2	2	2	1	2	2
広島県	4	9	12	1	2	5
山口県	4	5	5	3	4	4
徳島県	1	1	1	0	1	1
香川県	3	3	3	1	2	2
愛媛県	4	4	4	3	3	3
高知県	1	3	3	1	2	2
福岡県	4	7	8	3	5	6
佐賀県	1	2	2	2	2	2
長崎県	4	5	5	3	4	4
熊本県	3	3	5	1	4	5
大分県	2	5	6	1	2	2
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	3	4	4	2	4	4
沖縄県	0	0	0	1	1	1

注) 上記表中の数値は、第5期介護保険事業計画における介護サービス量の見込みについて、本年4月18日現在で集計した数値である。

介護保険料額と保険料段階数

(2012年3月29日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

※第4期計画及び第5期計画で単年度ごとに保険料基準額が決定している場合は3年度の平均保険料を掲載している。第3期以前は、前回のアンケート結果から転載

※「段階」欄は基準段階の特例措置(公的年金収入と合計所得金額が80万円以下の人は軽減)段階も1段階としている

※豊川市の第2期保険料は合併前の保険料額

※西尾市の第2期～第3期の保険料は合併した1市3町の単純平均

※あま市の第2期～第4期の保険料は合併した3町の単純平均

※保険料の値下げはなし、据え置きは1市(1.9%)、値上げは53市町村(98.1%)

市町村名	第2期 保険料額 (2003年度～)	第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	2,946	3,993	3,941	4,768	827	21.0%	—
1 名古屋市	3,153	4,398	4,149	5,440	1,291	31.1%	12
2 豊橋市	2,650	3,760	3,960	4,300	340	8.6%	11
3 岡崎市	2,900	3,900	4,100	4,300	200	4.9%	10
4 一宮市	2,890	3,800	3,859	5,125	1,266	32.8%	10
5 瀬戸市	3,005	4,147	4,188	4,430	242	5.8%	11
6 半田市	3,567	4,050	3,945	4,980	1,035	26.2%	10
7 春日井市	2,996	4,087	4,106	4,649	543	13.2%	12
8 豊川市	2,653	3,616	3,944	4,590	646	16.4%	10
9 津島市	3,200	4,540	4,011	5,181	1,170	29.2%	14
10 碧南市	2,720	3,300	3,360	4,500	1,140	33.9%	11
11 刈谷市	2,700	3,700	3,700	4,440	740	20.0%	11
12 豊田市	2,885	3,838	3,838	4,280	442	11.5%	10
13 安城市	2,700	3,700	3,700	4,150	450	12.2%	12
14 西尾市	2,650	3,225	3,700	4,200	500	13.5%	12
15 蒲郡市	2,675	3,618	4,086	4,472	386	9.4%	10
16 犬山市	2,850	3,563	3,296	3,995	699	21.2%	10
17 常滑市	2,800	3,200	4,000	4,800	800	20.0%	10
18 江南市	2,924	3,752	3,778	4,177	399	10.6%	11
19 小牧市	2,897	3,587	3,587	3,647	60	1.7%	10
20 稲沢市	2,657	3,830	3,855	4,400	545	14.1%	10
21 新城市	2,496	3,560	3,560	4,450	890	25.0%	9
— 知多北部広域連合	2,990	3,941	4,030	4,934	904	22.4%	10
25 知立市	2,650	2,950	3,200	3,680	480	15.0%	11
26 尾張旭市	3,014	4,190	4,005	4,155	150	3.7%	12
27 高浜市	3,388	4,296	4,400	5,260	860	19.5%	12
28 岩倉市	2,916	3,785	3,495	4,100	605	17.3%	10
29 豊明市	2,750	4,550	3,845	4,529	684	17.8%	12
30 日進市	2,800	4,580	3,617	4,370	753	20.8%	11
31 田原市	2,473	3,540	3,540	4,216	676	19.1%	10
32 愛西市	2,910	3,850	3,850	4,350	500	13.0%	11
33 清須市	3,071	3,689	3,942	4,898	956	24.3%	8
34 北名古屋市	3,021	3,824	3,665	4,316	651	17.8%	8

市町村名		第2期 保険料額 (2003年度～)	第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
35	弥富市	2,679	3,500	3,450	4,550	1,100	31.9%	12
36	みよし市	2,690	3,680	3,680	3,680	0	0.0%	10
37	あま市	2,864	2,356	3,789	4,300	511	13.5%	10
38	長久手市	3,183	4,355	4,002	4,283	281	7.0%	11
39	東郷町	2,931	4,407	3,808	3,846	38	1.0%	11
40	豊山町	2,516	3,694	3,899	4,382	483	12.4%	8
41	大口町	2,941	3,450	3,450	3,750	300	8.7%	10
42	扶桑町	2,726	3,345	3,454	3,969	515	14.9%	10
43	大治町	2,800	4,000	4,000	4,500	500	12.5%	10
44	蟹江町	2,700	3,000	3,500	4,750	1,250	35.7%	10
45	飛島村	2,900	2,900	3,301	4,650	1,349	40.9%	10
46	阿久比町	2,910	4,380	3,650	4,400	750	20.5%	10
48	南知多町	2,650	3,400	3,400	4,400	1,000	29.4%	10
49	美浜町	2,600	3,500	3,600	4,500	900	25.0%	12
50	武豊町	3,000	3,700	3,980	4,780	800	20.1%	12
51	幸田町	2,800	3,200	3,500	3,800	300	8.6%	11
52	設楽町	2,700	3,400	3,700	4,400	700	18.9%	9
53	東栄町	2,700	3,800	4,100	4,300	200	4.9%	9
54	豊根村	2,700	3,600	3,560	4,500	940	26.4%	6

						第6段階	1
値下げ	値下げ	0				第7段階	0
据え置き	据え置き	1				第8段階	3
値上げ	値上げ	53				第9段階	3
						第10段階	25
						第11段階	11
						第12段階	10
						第13段階	0
						第14段階	1
						第15段階	0

第5期保険料段階と倍率と所得金額

(2012年3月29日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階		第8段階		第9段階	
							倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準
1 名古屋市	0.45	0.45	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
2 豊橋市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.83	1.00	1.16	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満
3 岡崎市	0.45	0.45	0.70		0.90	1.00	1.10	125万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満
4 一宮市	0.50	0.50	0.60	0.75	0.90	1.00	1.10	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
5 瀬戸市	0.45	0.45	0.62	0.75	0.88	1.00	1.13	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
6 半田市	0.40	0.50	0.69	0.75	0.83	1.00	1.15	125万未満	1.35	200万未満	1.65	400万未満
7 春日井市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満
8 豊川市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.83	1.00	1.16	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
9 津島市	0.40	0.50	0.57	0.60	0.70	1.00	1.20	125万未満	1.30	190万未満	1.60	350万未満
10 碧南市	0.45	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満
11 刈谷市	0.10	0.35	0.65		0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	350万未満
12 豊田市	0.50	0.50	0.60	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
13 安城市	0.35	0.45	0.60	0.65	0.80	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満
14 西尾市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	350万未満
15 蒲都市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
16 犬山市	0.40	0.50	0.60	0.70	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
17 常滑市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.90	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
18 江南市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.83	1.00	1.16	125万未満	1.25	190万未満	1.50	300万未満
19 小牧市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.83	1.00	1.08	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
20 稲沢市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.15	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
21 新城市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.25	200万未満	1.50	500万未満	1.75	500万以上
— 知多北部広域連合	0.50	0.50	0.60	0.75	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.35	200万未満	1.60	500万未満
25 知立市	0.50	0.50	0.70		0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満
26 尾張旭市	0.45	0.45	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	190万未満	1.40	250万未満
27 高浜市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	350万未満
28 岩倉市	0.50	0.50	0.63	0.75	0.88	1.00	1.13	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
29 豊明市	0.20	0.30	0.60		0.90	1.00	1.10	125万未満	1.20	190万未満	1.35	340万未満
30 日進市	0.30	0.50	0.70	0.75	0.90	1.00	1.13	125万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満
31 田原市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.83	1.00	1.16	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
32 愛西市	0.50	0.50	0.60	0.65	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
33 清須市	0.50	0.50	0.70	0.75	0.88	1.00	1.25	190万未満	1.50	190万以上		
34 北名古屋市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.83	1.00	1.25	190万未満	1.50	190万以上		
35 弥富市	0.40	0.40	0.70	0.75	0.90	1.00	1.25	190万未満	1.50	350万未満	1.75	500万未満
36 みよし市	0.45	0.45	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満
37 あま市	0.50	0.50	0.65	0.75	0.80	1.00	1.15	125万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満
38 長久手市	0.45	0.45	0.65	0.75	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	190万未満	1.60	300万未満
39 東郷町	0.300	0.300	0.625	0.750	0.875	1.000	1.125	125万未満	1.250	190万未満	1.500	400万未満
40 豊山町	0.50	0.50	0.63	0.75	0.88	1.00	1.25	190万未満	1.50	190万以上		
41 大口町	0.40	0.40	0.65	0.70	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
42 扶桑町	0.50	0.50	0.63	0.75	0.83	1.00	1.16	125万未満	1.25	190万未満	1.50	500万未満
43 大治町	0.50	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	300万未満
44 蟹江町	0.50	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	190万未満	1.40	300万未満	1.55	500万未満
45 飛島村	0.40	0.50	0.63	0.75	0.90	1.00	1.25	250万未満	1.50	500万未満	1.75	750万未満
46 阿久比町	0.50	0.50	0.70	0.75	0.83	1.00	1.08	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
48 南知多町	0.50	0.50	0.62	0.75	0.87	1.00	1.12	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満
49 美浜町	0.50	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
50 武豊町	0.50	0.50	0.62	0.75	0.87	1.00	1.12	125万未満	1.25	200万未満	1.50	450万未満
51 幸田町	0.45	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満
52 設楽町	0.45	0.45	0.60	0.70	0.85	1.00	1.25	190万未満	1.50	380万未満	1.70	380万以上
53 東栄町	0.45	0.45	0.68	0.70	0.97	1.00	1.25	190万未満	1.50	500万未満	1.52	500万以上
54 豊根村	0.50	0.50	0.75		1.00		1.25	190万未満	1.50	190万以上		

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯及び世帯非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下 ※旧第3段階特例
第4段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下 ※基準段階特例
第6段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

第10段階		第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		市町村名		
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準			
1.85	700万未満	2.10	1000万未満	2.30	1000万以上						名古屋市	1
1.60	500万未満	1.70	500万以上								豊橋市	2
1.75	600万未満	1.85	600万以上								岡崎市	3
1.75	500万以上										一宮市	4
1.75	600万未満	1.85	600万以上								瀬戸市	5
1.90	600万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上						半田市	6
1.60	600万未満	1.70	800万未満	1.75	800万以上	※第9段階で200万未満の者は緩和措置あり					春日井市	7
1.75	500万以上										豊川市	8
1.85	500万未満	2.15	650万未満	2.20	800万未満	2.25	1000万未満	2.30	1000万以上		津島市	9
1.75	700万未満	1.85	700万以上								碧南市	10
1.55	500万未満	1.80	700万未満	1.85	700万以上						刈谷市	11
1.75	400万以上										豊田市	12
1.60	500万未満	1.70	700万未満	1.80	700万以上						安城市	13
1.60	500万未満	1.75	800万未満	1.85	800万以上						西尾市	14
1.60	500万以上										蒲郡市	15
1.60	500万以上										犬山市	16
1.75	400万以上										常滑市	17
1.75	500万未満	1.80	500万以上								江南市	18
1.60	500万以上										小牧市	19
1.75	500万以上										稲沢市	20
											新城市	21
1.85	500万以上											—
1.65	750万未満	1.80	1000万未満	2.00	1000万以上						知立市	25
1.50	400万未満	1.65	600万未満	1.75	600万以上						尾張旭市	26
1.55	500万未満	1.75	700万未満	1.85	700万以上						高浜市	27
1.75	500万以上										岩倉市	28
1.50	500万未満	1.65	800万未満	1.80	1000万未満	2.00	1000万以上				豊明市	29
1.75	700万未満	2.00	700万以上								日進市	30
1.60	500万以上										田原市	31
1.75	800万未満	1.85	800万以上								愛西市	32
											清須市	33
											北名古屋市	34
1.90	700万未満	2.00	1000万未満	2.10	1000万以上						弥富市	35
1.70	500万以上										みよし市	36
1.75	400万以上										あま市	37
1.80	500万未満	2.00	500万以上								長久手市	38
1.750	700万未満	2.000	700万以上								東郷町	39
											豊山町	40
1.75	500万以上										大口町	41
1.75	500万以上										扶桑町	42
1.65	300万以上										大治町	43
1.75	500万以上										蟹江町	44
1.80	750万以上										飛島村	45
1.75	400万以上										阿久比町	46
1.75	500万以上										南知多町	48
1.70	600万未満	1.80	800万未満	1.90	800万以上						美浜町	49
1.62	700万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上						武豊町	50
1.75	600万未満	1.85	600万以上								幸田町	51
											設楽町	52
											東栄町	53
											豊根村	54

※第1段階を低く設定しているのは、刈谷市(0.1倍)、豊明市(0.2倍)、日進市・東郷町(0.3倍)、安城市(0.35倍)など

※第2段階を低く設定しているのは、豊明市・東郷町(0.3倍)、刈谷市(0.35倍)がある

※段階を最も増やしているのは、津島市(14段階)、段階が最も少ないのは豊根村(6段階)

※最高倍率が高いのは名古屋市・津島市(2.3倍)、半田市(2.2倍)、知立市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町・武豊町(2.0倍)などがある

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※今回新たに実施した市町村はない。
 ※減免実施市町村数は、昨年同様31。
 実施市町村の割合は、54.5%から57.4%に増加した。
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に
 立って、3原則を超えて実施している市町村。
 ※2010年度の減免実績は、7,807件、5,635万円。
 ※2010年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町
 村もあると想定される。

【実施割合の推移】2000年 5% → 2001年14%

→ 2002年18% → 2003年44% → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48%
 → 2007年56% → 2008年54% → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57%

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請 不要	2010年度実績		
		資産 制限 なし	全額 免除	一般 会計		件数	金額	
合計	減免実施市町村数:31	8	0	0	1	7,807	56,356,014	
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	11	50,310
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	133	1,587,690
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	○	×	×	○	6,807	46,277,000
5	瀬戸市	第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	8	79,250
8	豊川市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	135,641
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	2	10,440
10	碧南市	要保護者、生活困窮者(収入による制限あり)	×	×	×	×	15	151,200
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	22	337,816
14	西尾市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	10	113,400
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	100	1,176,917
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0
18	江南市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	14	109,300
19	小牧市	第3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	2	21,400
20	稲沢市	第1段階(生保は除く)	×	×	×	×	2	12,600
—	知多北部広域	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	56	638,800
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第3段階(資産制限あり)	○	×	×	×	31	216,000
26	尾張旭市	第2段階	×	×	×	×	0	0
28	岩倉市	高齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	4	49,900
30	日進市	第1段階(生保は除く)	○	×	×	×	1	17,360
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	12	126,000
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	9	83,400
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
42	扶桑町	第1-3段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	2	3,300
44	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	452	4,224,850
46	阿久比町	第1-3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	1	15,800
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	1	11,940
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	99	905,700

介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で31市町村(57.4%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧ください。

3 ・ 岡崎市	根拠法規	岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則・ 岡崎市介護保険料減免(生活困窮者減免)取扱要綱
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階(条例)
	(1) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること(条例) ③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること(条例)
	減免内容	第1段階・第2段階保険料を2分の1相当額に減額(年額23,880円を11,940円に減額)(規則)
	対象の所得段階区分	第3段階(条例)
	(2) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること(条例) ②～③ (1)と同じ
	減免内容	第3段階保険料を3分の2相当額に減額(年額35,820円を23,880円に減額)(規則)
申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は要綱)	
財源	保険料	

4 ・ 一宮市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第3段階(施行規則)
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則) 第1段階(年額22,800円を18,200円に減免) 第3段階(年額34,200円を27,300円に減免)
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

44 ・ 蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの
	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※今回新たに実施した市町村はなかった。
 ※減免実施市町村数は22で、実施市町村の割合は43.9%から40.7%になった。
 ※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある。
 ※2010年度の減免実績は、6,412件、6,570万円。
 【実施割合の推移】2000年 8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%
 → 2004年36% → 2005年35% → 2006年37% → 2007年40% → 2008年41%
 → 2009年40% → 2010年44% → 2011年41%

市町村名	対象者	減免内容				一般会計からの繰入	給付方法	2010年度実績		
		預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合			件数	金額	
合計	減免実施市町村数: 22	11	—	—	—	17	—	6,412	65,695,723	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免				○	償還	626	21,225,517	
3	岡崎市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	24	90,465
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	1/2	1/2	○	償還	316	15,471,664
7	春日井市	世帯主の所得税額が92,400円以下の世帯で、2005年度末において、減額対象と認定されていた者	×	6%	—	—	○	現物	0	0
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	1/2	○	償還	8	745,200
11	刈谷市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	488	2,056,862
12	豊田市	第1・2段階	○	—	1/5	—	○	償還	255	751,114
13	安城市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	30	566,665
14	西尾市	第1段階	○	—	1/2	—	○	償還	795	2,133,493
		第2・3段階の要介護3～5			1/5	—				
18	江南市	所得税非課税世帯	○	5%	—	—	○	現物	2,872	5,838,564
—	知多北部広域連合	第1-3段階(収入による制限あり)	×	—	3/4	3/4	×	償還(特別会計)	24	2,624,905
		第3段階(収入による制限あり)			1/2	1/2				
25	知立市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	○	—	1/2	—	○	償還	43	70,542
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	6%	—	—	○	現物	0	0
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)	○	—	1/2	1/2	○	償還	4	266,415
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	5%	—	—	○	償還	8	107,741
35	弥富市	生活保護基準以下	○	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
46	阿久比町	住民税非課税世帯	○	3%	—	—	○	償還※	455	1,408,762
50	武豊町	住民税非課税世帯	○	—	1/2	—	○	償還	298	11,764,971
		介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	○	—	—	1/2		現物		
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	166	572,843

※阿久比町の給付方法は、受領委任払い契約をすれば現物給付

※そのほか、大口町は在宅の要介護3以上の方を対象としたおむつ費用の助成(195件1,803,114円)、及び通所系サービスの食事代補助(147件1,207,890円)を横出しで実施している。

介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険利用料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で22市町村(40.7%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧ください。

2 ・ 豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱			
	対象サービス	居宅サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く)			
	対象者及び 軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。)			
		① 高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯…8,000円			
		② 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入 80万円以下の者…8,000円			
交付申請と支払い	(解説)				
財源	一般会計				

保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準
上記②の方(第2段階)	15,000	→	8,000
上記①の方(第1段階)	15,000	→	8,000

18 ・ 江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%)
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

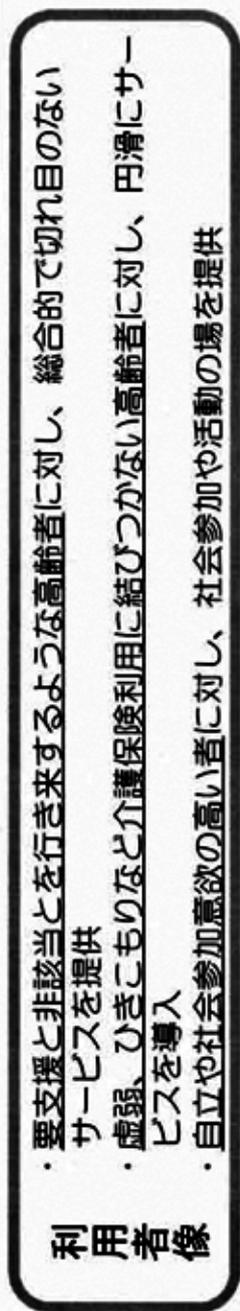
46 ・ 阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業者と町との間で受療委任払い契約を締結すれば現物給付
	対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで
財源	一般会計	

介護予防・日常生活支援総合事業について(イメージ)

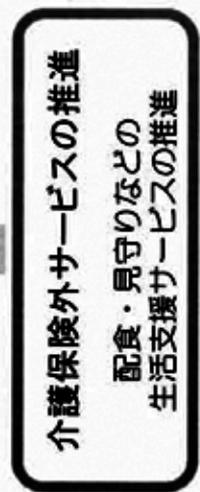
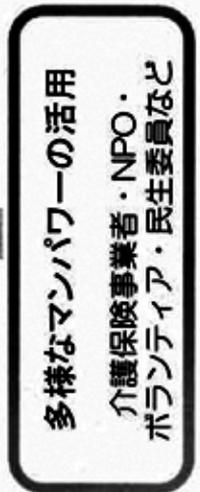
○ 市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度を創設。事業を導入した市町村においては、市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するか、新たな総合サービスを利用するのかを判断。

○ 利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援(配食、見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供。

【財源構成(予防給付と同じ)】 国庫負担：25% 都道府県負担：12.5% 市町村負担：12.5% 1号保険料：20% 2号保険料：30%
 【サービス提供事業者、利用者負担】 市町村において、地域の実情に応じて決定。



※ ケアマネジメント・介護予防・生活支援は、介護予防・日常生活支援総合事業において必ず実施。



「総合事業」及び「定期巡回・随時対応」について

(2012年3月29日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

【日常生活支援総合事業】

※「実施しない」としたのは34市町村(63.0%)

※「第5期中に実施」としたのは豊明市と幸田町の2市町のみ

※「第5期中に検討」としたのは名古屋市、岡崎市、半田市、高浜市の4市のみ

※「第6期計画で検討」としたのは14市町(25.9%)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

※「計画していない」としたのは36市町村(66.7%)

※「計画している」としたのは18市町村(33.3%)あったが、箇所数も少ない。

※実施時期が未定の自治体もある。

※名古屋市は箇所数ではなく1月の利用人数で計画している。

市町村名	日常生活支援総合事業について				定期巡回・随時対応型訪問介護看護について					備考
	実施しない	第5期中に実施	第5期中に検討	第6期計画で検討	計画していない	計画している(箇所数)				
						1年目	2年目	3年目	未定	
合計	34	2	4	14	36	4	7	4	4	—
1	名古屋市		○			120	140	170		箇所数ではなく、人/月で計画
2	豊橋市			○		3				
3	岡崎市		○							箇所数という設定はしていない
4	一宮市	○							○	
5	瀬戸市	○			○					
6	半田市		○				2	1		
7	春日井市			○					○	
8	豊川市			○	○					
9	津島市			○				1		
10	碧南市	○			○					
11	刈谷市			○	○					
12	豊田市	○	※平成25年度以降は改めて検討		○					
13	安城市	○			○					
14	西尾市			○						事業所数は計画上明記していない
15	蒲郡市			○	○					
16	犬山市	○			○					
17	常滑市	○			○					
18	江南市	○			○					
19	小牧市	○	※第5期は実施しない				1			
20	稲沢市	○				1				
21	新城市	○			○					
—	知多北部広域連合	○			○					
25	知立市	○			○					
26	尾張旭市	○					1		○	
27	高浜市		○							実施に向け検討
28	岩倉市			○	○					
29	豊明市		○				1			

市町村名		日常生活支援総合事業について				定期巡回・随時対応型訪問介護看護について					
		実施 しない	第5期 中に 実施	第5期 中に 検討	第6期 計画で 検討	計画 して いない	計画している (箇所数)				備考
							1年目	2年目	3年目	未定	
30	日進市				○			1			
31	田原市	○				○					
32	愛西市	○				○					
33	清須市	○				○					
34	北名古屋市	○					1				
35	弥富市	○				○					
36	みよし市	○				○					
37	あま市				○					○	
38	長久手市				○		2				
39	東郷町	○					1				
40	豊山町	○				○					
41	大口町	○				○					
42	扶桑町				○	○					
43	大治町				○	○					
44	蟹江町				○	○					
45	飛島村	○				○					
46	阿久比町	○				○					
48	南知多町	○				○					
49	美浜町	○				○					
50	武豊町	○				○					
51	幸田町		○			○					
52	設楽町	○				○					
53	東栄町	○				○					
54	豊根村	○				○					

特別養護老人ホームの待機者数

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は、2007年が17,669人、2008年が19,348人、2009年が22,256人、2010年が26,472人と連続して増えていたが、今年(2011年)は21,852人と減少している。今回の数字は、新たに名寄せを行って正確な数字を出した自治体や待機者の定義を変更した自治体が含まれているためと思われる。いずれにせよ、特別養護老人ホームの増設が求められている。

市町村名	2009年 9月1日 調査	2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	年月現在
合計	22,256	26,472	21,852	—
1 名古屋市	5,557	5,813	6,228	11/4
2 豊橋市	956	1,228	1,171	11/4
3 岡崎市	1,698	1,797	1,831	11/1
4 一宮市	653	653	899	11/4
5 瀬戸市	188	1,276	267	11/4
6 半田市	504	559	509	11/8
7 春日井市	290	280	377	11/4
8 豊川市	1,670	2,205	222	11/4
9 津島市	683	783	938	11/3
10 碧南市	445	520	51	11/4
11 刈谷市	94	138	163	11/8
12 豊田市	585	677	814	10/3
13 安城市	100	97	108	11/4
14 西尾市	728	901	282	11/4
15 蒲郡市	457	599	527	11/7
16 犬山市	208	203	228	10/4
17 常滑市	56	441	441	10/2
18 江南市	461	780	796	11/2
19 小牧市	219	477	201	11/8
20 稲沢市	775	883	1,188	11/8
21 新城市	339	313	198	11/4
22 東海市	237	278	274	11/4
23 大府市	181	200	248	11/4
24 知多市	169	197	198	11/4
25 知立市	153	190	197	11/6
26 尾張旭市	349	349	100	11/4
27 高浜市	118	126	135	11/8

市町村名	2009年 9月1日 調査	2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	年月現在
28 岩倉市	190	240	297	11/8
29 豊明市	69	226	91	11/4
30 日進市	304	289	47	11/4
31 田原市	540	326	256	11/6
32 愛西市	146	196	199	11/9
33 清須市	200	200	143	11/4
34 北名古屋市	421	281	130	11/4
35 弥富市	365	320	71	11/4
36 みよし市	107	88	91	11/8
37 あま市	49	未調査	110	11/4
38 東郷町	282	259	319	11/8
39 長久手町	86	269	300	11/7
40 豊山町	51	70	14	11/4
41 大口町	23	50	56	11/8
42 扶桑町	46	112	94	11/9
43 大治町		不明	17	11/4
44 蟹江町	154	180	214	11/8
45 飛島村	25	26	23	11/4
46 阿久比町	306	241	51	11/4
47 東浦町	103	110	120	11/4
48 南知多町	245	211	85	11/4
49 美浜町	23	23	31	11/4
50 武豊町	187	213	244	11/8
51 幸田町	306	316	89	11/4
52 設楽町	46	55	45	11/9
53 東栄町	95	108	116	11/7
54 豊根村	14	100	8	11/8

※2009年及び2010年の調査の西尾市の数字は、旧西尾市・幡豆町・一色町・吉良町の合算となっている

高齢者や障害者の外出支援

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

【バス】実施は41市町村(75.9%)。あま市は七宝地区のみ福祉バス実施、豊根村は無料乗車券の発行
 【タクシー】未実施は、岡崎市、あま市、大治町、設楽町、東栄町、豊根村
 障害の程度や要介護度の基準も大きな開きがある
 【両方無し】東栄町

市町村名	巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
	実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
			高齢者	障害者	一般			
合計	41	—	—	—	—	—	48	—
1 名古屋市	○	65	0	0	200	高齢者へ敬老バスを有料で発行	○	障がい者のみ実施
2 豊橋市	×						○	70～79歳:2,000円の電車・バス利用券とタクシー利用券の選択 80歳以上4,000円の電車・バス利用券とタクシー利用券の選択
3 岡崎市	○				200	まちバス	×	
4 一宮市	○		100	100	100	iーバス、就学前無料	○	利用券30枚交付/年。満90歳以上の者や障がい者等を対象に普通タクシーまたはリフト付きタクシーの初乗り運賃を助成。
	○		200	200	200	生活交通、就学前無料、小学生100円		
5 瀬戸市	○	65	0	0			○	障がい者のみ実施
6 半田市	×						○	初乗り金額の9割を助成するタクシー券(24枚/年)を下記高齢者と障がい者に交付。要介護4・5の高齢者と障がい者の身障1・2級で非課税世帯にはさらに24枚追加交付可。高齢者:市民税非課税世帯で要介護認定の日常生活自立度A以上の方、又は認知度2以上の方。障がい者:身障1・2級、療育A、精神1級の方。
7 春日井市	○	75	100	0	200		○	介護認定の障がい者自立度B・C等で非課税世帯の方に車椅子・ストレッチャー対応型タクシー利用の助成(630円×月6枚。年間72枚)
8 豊川市	×						○	下記対象者に1人1年度20枚(1枚が初乗り料金分割引)配布。対象:身障1・2級(身障手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1～3級)、療育手帳AまたはB、精神手帳1・2級
9 津島市	○		100	100	100		○	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回につき500円以内を助成
10 碧南市	○		0	0	0		○	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回につき500円以内を助成。1ヶ月あたり2枚の福祉タクシー利用料金助成利用券交付し基本料金を助成
11 刈谷市	○		0	0	0		○	高齢者タクシー:680円券3枚/月。要支援2及び要介護1以上で前年分所得税非課税の65歳以上の「在宅者」 介護タクシー:要介護1以上で特殊車両が必要な65歳以上の在宅者。車椅子用昇降機付車両:3,280円券3枚/月。寝台付車両:3,640円券3枚/月
12 豊田市	○	65	100	100			○	「ひとり暮らし高齢者等移動助成事業」「障がい者タクシー料金助成」で料金の半額を支払うことができるタクシー券交付。高齢者と障がい者の両方に該当する場合16,000円相当/年
13 安城市	○		100	100	100	あんくるバス	○	障がい者への助成と高齢者タクシー料金助成。助成は利用券3枚/月、年間36枚。対象障害者で週2回以上かつ2ヶ月以上継続した通院を要する人は年36枚追加。
14 西尾市	○		100	100	100	六万石くるりんバス ※運転免許証を自主返納した75歳以上	○	電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者を対象に福祉タクシーチケットを3枚/月交付。1枚は初乗り運賃相当額。週2回以上の定期的通院をしている方は6枚/月。
15 蒲郡市	×						○	高齢者割引タクシー制度(70歳以上で市内利用の場合のみ。利用料の3割助成)および障害者タクシー制度(24枚/年で1枚は初乗り料金相当)

市町村名		巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
		実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
				高齢者	障害者	一般			
16	犬山市	×					○	85歳以上の高齢者及び84歳以下の障がい者のうち希望者を対象に4枚/月(初乗り料金相当)	
17	常滑市	×					○	障がい者のみ24枚/年(初乗り料金相当)を助成。	
18	江南市	×					○	85歳以上の高齢者対象に48枚/年を交付。	
19	小牧市	○		0	0	200	○	小学生100円、幼児無料。65歳以上は2011年10月より無料化。	
20	稲沢市	○		200	200	200	○	高齢者(要介護3以上)無料24回/年 稲沢市障がい者福祉タクシー料金助成:基本料金相当額を上限に利用券24枚/年(2枚/月)	
21	新城市	○		100	100 又は 200	200	○	80歳以上のひとり暮らし高齢者及び70歳以上の世帯のみの家庭の80歳以上の方にタクシー料金の一部を助成	
22	東海市	○		100	0	100	○	福祉タクシー及びリフト付き福祉タクシー。初乗り分で24枚/年の助成	
23	大府市	○	70	0	0	100	○	運賃免除:市循環バス無料券所持者、身障手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者 要介護3・4・5にリフト付き福祉タクシー助成券。2枚/月(24枚/年)、1回当たり3,670円。身障手帳1・2級、療育手帳Aに初乗り相当分助成チケット24枚/年(初乗り料金相当。リフト付きタクシーは1回3,300円で12枚)等	
24	知多市	○	75	0	0	200	○	福祉タクシー助成(75歳以上に12/年)。 リフト付タクシー助成(要介護3以上の寝たきりと常時車椅子使用の方に24枚/年)	
25	知立市	○		100	0	100	○	要介護3～5の高齢者に1回3,000円(障がい者等は2700円)で36回/年。障がい者は1回610円で36枚/年で、病院通院週2回以上やリフト付きなど利用の方は72枚/年。	
26	尾張旭市	○		100	0	100	○	80歳以上に基本料金相当分(500円以内)のチケット24枚/年。追加交付要件あり。	
27	高浜市	○		100	100	100	○	身障手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料金およびお迎え料金を助成。対象外規定あり。	
28	岩倉市	×					○	85歳以上高齢者対象に、基本料金+迎車料金分としてチケット2枚/月。障がい者等は基本料金+迎車料金分として3枚/月。	
29	豊明市	○	65	0	0	100	○	市内在住の65歳以上の非課税・要支援要介護認定者に初乗り基本料金補助(上限500円)を24枚/年。	
30	日進市	○	65	100	0	100	○	付き添い者無料規定あり。一般の中央線は200円 移送サービス費助成:償還払い(1回あたり3000円までの9割で2回/月まで) 障がい者タクシー料金助成:1乗車820円限度で48枚/年チケット交付	
31	田原市	○		100	100	100	○	ぐるりんバス 小学生以下は無料 70歳以上:500円券を12枚。身障規定は、500円券12枚を2回。	
32	愛西市	○		0	0	0	○	65歳以上でひとり暮らし又は高齢者のみ世帯および障がい者に初乗り運賃と迎車回送料金。	
33	清須市	○		100	100	100	○	きやす あしがるバス 未就学児は無料 身障手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者。650円券を120枚。ガソリン費用助成事業と選択。	
34	北名古屋	○		100	0	100	○	きたバス 中学生以下無料 85歳以上の高齢者にタクシー料金助成。障がい者は利用補助券、ガソリン給付補助券交付で市民税所得割額16万円以下	
35	弥富市	○	75	0	100	200	○	高齢者は介護認定者に24枚/年。障がい者は48枚/年。	
36	みよし市	○		100	100	100	○	さんさんバス 未就学児と障がい者付き添いは無料 身障手帳1～2級、療育手帳A、精神障害福祉保健福祉手帳1級所持者に初乗り料金680円までと迎車料金110円までを36回/年を補助。	
37	あま市	△		0	0	0	×	七宝地区のみ無料で福祉バス	
38	東郷町	○	65	0	0	100	○	75歳以上のひとり暮らしと75歳以上のみ世帯で交通に支障のある方にタクシー料金助成利用券1回500円限度を24枚/年。障がい者は36枚/年。	

市町村名	巡回バス・福祉バスの実施状況					タクシー代助成		
	実施	高齢者の年齢	利用料			備考	実施	内容
			高齢者	障害者	一般			
39 長久手町	○	65	0	0	100		○	障がい者に利用助成券を交付。基本料金+迎車料金
40 豊山町	×					豊山タウンバスに対して赤字補填助成	○	高齢者:要介護認定者に基本料金分24枚/年 障がい者:年間最大48枚(初乗り運賃及び送車料金)
41 大口町	○		100	100	100		○	80歳以上の者、75歳以上の単身・高齢者世帯(年間所得200万円未満)に初乗り運賃分 48枚/年
42 扶桑町	×						○	80歳以上高齢者。40～79歳介護保険要介護要支援認定者。基本料金助成36回/年
43 大治町	○		0	0	0		×	
44 蟹江町	○		0	0	0		○	障がい者対象に基本料金と迎車料金。36枚/年
45 飛島村	○	60	0				○	高齢者:65歳以上でひとり暮らし、高齢者のみ世帯。1500円+迎車料金を36枚/年。障がい者:1500円+迎車料金。36枚/年。リフト付きタクシーは初乗り運賃相当額+迎車料金。
46 阿久比町	×						○	70歳以上の高齢者対象に初乗り料金相当30枚/年
47 東浦町	○		100	0	100	身障1・2級随行者無料	○	要介護3以上高齢者。リフト付きタクシー24枚/年。身障1・2級には、お迎え料金24枚/年、リフト付きタクシー24枚/年
48 南知多町	×						○	高齢者無し。重度障がい者には、基本料金助成金22枚/年限度とバス・船の乗車乗船券を36枚/年。
49 美浜町	○						○	障害者対象に初乗り料金分24回/年
50 武豊町	○		100	100	100	障がい者の介助者と未就学者無料	○	身障手帳1～2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に初乗り助成24回/年。免責条項あり
51 幸田町	○		0	0	0		○	高齢者無し。障がい者対象にタクシー利用券35000円分。
52 設楽町	○	65	0	0	0	※一定の要件による移送サービス、福祉タクシー	×	
53 東栄町	×						×	
54 豊根村	△					村営バスについて、65歳以上高齢者、障がい者へ無料乗車券発行	×	

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※実施は19市町村(35.2%)
 ※新規実施は、大口町。
 ※検討中は、津島市、東海市、豊明市、東浦町
 ※**ゴチック**は新規実施市町村

市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
合計	19	—	480
1 名古屋市	×		
2 豊橋市	×		
3 岡崎市	×		
4 一宮市	○	30,000 円/月	6
5 瀬戸市	×		
6 半田市	○	年額 529,800 円	1
7 春日井市	×		
8 豊川市	×		
9 津島市	×	※検討中	
10 碧南市	○	6,300 円/月	31
11 刈谷市	○	8,000 円/月	36
12 豊田市	○	104,000 円/年	196
13 安城市	○	42,000 円/年	82
14 西尾市	○	160,000 円/年	7
15 蒲郡市	×		
16 犬山市	×		
17 常滑市	×		
18 江南市	×		
19 小牧市	×		
20 稲沢市	○	5,000 円/週1回限度	21
21 新城市	×		
22 東海市	×	※検討中	
23 大府市	○	初期設備整備1回 限20万円	1
		運営費補助1万円	40
24 知多市	○	年額上限50万円	5
25 知立市	○	100,000/年	2
26 尾張旭市	○	50,000/年	6
27 高浜市	×	※宅老所など9ヶ所 の介護予防施設を 設置運営	
28 岩倉市	×		
29 豊明市	×	※検討中	

市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
30 日進市	×		
31 田原市	×		
32 愛西市	×		
33 清須市	×		
34 北名古屋市	○	2,500/月	18
35 弥富市	×		
36 みよし市	×		
37 あま市	×		
38 東郷町	○	5,000 円/月(会場使 用料)	3
39 長久手町	×		
40 豊山町	×		
41 大口町	○	5,000 円/月	6
42 扶桑町	×		
43 大治町	×		
44 蟹江町	×		
45 飛島村	×		
46 阿久比町	○	5,166,000 円/総額	4
47 東浦町	×	※検討中	
48 南知多町	○	36,674/年	6
49 美浜町	×		
50 武豊町	○	2,724,590 円/年額	委託7 直営1
51 幸田町			
52 設楽町			
53 東栄町	×		
54 豊根村	○	500 万円/年	委託1

食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※配食は、全市町村で実施。毎日実施は18市町村(33.3%)。
 ※会食実施は15市町村(27.7%)
 【実施市町村割合】2003年14% → 2004年17% → 2005年19% → 2006年24%
 → 2007年24% → 2008年26% → 2009年26% → 2010年32% → 2011年33%

※配食方式の実施欄 ◎週7回配食を実施、○週1～6回配食を実施

市町村名	配食方式				会食方式				
	実施	実施回数	利用者数 (10年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (10年度)	利用者 負担
合計	54	毎日実施:18	10980.4			15		2,018	
1 名古屋市	◎	1日につき1回、昼又は夕	4562	介護保険:180円(配食経費200円の9割) 身体障害者手帳・愛護手帳交付者:20円+食事代 生活保護受給者・中国残留邦人等支給給付受給対象者:200円 上記以外:90円	介護保険:20円+食事代 身体障害者手帳・愛護手帳交付者:20円+食事代 生活保護受給者・中国残留邦人等支給給付受給対象者:食事代のみ 上記以外:110円+食事代	×			
2 豊橋市	○	週5日以内昼	322	250円	170~350円	×			
3 岡崎市	◎	毎日1食(昼又は夕)	520	250円	350円	×			
4 一宮市	◎	週7回 昼	952	380円	250円	×			
5 瀬戸市	○	週6回(月~土。昼又夕)	129	150円	350円~650円	×			
6 半田市	○	週6日 昼	86	市民税非課税者:300~310円 市民税課税者:250~260円	普通食400円。 特別食550円 (非課税普通食350円、特別食500円)	×			
7 春日井市	○	週4回(月~金のうち)昼	481	300円	弁当代金と助成額の差額	×			
8 豊川市	○	週5回 昼	79.2	200円	300円	×			
9 津島市	○	週6回 昼	68	300円/200円	300円/400円	×			
10 碧南市	◎	毎日の夕か週3回(月・水・金か火・木・土)の夕	80	普通食400円/ 治療食480円/ 検査食700円	300円	○	まちかどいきいきサロン週1回(2箇所) ふれあいいいきサロン年5回(6地区)	まちかど80/月 ふれあいいいきサロン193/1回	まちかど:実費相当(400円程) ふれあいいいき:0円
11 刈谷市	○	一般食(昼週1回、夕週2回)、治療食(夕週5回)	174	一般食380円 治療食430円	一般食300円 治療食350円	×			
12 豊田市	◎	週7回昼・夕のいずれか(一部地域は週5~6回昼のみ、または週6日土曜夕)	845	280円~700円 地域ごとで異なる	300円	○	年間86回(市内11地区のコミュニティ会議がそれぞれ実施)	293/月	300円程度
13 安城市	○	週3回以内 昼	267	300円	普通食300円、 特別食450円	×			

市町村名		配食方式				会食方式				
		実施	実施回数	利用者数 (10年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (10年度)	利用者負担
14	西尾市	○	月～金曜日の週5回以内 昼	19	450円	300円	×			
15	蒲郡市	○	週3回 昼	104	550円, 600円	300円	×			
16	犬山市	○	週1～5回	35	285円	400円	×			
17	常滑市	○	週5回 夕	16	150円	500円	×			
18	江南市	○	月～金週5回、昼・夕選択	130	251円	300円	×			
19	小牧市	○	週3回昼	158	550円	300円	×			
20	稲沢市	○	週5回昼	195	250円	250円	×			
21	新城市	○	週3回昼・夕を選択(火・木・金)	147	300円	300円	×			
22	東海市	◎	毎日昼・夕(夕:H23～)助成は1日1食)年末年始は休み	60.7	370円/200円	300円…世帯全員が市町村税非課税で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下 470円…上記以外の方	×			
23	大府市	◎	毎日1食 夕	41	250円	300円または550円	×			
24	知多市	◎	夕食のみ365日対応	48.1	300円(調理コスト) 100円(配送料)	300円(食材費)	×			
25	知立市	◎	週7回 昼又は夜	92	300円	310円	×			
26	尾張旭市	○	週5回を限度、昼	26.6	400円	400円	×			
27	高浜市	◎	週7回 夕	72	200円/100円	300円/450円	○	宅老所5ヵ所にて週11回、昼食	546人	100円～300円
28	岩倉市	◎	週7回 夕	110	310円	340円	×			
29	豊明市	○	昼夕ともに週3回(最大週6回)	62	200円	約500円	×			
30	日進市	◎	週7回 夕	102	350円/600円(配達が別業者)	300円	○	226回(週1回昼、月4回、6カ所)	240人	600円
31	田原市	○	週5回 昼	57	210円	500円	△	(検討中)		
32	愛西市	○	平日週5回 昼(月～金 祝除く)	65	150円	350円	×			
33	清須市	○	週5回(昼・夕)	146.68	190円	400円	×			
34	北名古屋	◎	利用者希望・アセスメントにより決める。昼・夕 最大週7回	91	200円	300～640円	×			

市町村名	配食方式					会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (10年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (10年度)	利用者負担
35 弥富市	○	月～土曜日 週5回限度 昼	73	360円	300円	○	給食サービス(チケット方式) ふれあい昼食会(年3回)	チケット 663人 ふれあい 200人	チケット方式200円を超える利用分、ふれあい0円(助成額チケット200円・ふれあい全額)
36 みよし市	◎	週7食(昼又は夕)	30.8	310円	300円	×			
37 あま市	○	毎週土曜 昼	27	300円	300円	○	旧七宝地区 月2回昼/ 旧甚目寺地区 年1回昼	旧七宝地区37人 旧甚目寺地区69人	300円
38 東郷町	◎	週7回 夕	39.43	350円(業者によっては300円)	300円	×			
39 長久手町	○	週5回(平日のみ)昼	49.7	400円	300円	○	月2回 昼	12人	配食方式利用者:400円 利用無し:650円
40 豊山町	◎	週7回 昼・夕	14	140円	300円～360円(業者により違う)	×			
41 大口町	◎	週7回 昼	11	150円	2業者に依頼し480円か650円	×			
42 扶桑町	○	週6回(月～土)夕	12.4	249.9円	400円	×			
43 大治町	○	週1回(土)昼	1	300円	500円	○	月1回 昼 ふれあい交流 会時	17人	300円
44 蟹江町	○	週1回 昼	35	200円	300円	○	月1回 昼	52人	200円
45 飛島村	○	週5回(月～金)昼	8.69	200円	300円	○	4回 昼/年	18人	無料
46 阿久比町	○	週6回(月～土)夕	60	290円	400円	×			
47 東浦町	◎	毎日 365日 夕	45.9	350円	300円	○	社会福祉協議会で年33回(半島25回、離島8回昼)	未記入	未記入
48 南知多町	○	週5回 昼	4.3	100円(配達50円/見守り50円)	弁当代	○	年33回(半島25回、離島8回昼)	22	100円(助成額500円)
49 美浜町	○	週5回 昼	29.4	150円	500円(住民税非課税世帯は300円)	○	年10回昼	16.3人	500円
50 武豊町	○	週5回 昼	11.5	配食ボランティアに100円支給	400円(ご飯付き) 300円(おかずのみ)	×			
51 幸田町	○	週3回 夕	74	290円	250円	×			
52 設楽町	○	週1回 昼	28	300円	200円	○	小地区:年2回 地区別:1回 モデル地区:年3回	小地区:266人 地区別:69人 モデル地区:40人	100円(助成額400円)
53 東栄町	○	週3回 昼	36	200円	400円	×			
54 豊根村	○	年4回	46		400円	○	年2回 昼	19人	400円

介護認定者の障害者控除の認定について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計37市町村(68.5%)に広がっている。

※自動的に要介護者に認定書を送付したのが12市町(22.2%)、申請書を送付したのが14市町村(25.9%)、合わせて26市町村(48.1%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。

※認定書発行数の愛知県合計は年々増加している。この間のねばり強い働きかけが果たした役割は大きい。

(発行枚数推移)2002年:3,769枚 → 2003年:5,848枚 → 2004年:5,114枚

→ 2005年:7,155枚 → 2006年:10,466枚 → 2007年:13,171枚

→ 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚 → 2010年:29,955枚

市町村名	認定書 2009年 発行数	認定書 2010年 発行数	認定書発行の 条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
			要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 認 定 書 ・ 申 請 書 の	送 付 し な い
合計	22,712	29,955	8	29	2	33	—	12	14	33,707	28
1 名古屋市	1,338	1,378				○	又は状況確認表				○
2 豊橋市	672	658				○	通算認定者数は2,931人		○	1,434	
3 岡崎市	107	105				○	認定調査情報を参考				○
4 一宮市	5,466	5,633		○			要介護1～5対象	○		5,438	
5 瀬戸市	58	32				○					○
6 半田市	454	215				○					○
7 春日井市	594	6,441		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	○		6,100	
8 豊川市	1,041	992		○		○	要介護度および主治医意見書		○	4,197	
9 津島市	1,053	1,060		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度I以上		○	1,767	
10 碧南市	166	175				○	介護度のみではなく自立度も把握				○
11 刈谷市	361	320		○		○	要介護1～5対象。認定基準に基づいて審査発行		○	213	
12 豊田市	115	72		○		○	要介護1以上で一定の基準を満たす者				○
13 安城市	200	167		○			要介護1以上				○
14 西尾市	277	296				○			○	1,400	
15 蒲郡市	126	142		○		○					○
16 犬山市	547	543		○		○	要介護1以上で認定資料による。対象者に勧奨通知を送付		○	1,769	
17 常滑市	106	118				○					○
18 江南市	116	85	○			○	認定調査票及び主治医意見書				○
19 小牧市	471	406				○					○
20 稲沢市	1,041	1,200		○			要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	○		1,154	
21 新城市	44	62		○			要介護1以上				○
22 東海市	200	186		○			要介護1以上				○
23 大府市	165	154		○			要介護1以上				○
24 知多市	203	184		○			要介護1以上				○

市町村名	認定書 2009年 発行数	認定書 2010年 発行数	認定書発行の 条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付				
			要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 ・ 申 請 書 の	送 付 し な い	
25	知立市	1,212	1,148		○			要介護1以上	○		1,148	
26	尾張旭市	288	327		○		○	要介護1以上ほとんどが該当		○	1,708	
27	高浜市	96	87			○	○			○	38	
28	岩倉市	902	872	○					○		865	
29	豊明市	197	164	○			○					○
30	日進市	1,145	480	○			○	要支援2以上かつ障害者高齢者自立度A以上または認知症高齢者自立度Ⅱa以上	○		480	
31	田原市	51	57				○					○
32	愛西市	646	1,340		○			案内ハガキを送付(1,135件)				○
33	清須市	194	193		○			要介護1以上				○
34	北名古屋市	144	132		○			要介護1以上				○
35	弥富市	406	465		○		○	要介護1以上かつ、障害高齢者自立度A以上または認知症高齢者自立度Ⅱ以上		○	740	
36	みよし市	46	92	○				要支援2以上		○	300	
37	あま市	152	588		○			要介護1以上		○	1,965	
38	東郷町	46	626	○			○		○		626	
39	長久手町	208	225	○								○
40	豊山町	116	221		○			要介護1以上		○	221	
41	大口町	28	23		○			要介護1以上				○
42	扶桑町	496	524		○		○	要介護1以上	○		524	
43	大治町	3	4		○							○
44	蟹江町	41	41				○					○
45	飛島村	124	133		○					○	175	
46	阿久比町	575	604		○		○	介護度より認定	○		601	
47	東浦町	152	155		○			要介護1以上	○		155	
48	南知多町	50	42				○					○
49	美浜町	18	20				○	障害者認定と同レベル以上を認定		○	31	
50	武豊町	111	100				○					○
51	幸田町	262	562	○			○	要支援1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	○		562	
52	設楽町	14	10				○					○
53	東栄町	0	0			○						○
54	豊根村	68	96		○		○		○		96	

※西尾市の2009年度の発行枚数は旧西尾市、旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町の合算

※岩倉市の認定書送付数と発行数との差7件は、過年度分で来所にて交付

妊婦健診の補助金額について

(2012年4月現在)

回数	健診項目(愛知県基準※)	愛知県基準※	名古屋市	豊橋市
1	基本健診(診察・血圧・尿検査等)、超音波検査(5,300円)、初回血液検査(11,600円) ※名古屋市は一般診査[診察・血圧測定・尿科学検査(糖・蛋白)・血色素検査]、梅毒血清反応検査、HBs抗原検査、HCV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査、HIV抗体検査、血液型検査(ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体)、血糖検査、超音波検査 ※豊橋市は一般診察(保健指導等含む)、尿検査、貧血検査、HBs抗原、梅毒検査、血糖検査、血液型検査、不規則抗体検査、HCV抗体、HIV抗体価、風疹 ※子宮頸がん検査(3,360円)	20,670円 ※3,360円	18,890円	13,080円 ※3,360円
2	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
3	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
4	基本健診、超音波検査(5,300円)	9,070円	9,850円	9,820円
5	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
6	基本健診 ※名古屋市は一般診査、超音波検査	4,290円	9,850円	5,040円
7	基本健診 ※名古屋市は一般診査、血糖検査、HTLV-1抗体検査	4,290円	8,390円	5,040円
8	基本健診、超音波検査(5,300円)、血算検査(1,580円)、血糖検査(1,550円)、HTLV-1抗体検査(2,290円)、性器クラミジア感染検査(2,500円) ※名古屋市は一般診査、GBS検査、性器クラミジア感染検査	16,990円	9,850円	20,440円
9	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
10	基本健診、GBS検査(3,100円) ※名古屋市、豊橋市は基本健診のみ	7,390円	4,550円	5,040円
11	基本健診 ※名古屋市は一般診査、超音波検査	4,290円	9,850円	5,040円
12	基本健診、超音波検査(5,300円)、血算検査(1,580円) ※名古屋市は基本健診のみ	10,650円	4,550円	11,400円
13	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
14	基本健診	4,290円	4,550円	5,040円
合計		106,740円	103,080円	108,500円

※名古屋市は子宮頸がん検診をワンコイン検診で実施しており、対象者にワンコイン検診を案内している
 ※愛知県基準は名古屋市と豊橋市を除く52市町村が採用

平成24年度 妊婦・乳児 一般健康診査委託単価について

平成24年4月1日以降、愛知県内（名古屋市・豊橋市を除く）の妊婦健康診査公費負担の実施分単価が下記のとおりとなりました。なお、回数は愛知県内一律14回です。

（名古屋市・豊橋市を除く）※本単価表はあくまでも補助額です。

（愛知県医師会作成）

回数	週数(約)	基本健診	超音波	初回血液検査	血算	血糖	GBS	HTLV-1抗体検査	性器クラミジア感染検査	子宮頸がん	健診料	厚労省予算	助産所			
1	8週	3,770	5,300	11,600							20,670					
2	12週	4,290						※この間で実施して下さい。	※この間で実施して下さい。	※	3,360	50,000				
3	16週	4,290								4,290	1~5回小計				○	
4	20週	3,770	5,300							9,070				○		
5	24週	4,290								4,290	45,970		○			
6	26週	4,290								4,290			○			
7	28週	4,290								4,290			○			
8	30週	3,770	5,300		1,580	1,550				2,290	2,500		16,990		○	
9	32週	4,290											4,290		○	
10	34週	4,290					3,100						7,390			
11	36週	4,290											4,290		○	
12	37週	3,770	5,300		1,580								10,650	6~14回小計		
13	38週	4,290											4,290			○
14	39週	4,290											4,290	60,770	68,000	○
合計											106,740		118,000			

※ 産後健康診査.....5,000円（非課税）

※ 乳児健康診査（一般健康診査）.....5,350円（税込み）

名古屋市 103,000円
豊橋市 108,500円

基本的な妊婦健康診査（第1回～第14回）

- ・健康状態の把握 ・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（糖、蛋白）、体重、身長（第1回のみ）の測定
- ・保健指導（食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援）

初回血液検査（第1回のみ）

ABO血液型、Rh血液型、末梢血液一般検査、血糖、TPHA検査（定性）、梅毒脂質抗原検査
HBs抗原精密測定、HCV抗体精密測定、不規則抗体、HIV抗体価、ウイルス抗体価（風疹）

子宮頸がん

- ①クーポン券扱いとします。 ②16週頃までに実施して下さい。
- ③1年以内に子宮頸がんの検査を受けている場合は施行されなくても可とします。

HTLV-1抗体検査・性器クラミジア感染検査

- ①原則は第8回としますが、主治医の判断でそれ以前に行うことも可とします。
- ②ただし、国保連合会へ請求するのは第8回としますが、第7回までに検査をし、妊婦の諸事情により他の医療機関へ移り、やむを得ず第7回以前に請求する場合、最終診察の際に請求して下さい。
- ③第8回の健診票には検査実施日等を明記して下さい。

上記の単価での市町村は、『名古屋市、豊橋市以外の52市町村』です。

一宮市、瀬戸市、尾張旭市、半田市、春日井市、津島市、小牧市、東海市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市、清須市、北名古屋市、豊山町、犬山市、大口町、扶桑町、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、岡崎市、幸田町、豊川市、碧南市、刈谷市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、蒲郡市、安城市、西尾市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、田原市

産後健診（19）

半田市、東海市、江南市、飛島村、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、刈谷市、知立市、豊田市、みよし市、安城市、西尾市、豊根村

妊婦健康診査公費負担が厚労省の言う望ましい内容を下回る場合は妊婦さんにその旨明示され、医療機関でも、「無料券ではなく、補助券であること」を理解していただくよう十分なお説明をお願いします。

就学援助の受給者数・予算額

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※2011年度は見込み。2009年度は2010年のキャラバン回答から

市町村名	2009年度			2010年度			2011年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (万円)	受給者数	受給割合	支給総額 (万円)	受給者数	受給割合	支給総額 (万円)
合計	59,395	7.50%	387,062	62,287	7.94%	406,826	63,817	7.37%	444,073
1 名古屋	23,920	14.1%	148,808	25,228	15.0%	157,859	26,589	15.8%	170,732
2 豊橋市	5,580	16.0%	35,845	6,099	17.7%	40,716	6,255	18.3%	43,278
3 岡崎市	2,311	7.0%	20,344	2,257	6.8%	22,523	2,384	7.2%	22,623
4 一宮市	2,612	7.4%	19,454	2,745	7.8%	21,035	2,844	8.1%	23,923
5 瀬戸市	1,096	10.0%	7,012	1,135	10.0%	7,714	1,135	10.0%	7,576
6 半田市	1,101	9.5%	7,876	1,029	8.9%	7,759	1,029	9.0%	8,238
7 春日井市	1,356	5.0%	8,254	1,487	5.4%	9,454	1,447	5.3%	10,749
8 豊川市	1,299	8.7%	7,670	1,328	7.9%	8,777	1,316	7.9%	9,732
9 津島市	804	12.6%	4,204	824	13.2%	4,364	710	11.6%	4,131
10 碧南市	514	7.7%	3,355	521	7.8%	3,562	469	7.0%	4,143
11 刈谷市	667	5.0%	5,000	689	5.2%	5,140	696	5.3%	5,200
12 豊田市	2,748	7.2%	16,976	2,566	6.8%	7,745	2,614	6.9%	8,363
13 安城市	679	3.9%	4,858	704	4.0%	4,830	709	4.0%	5,571
14 西尾市	322	3.3%	2,331	344	3.5%	2,298	490	3.2%	3,688
15 蒲郡市	566	8.2%	4,022	575	8.4%	4,683	597	8.8%	4,736
16 犬山市	283	4.3%	2,019	313	4.6%	2,226	320	4.8%	2,878
17 常滑市	359	7.8%	2,408	372	8.1%	2,448	363	7.9%	2,608
18 江南市	707	7.6%	5,278	735	8.0%	5,554	720	7.8%	6,001
19 小牧市	1,304	9.5%	8,385	1,263	9.3%	8,389	1,135	8.3%	12,077
20 稲沢市	836	6.8%	6,055	843	6.9%	5,978	818	6.8%	6,401
21 新城市	284	6.5%	1,762	303	7.2%	1,835	299	7.3%	1,826
22 東海市	742	7.6%	4,396	784	7.9%	5,012	763	7.6%	5,571
23 大府市	506	—	3,456	613	7.8%	3,495	600	7.6%	3,895
24 知多市	554	7.1%	3,257	664	8.5%	3,682	649	8.3%	4,554
25 知立市	301	4.8%	2,151	340	5.5%	2,578	342	5.5%	2,779
26 尾張旭市	686	9.3%	4,116	745	10.0%	4,558	729	9.6%	5,561
27 高浜市	489	11.0%	3,184	532	11.9%	3,543	479	10.7%	3,500
28 岩倉市	275	7.1%	1,924	298	7.7%	2,106	300	7.8%	2,334
29 豊明市	397	6.4%	2,543	410	6.6%	2,686	396	6.5%	3,739
30 日進市	489	6.1%	3,157	564	7.0%	3,717	580	7.2%	3,820
31 田原市	319	5.5%	2,098	347	6.1%	2,401	328	5.9%	2,430
32 愛西市	587	9.1%	4,079	610	9.5%	4,431	590	8.7%	4,300
33 清須市	244	5.6%	1,797	308	5.9%	2,027	305	5.8%	2,308
34 北名古屋	689	9.7%	4,605	732	9.9%	4,885	750	10.2%	6,129
35 弥富市	272	6.9%	2,099	257	6.5%	1,967	271	6.8%	2,180
36 みよし市	311	4.6%	2,125	279	4.0%	2,085	315	4.5%	2,151
37 あま市	664	8.2%	4,604	632	7.7%	4,780	668	8.2%	4,967
38 東郷町	191	4.4%	1,210	182	4.2%	1,213	166	3.7%	1,405
39 長久手町	未回答			193	4.0%	1,225	161	3.2%	1,163
40 豊山町	122	10.3%	323	110	9.2%	392	121	9.7%	429
41 大口町	184	8.3%	1,264	165	7.5%	820	163	7.3%	1,004
42 扶桑町	221	7.3%	1,377	232	7.6%	1,437	216	7.0%	1,737
43 大治町	205	6.8%	868	209	6.9%	867	223	7.2%	1,041
44 蟹江町	265	8.2%	1,553	284	9.3%	1,792	333	11.1%	2,250
45 飛鳥村	9	2.8%	60	13	4.0%	95	19	5.6%	138
46 阿久比町	153	7.0%	986	162	7.4%	1,082	160	7.3%	1,079
47 東浦町	416	8.5%	2,676	493	40.2%	3,359	491	10.3%	3,381
48 南知多町	104	15.3%	780	104	6.8%	776	98	6.6%	890
49 美浜町	123	5.7%	976	124	5.9%	1,088	134	6.3%	1,108
50 武豊町	279	7.0%	1,754	289	7.2%	1,927	283	6.9%	1,850
51 幸田町	225	6.3%	1,526	226	6.3%	1,672	215	5.9%	1,650
52 設楽町	24	6.2%	198	24	6.5%	219	24	6.7%	210
53 東栄町	未回答			2	1.0%	20	0	0.0%	0
54 豊根町	1	1.2%	4	0	0.0%	0	6	1.1%	46

就学援助の基準・申請・支給等について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町村(9.3%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(20.4%)
 ※申請書の受付で豊川市と稲沢市は、新規は市町村窓口、継続は学校で受け付けている
 ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合が混在している。扶養家族の人数も混在している。

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護基準	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	
合計	—	—	—	—	13	9	31	13
1 名古屋市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,494,000	3,198,000		○		—
2 豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑩	2,110,000	3,334,000	○			—
3 岡崎市	1.1	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,405,568	2,933,304			○	—
4 一宮市		①②③④⑤⑦⑧⑨⑩認定基準額は定めていません。別紙資料2-3「一宮市立小中学校児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則」参照	基準なし	基準なし			○	—
5 瀬戸市	1.25	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩別紙「就学援助制度のお知らせ」のとおり	2,100,000	2,870,000			○	—
7 春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩世帯収入で算定	171,699※持ち家 家賃は48,100円 を上限として	229,459※持ち家 家賃は48,100円 を上限として			○	—
8 豊川市	1.23	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	1,900,000	2,500,000	○	○		—
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩			○			—
10 碧南市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者	1,529,352	2,020,188			○	—
11 刈谷市		①②③④⑤⑦⑧⑨⑩収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000		○		必要
12 豊田市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,090,000	3,060,000		○		必要
13 安城市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩	2,380,000	2,420,696			○	必要
14 西尾市		定めていません				○		所見必要
15 蒲郡市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩				○		—
17 常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。②③④⑤⑥⑦⑩				○		—
18 江南市	1.2	詳細は別紙のとおり	185,000	260,000			○	—
19 小牧市		※生活保護基準+市単独基準の1.3倍	年齢、居住状況等の情報がなければ金額は算出できない。				○	—
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○	○		必要
21 新城市	1.5	③⑦			○			—
22 東海市	1.2	③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,851,667	2,806,444		○		—
23 大府市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	約1,544,000	約2,339,000			○	—
24 知多市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,416,852	2,171,184			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合	市町村窓口	学校	両方	
25 知立市	1.4 1.6	愛知県の児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	2,530,000	3,366,000			○	一部必要
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	算出不可	算出不可			○	—
27 高浜市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は、生活保護基準の1.5倍	2,170,000	2,100,000			○	—
28 岩倉市	1.1	②③④⑤⑥⑦⑧⑨			○			—
29 豊明市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	約165,000	約220,000	○			必要
30 日進市	1.5	①③④⑤⑥⑦⑧⑨	約218万(控除なし)	約344万(控除なし)			○	—
31 田原市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,771,065	2,713,980		○	○	—
32 愛西市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,958,000	3,303,000	○			—
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧ ・すでに、1.4倍以下で運用しています。	※家賃など詳細が不明なため回答不可				○	—
34 北名古屋	1.2	派遣切り等急激な収入の減少(生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基準の1.2倍				○	—
35 弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,585,000(持ち家)	2,406,000(持ち家)			○	—
36 みよし市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,123,000	3,223,000			○	場合により必要
37 あま市		②③④⑤⑥⑦⑧⑩基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えて世帯についても現在の状況等を把握して決定している。			○			—
38 東郷町	1.3	需要額×1.3	153,000/月	249,000/月	○			—
39 長久手町		面談により、収入状況等を確認し、教育委員会で説明し、審議している	152,105/月	215,518/月	○			—
40 豊山町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	生活扶助[(3類)+期末一時扶助+教育扶助]		○			—
41 大口町	1.0						○	—
42 扶桑町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩国の基準ど				○	○	—
43 大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44 蟹江町	1.1		2,450,228	3,080,359	○			—
45 飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定している。	所得基準は設けてない				○	—
46 阿久比町	1.4	児童扶養手当での所得制限を準	2,300,000	3,060,000			○	—
47 東浦町	1.4超	別紙東浦町就学援助費事務取扱要綱(抄)のとおり①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,380,000	3,140,000			○	—
48 南知多町	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,963,338	2,631,668			○	—
49 美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,946,282 借家2,673,242	2,608,580 借家3,335,540			○	—
50 武豊町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,955,954 借家2,682,914	2,618,252 借家3,345,212			○	—
51 幸田町	概ね1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要になった場合も随時受け付けている。					○	一部必要
52 設楽町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○	—
53 東栄町		①要保護に準ずる程度に困窮しており、教育委員会で認めた者	100,000/月	160,000/月	○			—
54 豊根村		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者・学校の納付金減免者・納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活が極めて悪いと認められる者、経済てきな理由による欠席日数が多い者			○			—

国保被保険者数・平均保険料・一般会計繰入金など一覧(2010年度)

(愛知県医務国保課のデータから作成)

市町村名	被保険者数 (年度平均) (A)	被保険者1人あたり調定額(平均保険料)				保険料 収納率	一般会計からの繰入			
		医療給付 分	後期高齢 支援分	医療分+ 支援分	順位		繰入金額 (D)	1人あたり (D/A)		順位
								千円	円	
合計・平均	1,936,328	64,818	18,796	83,614	—	91.1%	24,940,533	12,880	—	
1 名古屋市	602,118	72,310	17,790	90,100	14	92.7%	8,984,286	14,921	17	
2 豊橋市	96,676	68,797	20,548	89,344	15	87.3%	517,701	5,355	39	
3 岡崎市	90,458	64,459	19,649	84,109	28	90.1%	2,314,186	25,583	6	
4 一宮市	108,648	57,007	19,305	76,312	52	87.6%	911,900	8,393	34	
5 瀬戸市	33,183	74,444	17,918	92,361	9	90.5%	86,779	2,615	47	
6 半田市	29,557	78,868	16,250	95,118	4	91.5%	90,662	3,067	43	
7 春日井市	80,642	68,667	24,338	93,006	6	90.3%	769,718	9,545	31	
8 豊川市	47,662	69,449	21,925	91,374	10	91.9%	223,927	4,698	40	
9 津島市	18,635	67,305	20,378	87,683	16	88.7%	29,019	1,557	49	
10 碧南市	18,106	64,470	15,586	80,056	44	91.3%	260,372	14,380	18	
11 刈谷市	31,218	68,362	16,708	85,070	27	89.0%	518,174	16,599	14	
12 豊田市	95,695	67,790	18,328	86,118	23	91.5%	1,370,959	14,326	19	
13 安城市	42,122	63,357	15,870	79,228	45	91.3%	426,161	10,117	28	
14 西尾市	28,453	62,057	19,958	82,015	39	90.4%	239,018	8,400	33	
15 蒲郡市	23,285	63,884	20,174	84,058	29	89.6%	45,226	1,942	48	
16 犬山市	20,017	67,885	23,050	90,935	11	91.5%	266,339	13,306	22	
17 常滑市	14,723	54,042	26,044	80,086	43	92.9%	0	0	56	
18 江南市	27,553	59,781	18,869	78,650	48	90.1%	437,805	15,890	15	
19 小牧市	40,764	65,730	16,627	82,357	38	88.5%	755,000	18,521	9	
20 稲沢市	37,281	72,855	18,017	90,872	12	91.5%	359,759	9,650	29	
21 新城市	13,226	58,020	18,785	76,805	51	94.7%	96,448	7,292	36	
22 東海市	28,137	61,279	19,594	80,873	41	86.7%	745,059	26,480	5	
23 大府市	20,447	69,836	13,931	83,766	31	91.8%	322,079	15,752	16	
24 知多市	23,424	62,656	21,384	84,040	30	88.6%	297,285	12,691	23	
25 知立市	14,975	65,994	16,768	82,762	36	91.2%	136,746	9,132	32	
26 尾張旭市	20,196	73,691	19,389	93,080	5	91.4%	75,375	3,732	41	
27 高浜市	10,086	73,464	21,718	95,182	3	87.7%	8,793	872	50	
28 岩倉市	12,954	72,636	22,635	95,270	2	87.3%	35,847	2,767	46	
29 豊明市	17,759	68,693	17,096	85,790	25	91.5%	496,272	27,945	3	
30 日進市	18,010	64,259	19,412	83,671	32	93.0%	314,300	17,451	11	
31 田原市	24,761	79,258	20,936	100,194	1	95.7%	161,782	6,534	38	
32 愛西市	20,120	62,548	13,385	75,933	53	93.3%	213,446	10,609	27	
33 清須市	17,989	61,285	16,626	77,912	49	90.4%	916,195	50,931	1	
34 北名古屋市	24,449	57,154	19,796	76,949	50	89.2%	328,872	13,451	21	
35 弥富市	11,776	58,448	22,685	81,133	40	91.6%	230,000	19,531	8	
36 みよし市	11,320	69,409	13,337	82,747	37	91.6%	108,308	9,568	30	
37 あま市	26,375	64,792	20,394	85,186	26	91.0%	450,000	17,062	12	
38 東郷町	9,752	73,986	18,886	92,873	7	91.7%	113,035	11,591	24	
39 長久手町	10,139	65,722	17,757	83,479	33	91.9%	169,712	16,738	13	
40 豊山町	4,562	58,777	19,919	78,696	47	87.9%	196,594	43,094	2	
41 大口町	5,324	62,963	20,231	83,195	34	94.1%	60,000	11,270	25	
42 扶桑町	8,655	67,028	19,143	86,171	22	92.1%	97,392	11,253	26	
43 大治町	9,035	74,287	18,336	92,623	8	85.2%	127,358	14,096	20	
44 蟹江町	10,392	66,257	16,678	82,935	35	90.0%	30,000	2,887	44	
45 飛島村	1,359	62,986	15,846	78,832	46	96.8%	36,757	27,047	4	
46 阿久比町	6,723	52,702	22,287	74,989	54	94.6%	18,860	2,805	45	
47 東浦町	12,663	67,341	18,881	86,222	21	90.9%	222,174	17,545	10	
48 南知多町	8,005	74,099	16,195	90,294	13	93.0%	6,484	810	51	
49 美浜町	6,253	70,634	16,952	87,586	18	94.7%	1,274	204	53	
50 武豊町	10,943	58,564	22,145	80,710	42	90.4%	225,043	20,565	7	
51 一色町	7,849	66,052	21,631	87,683	17	95.4%	569	72	55	
52 吉良町	6,265	66,124	21,412	87,537	19	95.3%	21,092	3,367	42	
53 幡豆町	3,605	68,924	17,075	85,999	24	95.9%	341	95	54	
54 幸田町	8,820	68,324	18,405	86,729	20	92.2%	67,039	7,601	35	
55 設楽町	1,708	41,276	16,827	58,102	55	97.9%	0	0	56	
56 東栄町	1,158	33,244	17,900	51,144	56	97.6%	800	691	52	
57 豊根村	318	40,389	9,684	50,072	57	98.7%	2,214	6,964	37	

2011年度分 保険者別保険料(税)減免実施状況

(愛知県医務国保課資料より作成)

1. 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入する
 2. 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに○を記入する(複数回答可)
 (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき
 (2)「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなったとき
 (3)「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなったとき
 (4)「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力がなくなったとき
 (5)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合
 (6)「生保」とは、生活保護基準該当世帯
 (7)「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定
 (8)「その他」とは、上記(1)～(7)以外の事由によるもの
 3. 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入する

市町村名	条例有無	減免事由									免除規定有	失業者に対する減免	2010年度	
		(1)災害	(2)病気	(3)失業	(4)収入減	(5)低所得	(6)生保	(7)特別事情	(8)大震災	(9)その他			減免	減免総額
													世帯数	(千円)
合計	52	47	36	36	37	31	30	33	19	49	32	43	157,260	2,649,957
1 名古屋市	○	○			○	○				○		○	63,565	1,275,280
2 豊橋市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	11,252	209,053
3 岡崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	4,449	114,313
4 一宮市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	47,005	698,848
5 瀬戸市	○	○	○	○					○	○	○	○	267	4,944
6 半田市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	314	7,348
7 春日井市	○	○	○		○	○		○	○	○		○	306	16,231
8 豊川市	○	○			○	○	○			○	○	○	7,566	64,615
9 津島市	○	○			○	○				○		○	2,222	25,821
10 碧南市	○	○	○	○		○	○	○		○		○	1,510	10,000
11 刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		160	2,427
12 豊田市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	791	18,645
13 安城市	○	○	○	○	○			○	○	○	○		170	3,746
14 西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	2,151	14,149
15 蒲郡市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	2,133	16,724
16 犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			168	6,284
17 常滑市	○	○	○	○	○		○	○		○		○	59	1,591
18 江南市	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	701	10,633
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		642	15,541
20 稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			724	12,563
21 新城市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	1,577	7,820
22 東海市	○	○	○	○	○					○	○	○	52	2,317
23 大府市	○	○	○	○					○	○		○	64	1,507

市町村名	条例有無	減免事由										免除規定有	失業者に対する減免	2010年度	
		(1)災害	(2)病気	(3)失業	(4)収入減	(5)低所得	(6)生保	(7)特別事情	(8)大震災	(9)その他	減免			減免総額	
											世帯数			(千円)	
24	知多市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	84	1,966
25	知立市	○	○		○		○	○	○		○		○	148	3,657
26	尾張旭市	○	○	○	○				○	○	○	○	○	124	5,621
27	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	108	2,866
28	岩倉市	○	○	○	○	○			○		○	○	○	56	1,410
29	豊明市		○	○	○	○		○	○		○	○		190	7,951
30	日進市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	105	2,588
31	田原市	○	○		○		○	○			○	○	○	1,824	14,576
32	愛西市	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	211	15,949
33	清須市	○	○			○					○	○	○	24	802
34	北名古屋	○	○			○	○	○	○		○	○	○	5,255	28,784
35	弥富市		○	○	○	○	○	○	○		○	○		517	6,868
36	みよし市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	20	1,476
37	あま市	○				○					○	○	○	59	1,563
38	長久手市	○	○	○	○				○		○		○	7	94
39	東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	35	1,039
40	豊山町	○	○			○					○		○	4	105
41	大口町	○	○			○					○		○	16	592
42	扶桑町	○		○		○	○				○	○	○	64	2,813
43	大治町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	16	706
44	蟹江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		405	4,701
45	飛島村	○	○	○	○	○			○				○	1	27
46	阿久比町	○	○	○				○	○		○	○	○	6	148
47	東浦町	○		○	○		○	○		○	○		○	51	1,143
48	南知多町	○	○		○	○	○	○			○		○	18	385
49	美浜町	○	○								○			13	529
50	武豊町	○			○						○	○	○	10	495
51	幸田町	○	○		○		○				○	○	○	40	609
52	設楽町	○												0	0
53	東栄町	○							○				○	0	0
54	豊根村	○												1	94

名古屋市国保の保険料減免制度

「国民健康保険のてびき」より

※低所得世帯には、7割・5割・2割の減額が自動適用されるが、所得の申告が必要です。

減免を受けるには、申請が必要です

次の要件に該当する場合は保険料が減免されることがありますので、納期限（最後の納付月の末日）までに区役所または支所へ申請をしてください。なお③、④の減免については、申請される月により減免される額が異なりますので、お早めに申請してください。

◆「減免」一覧

減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
①世帯の全員が市県民税の所得割を課されない世帯 (2,803)	世帯の均等割額の2割(②に該当する方は除く)	保険証
②市県民税の所得割を課されない被保険者のうち、平成23年12月31日現在、次の要件に該当する方 障害者の方(身体障害者手帳の交付を受けている方等)、 老年者の方(65歳以上の方)、寡婦・寡夫の方 (10,257)	その被保険者の均等割額の3割	障害がわかるもの(手帳など)、 保険証
③平成23年中の所得が1,000万円以下の世帯で、 今年の見込所得が264万円以下、かつ平成23年中の所得の8/10以下に減少した世帯 (9,324)	世帯の所得割額の3割から7割	今年の収入がわかる資料(給与明細、 帳簿など)、保険証 (注)4月から6月の間に ③の申請をする場合は、 上記に加えて、前年中の収入がわかる 資料(源泉徴収票、確定申告書の控えなど)
④事業を休廃止したことにより、世帯の今年の見込所得が赤字となる世帯 (9)	世帯の保険料額の7割	
⑤災害により、居住する家屋に全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯 (132)	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または5割	り災証明書または被災証明書、 保険証
⑥刑務所等に入っているため、月初めから月末を通して医療の給付が受けられない方 (45)	その被保険者のその間の保険料額	拘留期間などがわかる証明書、保険証
⑦平成24年4月1日現在、国民健康保険に加入している世帯で、市県民税額の合計が5,000円以下の世帯 (35,135)	年間均等割額が課されている被保険者1人につき2,000円	保険証
⑧被用者保険(職場の健康保険など)の被保険者が後期高齢者医療制度の適用を受けることに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者資格を取得する場合で、国民健康保険の資格取得時に65歳以上である方 (739)	その被保険者の保険料のうち、均等割額の5割及び所得割額の全部	被用者保険の喪失証明書、保険証

※ 申請に必要な証明書等は、受ける減免の種類により異なります。

※ 市県民税の減免を受けた場合や保険料の減額を受けた場合は、保険料の減免が受けられないことがあります。

※ ③、④の減免は、今年の見込所得により受ける減免です。翌年に確定所得で減免の再判定をします。再判定により、減免の取消し、または減免割合が変更になる場合は、差額分保険料を納めていただくことになります。

※ ②⑥⑧は、個人ごとに減免を判定します。

※ 同時に複数の要件に該当する場合は、減免額の大きいもののみを適用することがあります。

※ ⑦の減免における市県民税額には、あいち森と緑づくり税条例により加算される金額(最大500円)は含めません。

※ 「失業者の方を対象とした保険料軽減制度」の対象者は、軽減前の所得等を基に減免適用の判定を行います。

また、この制度の対象世帯が、③の減免と両方に該当する場合は、どちらか保険料の減少額が大きいもののみを適用した保険料となるように、減免額の算定を行います。ただし、高額療養費等の所得区分判定にも影響がありますので、

③の減免が有利な場合にも、「失業者の方を対象とした保険料軽減制度」の届出を行ってください。

※②は、配偶者や子どもの収入が高くても、本人の収入が少ないと対象になります。

※手書きの()内の数字は、2011年4～12月の実績(約58,500人)

豊橋市の国保税減免制度

国制度 課税額の軽減(国の制度)

国民健康保険には、前年の世帯[世帯主と被保険者・特定同一世帯所属者(※1)]の所得金額の合計が下記の軽減基準以下の場合、均等割、平等割の金額から一定割合を軽減する制度があります。申請は不要です。

軽減基準

7割軽減	前年の合計所得が、33万円以下の世帯	自動適用
5割軽減	前年の合計所得が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(納税義務者を除く)1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯	
2割軽減	前年の合計所得が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額以下の世帯	

独自減免 課税額の減免

豊橋市では、所得の少ない方の保険税の負担を軽くするため、均等割、平等割の金額を減免する独自の制度を設けています。なお、減免の適用にあたっては、世帯主が被保険者でない場合でも世帯主を被保険者とみなして所得割、資産割を計算し、特定同一世帯所属者(※1)を含めて判定します。

旧被扶養者(※2)は減免前の所得割・資産割で判定します。

減免基準

12%減免	7割・5割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	自動適用
24%減免	2割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	
44%減免	上記以外の世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	

所得の申告はお済みですか？

国の軽減、市の減免ともに、平成20年度より減免を受けるための申請が不要となりました。ただし、平成22年中の所得の申告が済んでいない世帯には適用できません。済ませていない方は、すみやかに市民税課へ申告してください。

※その他、災害、傷病、失業などにより保険税の納付が困難となった方も減免を受けられる場合があります。

※1 特定同一世帯所属者

特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保を脱退し、引き続き同一の世帯にいる方のことをいいます。

※2 旧被扶養者

旧被扶養者とは、会社などの健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者医療制度へ移行したときに、国民健康保険に加入した被扶養者(加入時65歳以上)の方をいいます。

一宮市国保の保険税減免制度

	減免の理由	減免額	備考
1	世帯が生活保護法の適用を受けた場合	適用を受けることとなった日以降到来する納期限に係る納付額	申請の必要なし
2	賦課期日である4月1日現在、次のいずれかに該当する場合	該当する者に係る被保険者均等割額の100分の30に相当する額	申請の必要なし ※世帯主が国の制度により国民健康保険税を軽減された場合については適用できません
	ア 70歳以上の者		
	イ 要介護認定4以上の者		
	ウ 18歳未満の者		
	エ 身体障害者手帳の交付を受けている者(1級から4級)		
	エ 進行性筋萎縮症者(5級から6級)		
	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、重度障害若しくは障害の程度が第5款症までのもの		
オ 知的障害者でIQ50以下のもの			
カ 自閉症状群と診断された者			
キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級又は2級の者			
3	前年の合計所得金額が250万円以下で、本年の合計所得金額の見込み額が前年の1/2以下に減少すると認められる場合	該当する者に係る所得割額の100分の50に相当する額	申請が必要 ※未到来納期分のみ該当
4	世帯主が国の制度により国民健康保険税を軽減された場合	被保険者均等割額及び世帯平等割額に規定する額の100分の10に相当する額	申請の必要なし
5	世帯主及び被保険者の総所得金額等が200万円以下である場合	被保険者均等割額及び世帯平等割額に規定する額の100分の30に相当する額	申請の必要なし
6	世帯主又は主たる生計者が長期療養を要する者(現に継続して6か月以上入院中の者又は要介護認定4以上の者)となった世帯のうち、当該世帯の前年の総所得金額等が150万円以下の場合	療養期間中に到来する納期限に係る税額の100分の50に相当する額	申請が必要
		※診断書等の証明できる書類の添付が必要となります。療養期間終了後1か月以内であれば遡及して減額することもできます。	
7	賦課期日である4月1日現在、障害者又は18歳未満の扶養親族を有する寡婦(夫)で前年の総所得金額等が125万円以下の場合	該当する者に係る所得割額の100分の50に相当する額	申請が必要 ※未到来納期分のみ該当
8	社会保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したために、国民健康保険に加入することになった65歳以上の旧被扶養者	ア 該当する者に係る所得割額の全額	申請が必要 ※イ、ウは、6・8割軽減に該当する世帯については適用できません。
		イ 該当する者に係る被保険者均等割額の100分の50(国の2割減額に該当する場合は100分の30)に相当する額	
		ウ 該当する者に係る世帯平等割の100分の50(国の2割減額に該当する場合は100分の30)に相当する額(旧被扶養者だけが1人で国民健康保険に加入する世帯に限る)	

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

市町村名	世帯数 (A) (2012/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2011/6/1	2012/6/1		2011/6/1	2012/6/1		2011/6/1	2012/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	1,096,341	201,574	185,517	16.9%	64,139	54,425	29.3%	5,390	5,404	2.9%
発行市町村割合	-	-	-	-	98.1%	96.3%	-	53.7%	51.9%	-
1 名古屋市	359,002	48,395	45,343	12.6%	20,567	16,624	36.7%	4,152	4,338	9.6%
2 豊橋市	52,258	13,721	8,150	15.6%	4,441	3,428	42.1%	354	232	2.8%
3 岡崎市	50,810	11,112	10,794	21.2%	2,180	1,818	16.8%	150	151	1.4%
4 一宮市	59,781	15,424	14,641	24.5%	2,821	2,271	15.5%	87	93	0.6%
5 瀬戸市	19,423	4,371	3,955	20.4%	1,155	919	23.2%	11	6	0.2%
6 半田市	16,463	4,188	3,826	23.2%	455	455	11.9%	51	51	1.3%
7 春日井市	47,320	8,886	9,045	19.1%	3,113	2,397	26.5%	38	25	0.3%
8 豊川市	26,220	5,134	4,955	18.9%	1,470	1,139	23.0%	63	62	1.3%
9 津島市	10,180	1,791	1,637	16.1%	807	721	44.0%			
10 碧南市	9,384	1,173	927	9.9%	556	580	62.6%			
11 刈谷市	17,834	5,774	5,427	30.4%	1,390	2,026	37.3%	1	1	0.0%
12 豊田市	54,044	6,716	6,250	11.6%	4,909	3,840	61.4%	20	14	0.2%
13 安城市	23,430	4,012	3,761	16.1%	2,455	1,945	51.7%	48	36	1.0%
14 西尾市	23,916	4,700	5,510	23.0%	1,612	1,406	25.5%	82	92	1.7%
15 蒲郡市	12,740	2,313	1,772	13.9%	1,086	882	49.8%	2	1	0.1%
16 犬山市	11,247	2,833	2,640	23.5%	152	144	5.5%			
17 常滑市	8,019	1,580	2,070	25.8%	36	33	1.6%			
18 江南市	15,243	4,762	2,284	15.0%	563	454	19.9%	1		
19 小牧市	22,686	4,077	3,917	17.3%	875	731	18.7%	14	15	0.4%
20 稲沢市	20,116	2,457	2,892	14.4%	1,084	1,052	36.4%	11	5	0.2%
21 新城市	7,296	787	594	8.1%	184	101	17.0%			
22 東海市	15,731	5,345	5,191	33.0%	1,449	425	8.2%	177	143	2.8%
23 大府市	11,682	3,211	2,864	24.5%	503	509	17.8%			
24 知多市	13,124	3,521	3,347	25.5%	558	533	15.9%			
25 知立市	8,771	859	841	9.6%	465	344	40.9%	1		
26 尾張旭市	11,780	1,283	1,164	9.9%	673	592	50.9%	1	3	0.3%
27 高浜市	5,491	2,053	1,897	34.5%	763	933	49.2%	1	1	0.1%
28 岩倉市	7,527	2,831	3,291	43.7%	260	384	11.7%	33	28	0.9%
29 豊明市	10,131	1,727	1,694	16.7%	194	177	10.4%			
30 日進市	10,403	2,426	2,342	22.5%	209	171	7.3%			
31 田原市	10,468	1,720	1,393	13.3%	314	348	25.0%		3	0.2%
32 愛西市	10,107	1,002	962	9.5%	356	325	33.8%			
33 清須市	9,832	1,718	1,683	17.1%	759	1,586	94.2%			
34 北名古屋市	13,349	3,937	3,803	28.5%	1,252	1,061	27.9%			
35 弥富市	6,153	1,416	1,413	23.0%	263	230	16.3%			
36 みよし市	6,352	1,784	791	12.5%	231	163	20.6%			
37 あま市	14,142	2,242	2,545	18.0%	657	880	34.6%	7	17	0.7%
38 長久手市	5,846	826	849	14.5%	416	352	41.5%	2	2	0.2%
39 東郷町	5,385	353	605	11.2%	238	193	31.9%			
40 豊山町	2,457	600	424	17.3%	320	217	51.2%			
41 大口町	2,982	299	147	4.9%	91	90	61.2%	9	19	12.9%
42 扶桑町	4,860	593	601	12.4%	263	154	25.6%			
43 大治町	5,656	1,270	1,136	20.1%	515	591	52.0%			
44 蟹江町	5,674	1,005	927	16.3%	169	176	19.0%			
45 飛島村	663	25	33	5.0%	10	12	36.4%			
46 阿久比町	3,700	553	531	14.4%	183	135	25.4%	5	11	2.1%
47 東浦町	6,984	1,678	1,612	23.1%	154	102	6.3%	9	2	0.1%
48 南知多町	3,611	647	626	17.3%	114	89	14.2%	57	47	7.5%
49 美浜町	3,384	304	382	11.3%	84	75	19.6%	2	5	1.3%
50 武豊町	6,133	1,554	1,417	23.1%	433	354	25.0%			
51 幸田町	4,713	512	479	10.2%	326	252	52.6%			
52 設楽町	959	37	82	8.6%	5	6	7.3%			
53 東栄町	687	31	49	7.1%	1					
54 豊根村	192	6	6	3.1%				1	1	16.7%

国保の短期保険証の実態

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数は、2011年6月1日現在。短期保険証の種類の数値は、2011年4月1日現在。

※一宮市、大府市、岩倉市、清須市、北名古屋市の数は、世帯数。

※「**短**」などのなんらかの記載をしているのは、北名古屋市・大治町の2市町

市町村名	滞納 世帯数 (2011年6月)	短期 保険証 件数 (2011年6月)	短期保険証有効期限内訳(2011年4月1日)								特別な表示 など
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	
2009年	231,995	63,155	3,379	444	7,497	384	111	28,832	1,708	23,328	—
2010年	233,883	53,281	4,302	469	7,439	572	333	32,879	1,517	20,290	—
2011年	201,574	64,139	6,074	408	8,623	357	260	38,417	2,010	21,970	—
1 名古屋市	48,395	20,567								20,736	発行期間統計なし
2 豊橋市	13,721	4,441						4,403			
3 岡崎市	11,112	2,180	4					2,167			
4 一宮市	15,424	2,821			79			1,396	1		
5 瀬戸市	4,371	1,155	259		515			584	1,001	24	
6 半田市	4,188	455			274			202			
7 春日井市	8,886	3,113	95	171	241	310	228	689	292	1,207	
8 豊川市	5,134	1,470						1,537			
9 津島市	1,791	807	11	17	60	2	0	671	0		
10 碧南市	1,173	556						600			
11 刈谷市	5,774	1,390			324			609	101		
12 豊田市	6,716	4,909	1,137					7,510			
13 安城市	4,012	2,455						2,385			
14 西尾市	4,700	1,612						1,667			
15 蒲郡市	2,313	1,086	444	30	382	35	32	1,262			
16 犬山市	2,833	152						152			
17 常滑市	1,580	36						164			
18 江南市	4,762	563						662			
19 小牧市	4,077	875	539		239			45			
20 稲沢市	2,457	1,084			895			287	152		
21 新城市	787	184	9	23	137			50			
22 東海市	5,345	1,449			1,449						
23 大府市	3,211	503	2	1				619			
24 知多市	3,521	558						1,059			
25 知立市	859	465						739			
26 尾張旭市	1,283	673						1,387			
27 高浜市	2,053	763						1,676			
28 岩倉市	2,831	260						260			
29 豊明市	1,727	194						120			
30 日進市	2,426	209	24	4	2	0	0	171	0		
31 田原市	1,720	314	115	1	5	2		520			
32 愛西市	1,002	356	127	0	875	0	0	238	0		

市町村名	滞納 世帯数 (2011年6月)	短期 保険証 件数 (2011年6月)	短期保険証有効期限内訳(2011年4月1日)								特別な表示 など
			1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	
33 清須市	1,718	759			752			233	1		
34 北名古屋市	3,937	1,252			1,215			282			有効期限日に下線
35 弥富市	1,416	263	0	0	65	0	0	847	0		
36 みよし市	1,784	231			32			222	28		
37 あま市	2,242	657	2,861	135	57	0	0	681			
38 東郷町	353	238	6	7	48	0	0	14	0	0	
39 長久手町	826	416			167						
40 豊山町	600	320	226		97						
41 大口町	299	91	1		26			194			
42 扶桑町	593	263						304			
43 大治町	1,270	515						722			短(朱色)
44 蟹江町	1,005	169			512			417			
45 飛島村	25	10	3	16	3	3				3	
46 阿久比町	553	183	201	3	26	0	0	63	0		
47 東浦町	1,678	154						294			
48 南知多町	647	114						208			
49 美浜町	304	84						84			
50 武豊町	1,554	433							434		
51 幸田町	512	326	10		145			20			
52 設楽町	37	5				5		1			
53 東栄町	31	1			1						
54 豊根村	6	0									

※あま市は「発行予定数」が記載されており、実際に発行された人数は統計を取っておらず不明

国保の留め置き、未交付など

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2011年6月1日現在
 ※空白は、アンケート未記入である
 ※知多市、岩倉市、清須市、北名古屋市、長久手町の留め置き人数、未交付人数は、世帯数である
 【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す
 【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2010年実績		2011年実績		
				留め置き人数	集計日	留め置き人数	未交付人数	集計日
合計	201,574	64,139	5,390	16,721	—	9,643	10,521	—
1 名古屋市	48,395	20,567	4,152	4,010	7/31	不明	5,391	7/31
2 豊橋市	13,721	4,441	354	1,766	7/31	1,124	110	7/31
3 岡崎市	11,112	2,180	150	0	8/1	0	0	8/1
4 一宮市	15,424	2,821	87	908	7/31	0		
5 瀬戸市	4,371	1,155	11	512				
6 半田市	4,188	455	51	129	9/1	82	163	9/1
7 春日井市	8,886	3,113	38	1,208	9/1	169	891	9/1
8 豊川市	5,134	1,470	63	257	8/1	440	0	8/1
9 津島市	1,791	807		5	8/1	11	336	8/1
10 碧南市	1,173	556		535	9/3	317		
11 刈谷市	5,774	1,390	1	737	8/1	1,034	75	8/1
12 豊田市	6,716	4,909	20	4	8/1	9		
13 安城市	4,012	2,455	48	404	9/9	989	0	9/9
14 西尾市	4,700	1,612	82	616	8/1	390	0	8/1
15 蒲郡市	2,313	1,086	2	199	8/1	519	32	8/1
16 犬山市	2,833	152		30	8/1	149		
17 常滑市	1,580	36			9/1	102	139	9/1
18 江南市	4,762	563	1		8/29	187		
19 小牧市	4,077	875	14	370	4/1	258	574	7/31
20 稲沢市	2,457	1,084	11	0		0	0	
21 新城市	787	184		0	8/31	0	108	8/31
22 東海市	5,345	1,449	177	0		不明	不明	
23 大府市	3,211	503		333	9/7	621	不明	
24 知多市	3,521	558		44	8/1	90	不明	
25 知立市	859	465	1	517	8/1	194	0	8/1
26 尾張旭市	1,283	673	1	0	9/6	0	0	9/6
27 高浜市	2,053	763	1	114	8/1	5	0	8/1
28 岩倉市	2,831	260	33	157	4/1	252	252	4/1
29 豊明市	1,727	194		88	8/31	278	0	8/31
30 日進市	2,426	209		103	9/1	181	0	9/1
31 田原市	1,720	314			8/1	0	168	8/1
32 愛西市	1,002	356			8/31	228	0	
33 清須市	1,718	759		980	4/1	403	0	4/1
34 北名古屋	3,937	1,252		123	8/1	20	252	8/1

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2010年実績		2011年実績			
				留め置き人数	集計日	留め置き人数	未交付人数	集計日	
35	弥富市	1,416	263			3/31	11	126	3/31
36	みよし市	1,784	231		286	10/17	137	95	10/17
37	あま市	2,242	657	7	933	6/30	118	1,317	8/31
38	東郷町	353	238		0	6/30	81	0	6/30
39	長久手町	826	416	2	297	10/1	62	0	
40	豊山町	600	320		38	6/1	87		
41	大口町	299	91	9	86	9/1	0	91	9/1
42	扶桑町	593	263						
43	大治町	1,270	515		740	9/15	447	13	9/15
44	蟹江町	1,005	169			9/13	480	0	9/13
45	飛島村	25	10						
46	阿久比町	553	183	5		8/1	0	23	8/1
47	東浦町	1,678	154	9	0	7/31	0	128	7/31
48	南知多町	647	114	57	5	8/1	0	21	8/1
49	美浜町	304	84	2	5	8/1	1	57	8/1
50	武豊町	1,554	433		31	7/31	12	159	7/31
51	幸田町	512	326		147	8/31	155	0	8/31
52	設楽町	37	5		3	9/1	0	0	9/1
53	東栄町	31	1		0		0	0	
54	豊根村	6		1	1	9/1	0	0	9/1

国保の滞納者差押え状況

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数、資格証明書件数は、2011年6月1日現在の数字である。

※差押え件数は、9,412件となり、1,261件増加した。

※豊橋市、江南市、豊山町は、未記入であった。

※豊田市、犬山市、大府市、知立市、日進市、北名古屋市、武豊町は、市税全般の数字である。大治町の現金化数は、市税全般の数字である。

	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2010年度実績									
				予告通知送付	差押件数	不動産	預貯金	生命保険	うち学資保険	その他	現金化件数	現金化した金額	
2009年度	233,883	53,281	5,086	—	8,151	—	—	—	—	—	—	—	—
2010年度	201,574	64,139	5,390	20,488	9,412	1,439	5,613	1,075	2	1,283	3,813	821,691,890	
1	名古屋市	48,395	20,567	4,152	2,104	1,254	4	1,112	81		57	1,155	126,713,303
2	豊橋市	13,721	4,441	354									
3	岡崎市	11,112	2,180	150	統計なし	124	15	109				4	405,800
4	一宮市	15,424	2,821	87	把握せず	1,648	577	427	638		6	1,159	395,165,928
5	瀬戸市	4,371	1,155	11	4	4	1	1			2	3	1,965,300
6	半田市	4,188	455	51	1,004	598	37	545	14	0	2	0	0
7	春日井市	8,886	3,113	38	3,000	831	12	628	172	不明	19	629	94,072,608
8	豊川市	5,134	1,470	63	不明	236	91	118	17	1	9	4	1,516,792
9	津島市	1,791	807		341	100	44	46	0	0	10	37	2,458,422
10	碧南市	1,173	556			188	3	166	3		16	0	0
11	刈谷市	5,774	1,390	1		0							
12	豊田市	6,716	4,909	20		554	113	95	9	0	337	1	358,800
13	安城市	4,012	2,455	48	132	214	41	149	10	1	13	3	481,859
14	西尾市	4,700	1,612	82	83	188	46	111	1	0	30	2	618,785
15	蒲郡市	2,313	1,086	2	131	13	1	10	2	0		93	1,792,013
16	犬山市	2,833	152		10,942	74	19	55					
17	常滑市	1,580	36			131	13	89			29		
18	江南市	4,762	563	1									
19	小牧市	4,077	875	14	55	360	55	144	5		156	360	161,106,610
20	稲沢市	2,457	1,084	11		332	58	169	19		86	1	910,000
21	新城市	787	184		21	21	16	2	1	0	2	0	0
22	東海市	5,345	1,449	177	不明		不明	不明	不明	不明	不明	2	1,313,500
23	大府市	3,211	503			95	20	66	9			26	289,400
24	知多市	3,521	558		166	103	2	80	1	0	20	4	1,852,988
25	知立市	859	465	1	1,161	1,161	85	634			442	1	
26	尾張旭市	1,283	673	1	168	168	34	116	15	0	3	0	0
27	高浜市	2,053	763	1		0						29	3,025,768
28	岩倉市	2,831	260	33	38	32	4	20	1	0	7	0	0
29	豊明市	1,727	194		65	326	21	283	22	不明		0	0
30	日進市	2,426	209		191	86	64	15	7	0	0	16	3,690,392
31	田原市	1,720	314		11	11	0	6	0	0	5	0	0
32	愛西市	1,002	356		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清須市	1,718	759		362	7	4	1	0	0	2	3	1,057,367
34	北名古屋	3,937	1,252										
35	弥富市	1,416	263		70	24	10	9	2	0	3	8	526,698
36	みよし市	1,784	231			51	2	41	3		5	1	177,433
37	あま市	2,242	657	7									

		滞納 世帯数	短期 保険証 件数	資格 証明書 件数	2010年度実績							現金化 件数	現金化した 金額
					予告通知 送付	差押件数	不動産	預貯金	生命保 険	うち学 資保険	その他		
38	東郷町	353	238		15	15	2	9	3	0	1	0	0
39	長久手町	826	416	2	11	11	4	5			2		
40	豊山町	600	320		0	0							
41	大口町	299	91	9	45	1		1					
42	扶桑町	593	263			50		38	1		11		
43	大治町	1,270	515		114	23	3	16	2	0	2	35	2,075,072
44	蟹江町	1,005	169		148	97	23	36	35	0	3	54	8,174,935
45	飛島村	25	10			0							
46	阿久比町	553	183	5	0	0	0	0	0		0	0	
47	東浦町	1,678	154	9	99	72	1	71	0	0	0	0	0
48	南知多町	647	114	57	1	1		1					
49	美浜町	304	84	2	6	14	1	13	0	0	0	0	
50	武豊町	1,554	433		把握せず	177	6	169	1	0	1	183	11,942,117
51	幸田町	512	326		未集計	17	7	7	1		2		
52	設楽町	37	5		0	0	0	0	0		0	0	
53	東栄町	31	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	6	0	1	0	0							

国保の医療費一部負担金減免制度の実施状況

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度を設けているのが47市町村(87.0%)
 ※生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは40市町村(74.1%)
 市町村名が**ゴチツク**:新実施自治体(4市町)

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2010年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	47	(生活保護基準減免実施数:40)	225	13,002,805	未実施:17
1 名古屋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	41	11,141,195	
2 豊橋市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
3 岡崎市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…140%以内	0	0	
4 一宮市	◎	免除・減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	10	148,072	
5 瀬戸市	◎	免除…110%以内 減額…115%以内(8割)、120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
6 半田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
7 春日井市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5・8割)	0	0	
8 豊川市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
9 津島市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
10 碧南市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
11 刈谷市	◎	免除…110%以内	0	0	
12 豊田市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
13 安城市	○		0	0	
14 西尾市	○		0	0	
15 蒲郡市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	25	125,505	
16 犬山市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
17 常滑市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
18 江南市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	0	0	
19 小牧市	○		0	0	国通知により東日本大震災被災者を免除
20 稲沢市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	145	1,244,024	
21 新城市	×		0	0	考えていない
22 東海市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%未満	0	0	
23 大府市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
24 知多市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
25 知立市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	2	281971	

市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	2010年度実績		実施予定や その他コメント	
			件数	金額		
26	尾張旭市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	0	0	2011年度より実施
27	高浜市	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
28	岩倉市	○		1	17,680	
29	豊明市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	1	44,358	
30	日進市	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
31	田原市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(2・4・6・8割)	0	0	
32	愛西市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
33	清須市	◎	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
34	北名古屋	×		0	0	実施の予定なし
35	弥富市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
36	みよし市	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
37	あま市	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
38	東郷町	◎	免除…115%以内 減額…125%以内(5割)	0	0	2011年9月より実施
39	長久手町	○		0	0	現行の条例・規則の中で対応
40	豊山町	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	2011年度より実施
41	大口町	○		0	0	要綱で定めているが拡大は考えていない
42	扶桑町	△		0	0	国基準による実施に向けて検討
43	大治町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
44	蟹江町	◎	免除…110%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
45	飛島村	◎	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
46	阿久比町	△		0	0	法の定めにより対応
47	東浦町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
48	南知多町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	2011年度から実施
49	美浜町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
50	武豊町	○		0	0	
51	幸田町	◎	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	チラシ等を役場の窓口に置くことを検討したい
52	設楽町	△		0	0	年度内実施に向けて準備を進める
53	東栄町	△		0	0	
54	豊根村	×		0	0	

障がい者地域生活支援事業利用料軽減策(2011年)

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※地域生活支援事業で利用料軽減を行っているのは、2009年度32市町(52.5%)、2010年度47市町(82.5%)、低所得者に負担を求めたのは10市町(17.5%)
 ※2011年度は減免あり:43市町(79.6%)、減免なし:11市町村(20.4%)。岡崎市が11年度から非課税世帯を無料にした。稲沢市は低所得者(非課税者)は5%負担、瀬戸市・津島市・愛西市・弥富市・あま市・長久手町・大治町・蟹江町・飛島村9市町村は1割負担となっている。(飛島村は昨年回答が間違い、1割負担のまま)

市町村名	1)利用料負担 上限月額の設定		2)市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1)2)で「あり」と答えた場合の具体的内容
	あり	なし	あり	なし	
1 名古屋市	○		○		平成22年4月からの移動支援事業をはじめとする5事業について、低所得者の方を対象に無料化を実施、また、それ以外の方々についても利用者負担上限月額を設定することにより、負担が過重とならないように配慮している。
2 豊橋市	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援・地域活動支援センター、日中一時支援事業 障害者:市民税課税世帯の所得割16万円未満の月額9300円を超えて支払った利用者負担額を助成。 障害児:市民税課税世帯の所得割28万円未満の月額4600円を超えて支払った利用者負担額を助成。 ・日常生活用具:市民税課税世帯で非課税の場合、支給基準額を10割助成。 ・非課税以外の場合、支給基準額の9割を助成。
3 岡崎市	○		○		市町村民税非課税世帯について、日常生活用具費支給事業、移動支援事業、在宅重度障がい者等入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業の利用者負担額については無料としている。
4 一宮市	○		○		自立支援給付事業に準じた利用者負担とし、負担上限を適用しており、市民税非課税世帯の利用者負担についても平成22年4月からありません。
5 瀬戸市	○		○		上限月額設定は、地域活動支援センターのみ設定あり。非課税世帯の地域活動支援センターのみ減免あり、非課税世帯は、一般世帯が4,500~37,200円のところを1,500円。
6 半田市	○		○		国制度(障害福祉サービス)と同様、上限額を定めた上で、所得に応じて利用者負担を10%、0%の負担としている。
7 春日井市	○		○		①一般2…市民税課税世帯の方 (月額上限額:37,200円) ②一般1…市民税課税世帯の方 (障害者)本人と配偶者の市民税所得割額16万円未満 (月額上限額:9,300円) (障害児)世帯の市民税所得割額28万円未満(月額上限額:4,600円) ③低所得…市民税非課税世帯(月額上限額:0円) ④生活保護…生活保護世帯に属する方 (月額上限額0円) ※障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
8	豊川市	○		○		障害福祉サービス同様、低所得者に対する負担上限月額0円
9	津島市	○			○	月額負担上限を下記のように設定 生活保護世帯: 0円 市民税非課税世帯(障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下): 15,000円 上記以外: 24,600円 市民税課税世帯: 37,200円
10	碧南市	○		○		1) 生活保護世帯: 0円、市民税非課税世帯: 0円、市民税非課税世帯(所得割16万円未満) 9,300円、それ以外37,200円 2) 食費、光熱水費等以外を減免
11	刈谷市	○		○		・市民税非課税世帯利用料0円とし、自己負担なし。 ・市民税非課税世帯(所得割額28万円未満)の居宅で生活する障害児(18歳未満)の利用料負担上限月額は4,600円。 ・市民税非課税世帯(所得割額16万円未満)の居宅で生活する障害者(18歳以上)及び20歳未満の施設入所者の利用料負担上限は9,300円。 ・上記以外の人利用料負担上限額は、37,200円。
12	豊田市	○		○		自立支援給付と同内容。さらに総合上限管理として自立支援給付と地域生活支援事業の負担額を合算の上、自立支援給付における負担上限額を上限としている。
13	安城市	○		○		18歳以上の障害者が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額。 ①本人及び配偶者の市民税所得割額16万円以上…37,200円 ②本人及び配偶者の市民税所得割額16万円未満…9,300円 ③本人及び配偶者が市民税非課税及び生活保護…0円 18歳未満の障害児が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額 ①住民票上の全世帯員の市民税所得割額28万円以上…37,200円 ②住民票上の全世帯員の市民税所得割額28万円未満…9,300円 ③住民票上の全世帯員が市民税非課税及び生活保護…0円
14	西尾市	○		○		障害者自立支援法の介護給付費の設定と同様。(非課税世帯については負担額0円)
15	蒲郡市	○		○		実施しているすべての事業において、市民税非課税世帯は、サービス利用料は全額減免です。

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
16	犬山市	○		○		地域生活支援事業は生活保護受給者、低所得者の利用料負担を無料。市が委託する地域活動支援センターは独自の設定。 ・「ふれんど」(身体): 市民税非課税の方は無料、その他は1日100～300円、月額上限2,200円 ・「希楽里」(精神): 無料。
17	常滑市	○		○		低所得者で市民税非課税世帯については、利用料負担限度額は0円
18	江南市	○		○		国制度に準じて設定しています。 市町村民税非課税世帯の利用料は、無料です。
19	小牧市	○		○		利用料の負担額は生活保護、市民税非課税世帯は0円。市民税課税世帯は国の基準に合わせて、4,600円、93,00円、37,200円と設定している。
20	稲沢市		○	○		非課税世帯:5%、生活保護世帯:無料
21	新城市	○		○		国の基準に合わせて、上限額を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに関わる負担額も返還されます。
22	東海市	○		○		国・県に準ずる
23	大府市	○		○		独自の軽減策は講じていないが、要綱上市民税非課税世帯の自己負担は生じない内容になっている。
24	知多市	○		○		移動支援については障害福祉サービス利用者と同額。 市が設置する地域活動支援センターについて、利用料は無料。
25	知立市	○		○		1) ア. 移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターの自己負担と障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限額を適用(2010年度軽減実績:100件、1,027,668円) イ. 補装具と日常生活用具も利用者負担を合算し、上限額を適用(利用者負担支払い時に判断) 2) H22. 4. 1より自立支援福祉サービス費と同様に、市町村民税非課税世帯は、受給者証に自己負担額0円としています。
26	尾張旭市	○		○		国で決定されている障害福祉サービスの基準で実施している。
27	高浜市	○		○		障害者自立支援法の障害福祉サービスの利用者負担と地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理。障害福祉サービスにおける利用者負担上限額の認定方法に準ずる。
28	岩倉市	○		○		1) 上限月額「0円」 2) 利用者負担「費用の1割」を「0円」に減免
29	豊明市	○		○		2) 0割
30	日進市	○		○		障害者福祉サービスと同じです。ただし、交通費等実費分のご負担はいただいております。

市町村名		1) 利用料負担 上限月額の設定		2) 市町村民税 非課税世帯の 利用料の減免		1) 2) で「あり」と答えた場合の具体的内容
		あり	なし	あり	なし	
31	田原市	○		○		市民税非課税世帯(低所得者)は、月額負担上限0円
32	愛西市	○			○	生活保護受給者は利用料無料
33	清須市	○		○		障害福祉サービスの利用者負担上限額・負担の軽減と同様
34	北名古屋市	○		○		利用料は、平成18年10月の事業開始当初から無料にて実施している。ただし、日常生活用具の給付については、基準額を設けている。
35	弥富市	○			○	
36	みよし市	○		○		自立支援給付の上限と同一にし、自立支援給付の利用料(自己負担分)と合算している。
37	あま市		○		○	
38	東郷町	○		○		国の自立支援給付の利用者負担額に準じています。
39	長久手町		○		○	
40	豊山町	○		○		1) 障害者自立支援法と同様 2) 無料
41	大口町	○		○		自立支援給付と同様に設定
42	扶桑町	○		○		町民税非課税世帯の利用料負担は0円
43	大治町		○		○	
44	蟹江町		○		○	
45	飛島村		○		○	
46	阿久比町	○		○		障害福祉サービスの介護給付と同様の扱いをしている。
47	東浦町	○		○		国・県の障害福祉サービスと同じ軽減内容
48	南知多町	○		○		生活保護者、低所得者:0円、前者以外:37,200円 市町村民税非課税者(低所得者)は2010年より無料
49	美浜町	○		○		1. 生活保護世帯:0円 2. 住民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が80万円以下:15,000円 3. 住民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の年収が80万円超:24,600円 4. 住民税課税世帯:37,200円
50	武豊町	○		○		町民税非課税世帯の負担上限月額は0円です。
51	幸田町	○		○		・利用料上限は、37,000円(本人及び配偶者の市町村民税所得割額が合わせて16万円以上、本人の属する世帯が同28万円以上) ・サービスを利用する本人、配偶者及び本人の属する世帯が市町村民税非課税世帯については、利用料0円
52	設楽町	○		○		低所得者は自己負担なし
53	東栄町	○		○		・地域生活支援センター事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業
54	豊根村	○		○		村長が必要と認めたときは無料とすることができ、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

地域生活支援事業の移動支援

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※地域間格差が激しく現れた。最多時間数で見ると安城市が416時間と最大、東栄町の6時間が最小となっている。平均支給時間の最大は津島市の170時間。最小は田原市の3時間となっている。

市町村名	1)利用者数(人)	2)最多支給時間数(時間)	3)平均支給時間数(時間)
合計・平均	38,670	76.1	17.6
1 名古屋市	年間31,805(月平均2,650)	371	52.3
2 豊橋市	379	30時間を上限に、利用者の状況に応じて支給。	
3 岡崎市	696	65	14.4
4 一宮市	586	40	20.2
5 瀬戸市	未 回 答		
6 半田市	162	26	4.24
7 春日井市	429	75	17
8 豊川市	303	80	15.8
9 津島市	22	36	7.65
10 碧南市	80	240	62
11 刈谷市	126	40	8.2
12 豊田市	852	65	17
13 安城市	210	40	8
14 西尾市	255	85	13.91
15 蒲郡市	103	75	18.4
16 犬山市	42	60	16.1
17 常滑市	62	290	48
18 江南市	60	41	15
19 小牧市	96	110	15
20 稲沢市	120	年間835.5 月69.6	年間150 月12.5
21 新城市	39	296	12
22 東海市	126	96	25
23 大府市	144	60	11.01
24 知多市	80	年間259 月21.6	年間73 月6
25 知立市	66	32	6
26 尾張旭市	68	80	15.5
27 高浜市	82	68	15.4
28 岩倉市	351	60	8.5
29 豊明市	77	50.5	10.2
30 日進市	108	62	17
31 田原市	111	18	3
32 愛西市	46	80	20
33 清須市	42	70	20
34 北名古屋市	147	70	21
35 弥富市	74	84	26
36 みよし市	99	45	12
37 あま市	支給決定数160	66	22
38 東郷町	96	22	6.7
39 長久手町	11	26.5	7.6
40 豊山町	8	40	18
41 大口町	46	31	28
42 扶桑町	52	68	15
43 大治町	16	36	19.5
44 蟹江町	39	85	19
45 飛島村	6	50	37
46 阿久比町	24	264	58.4
47 東浦町	49	20	8.3
48 南知多町	12	24	19
49 美浜町	27	121	32
50 武豊町	46	43	8.7
51 幸田町	27	40	5
52 設楽町	2	15	15
53 東栄町	1	6	3.7
54 豊根村	0	0	0

特定健診・検診事業実施状況一覽

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※健診・検診の個別医療機関・集団健診での実施自治体数に大きな変化はなかった。
 ※無料実施をしている市町村にも特定健診を除き大きな変化は見られなかった。
 ※毎年受診可能な市町村の調査を今回初めて行った。

特定健診・各種がん検診・歯周疾患検診の実施

特定健診・検診項目	個別方式				集団方式			
	2010年度		2011年度		2010年度		2011年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	49	86%	48	89%	38	67%	36	67%
胃がん	37	65%	38	70%	48	84%	45	83%
大腸がん	37	65%	38	70%	44	77%	43	80%
肺がん	34	60%	35	65%	47	82%	44	81%
子宮がん(頸部)	46	81%	46	85%	46	81%	43	80%
乳がん(マンモグラフィ)	34	60%	35	65%	51	89%	47	87%
前立腺がん	32	56%	33	61%	37	65%	36	67%
歯周疾患	48	84%	50	93%	28	49%	21	39%

健診・各種がん検診・歯周疾患検診の無料実施

特定健診・検診項目	個別方式				集団方式			
	2010年度		2011年度		2010年度		2011年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	34	60%	35	65%	27	47%	25	46%
胃がん	1	2%	1	2%	1	2%	1	2%
大腸がん	2	4%	1	2%	0	0%	1	2%
肺がん	2	4%	3	6%	24	42%	24	44%
子宮がん(頸部)	2	4%	2	4%	1	2%	1	2%
乳がん(マンモグラフィ)	1	2%	2	4%	1	2%	1	2%
前立腺がん	1	2%	1	2%	0	0%	1	2%
歯周疾患	30	53%	30	56%	26	46%	23	43%

毎年受診可能な市町村数

特定健診・検診項目	個別方式				集団方式			
	2010年度		2011年度		2010年度		2011年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
特定健診	—	—	47	87%	—	—	36	67%
胃がん	—	—	37	69%	—	—	45	83%
大腸がん	—	—	37	69%	—	—	43	80%
肺がん	—	—	33	61%	—	—	43	80%
子宮がん(頸部)	—	—	22	41%	—	—	25	46%
乳がん(マンモグラフィ)	—	—	12	22%	—	—	23	43%
前立腺がん	—	—	23	43%	—	—	33	61%
歯周疾患	—	—	13	24%	—	—	19	35%

特定健診実施状況一覧

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

※個別方式・集団方式の両方またはいずれか一方で無料で受診できるのは40市町村(74.1%)
 ※個別方式は実施が48市町村(88.9%)、自己負担無料で受診できるのは35市町村(実施市町村のうちの72.9%)、毎年受診可能は47市町村(実施市町村のうち97.9%)
 ※集団方式は実施が36市町村(66.7%)、自己負担無料が25市町村(実施市町村のうちの69.4%)

市町村名		無料 実施	個別方式			集団方式		
			実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
合計		40	48	無料=35	47	36	無料=25	36
1	名古屋市	○	○	無料	○	×	—	—
2	豊橋市	○	○	無料	○	○	無料	○
3	岡崎市	○	○	無料	○	○	無料	○
4	一宮市	○	○	無料	○	×	—	—
5	瀬戸市	○	○	無料	○	×	—	—
6	半田市	○	○	無料	○	×	—	—
7	春日井市	○	○	無料	○	○	無料	○
8	豊川市	○	○	無料	○	○	無料	○
9	津島市	×	○	1,000円	○	○	1,000円	○
10	碧南市	○	○	無料	○	×	—	—
11	刈谷市	○	○	無料	○	×	—	—
12	豊田市	○	○	無料	○	×	—	—
13	安城市	○	○	無料	○	○	7,000円※	○
14	西尾市	○	○	無料	○	○	無料	○
15	蒲郡市	○	○	無料	○	○	無料	○
16	犬山市	×	○	1,000円	○	×	—	—
17	常滑市	○	○	無料	○	×	—	—
18	江南市	×	○	1,000円	○	×	—	—
19	小牧市	○	○	無料	○	○	無料	○
20	稲沢市	○	○	無料	○	×	—	—
21	新城市	×	○	1,000円	○	○	1,000円	○
22	東海市	○	○	無料	○	×	—	—
23	大府市	○	○	無料	○	○	無料	○
24	知多市	○	×	—	—	○	無料	○
25	知立市	○	○	無料	○	○	無料	○
26	尾張旭市	○	○	無料	○	×	—	—
27	高浜市	○	○	無料	○	×	—	—
28	岩倉市	○	×	—	—	○	無料	○
29	豊明市	○	○	無料	○	○	無料	○
30	日進市	○	○	無料	○	○	無料	○
31	田原市	○	○	無料	○	○	無料	○
32	愛西市	×	○	1,000円※	○	○	1,000円※	○
33	清須市	○	○	無料	○	○	無料	○

市町村名	無料 実施	個別方式			集団方式		
		実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
34 北名古屋市	○	○	無料	○	○	無料	○
35 弥富市	×	○	1,000円	○	○	1,000円	○
36 みよし市	○	○	無料	○	×	—	—
37 あま市	×	○	1,000円※	○	○	1,000円※	○
38 東郷町	○	○	無料	○	○	無料	○
39 長久手町	○	○	無料	○	○	無料	○
40 豊山町	×	○	1,300円	○	○	1,300	○
41 大口町	×	○	1,000円	○	×	—	—
42 扶桑町	×	○	1,000円	○	×	—	—
43 大治町	×	○	1,000円	○	○	800円※	○
44 蟹江町	×	○	1,000円※	○	○	1,000円※	○
45 飛島村	×	○	1,000円※	○	○	2,500円※	○
46 阿久比町	○	×	—	—	○	無料	○
47 東浦町	○	○	無料	○	×	—	—
48 南知多町	○	×	—	—	○	無料	○
49 美浜町	○	×	—	—	○	無料	○
50 武豊町	○	○	無料	○	○	無料	○
51 幸田町	○	○	無料	○	○	無料	○
52 設楽町	×	×	—	—	○	1,500円	○
53 東栄町	○	○	無料	○	○	無料	○
54 豊根村	○	○	無料	×	○	無料	○

※安城市・飛島村の集団方式は人間ドックとして実施
 ※愛西市・あま市・大治町・蟹江町は70歳以上は無料
 ※飛島村の個別方式は70歳以上は無料

県内市町村の成人歯科検診(歯周疾患検診)実施状況一覧

(2012年8月 愛知県保険医協会調査)

※「国基準」は健康増進法で定められている40・50・60・70歳

※(免)は、自己負担の免除規定を設けている場合

☆ = 47 (国基準から対象年齢拡大)

○ = 7 (国基準通り)

△ = 0 (対象年齢が国基準に満たない市町村)

× = 0 (歯科検診未実施)

自治体名	対象 拡大	2012年度				2011年度事業からの特徴的な変化
		個別	自己負担金額	集団	自己負担金額	
1 名古屋市	☆	国基準+80歳	無料			80歳を拡大。60歳のみにあった自己負担1,300円を無料化
2 豊橋市	☆	国基準+45・55・65歳、2歳児の母親	無料			
3 岡崎市	☆	16歳以上	無料	16歳以上	無料	
4 一宮市	☆	国基準+45,55,65歳	無料			
5 瀬戸市	☆	国基準+20,30,35,45,55,65歳	500円(20歳無料)(免)	20歳以上	500円(免)	
6 半田市	○	国基準	300円(免)			
7 春日井市	☆	国基準+65歳	無料	18歳以上	無料	
8 豊川市	☆	国基準+30歳	無料			
9 津島市	☆	40~70歳	70未満:1000円(免) 70歳:500円(免)			70歳の自己負担金を無料から500円に引き上げ
10 碧南市	☆	国基準+30,45,55,65,75歳	無料	成人	無料	
11 刈谷市	☆	国基準+30,45,55,65,75歳	無料			30歳を拡大
12 豊田市	☆	国基準+20,30,61~69歳	無料			
13 安城市	☆	国基準+45,55,65歳	無料			
14 西尾市	○	国基準	無料			
15 蒲郡市	☆	国基準+45,55,65歳	無料			
16 犬山市	☆	40~74歳	300円			
17 常滑市	☆	30,35,40,45,50,55歳	無料	60,70歳	無料	
18 江南市	☆	国基準+45,55,65,75歳	無料			
19 小牧市	☆	国基準+35歳	無料	20歳以上	無料	35歳のみにあった自己負担金500円を無料化
20 稲沢市	☆	国基準	無料	成人 国基準+45,55,65歳(女性)	無料 500円(他の健診とセット。骨粗鬆症検診費用として)(免)	
21 新城市	☆	国基準+30歳	無料	19~39歳	1,000円(他の健診とセット)	個別検診にあった自己負担金500円を無料化
22 東海市	☆	国基準+45,55,65歳	700円(70歳無料)(免)			
23 大府市	☆	国基準+35,45,55,65歳	無料			
24 知多市	☆	国基準+30歳	無料	20歳以上 65歳	無料 無料	
25 知立市	☆	国基準+45,55,75,79歳	無料			55歳を拡大

自治体名	対象 拡大	2012年度				2011年度事業からの特徴的な変化	
		個別	自己負担金額	集団	自己負担金額		
26	尾張旭市	☆	国基準+ 20,30,45,55,65歳	検診のみ500円 (70歳無料)(免) X線500円(免)	各教室などへの 参加者に準ずる	無料	
27	高浜市	☆	国基準+45,55,65 歳	無料			
28	岩倉市	☆	40~74歳(糖尿病 のリスクが高い人)	無料	30歳以上	無料	
29	豊明市	☆	国基準+ 30,35,45,55,65,75 歳	無料			
30	日進市	☆	国基準+ 30,35,45,55,65,75 歳	30,35歳:1,000円 (免) 70,75歳:無料 上記以外:500円 (免)			
31	田原市	☆	国基準+ 20,25,30,35,45,55, 65歳	無料			
32	愛西市	☆	20,40,45歳	無料	20歳以上	事業によって異 なる	
33	清須市	☆	国基準+45,55,65 歳	無料	30~39歳 40~74歳	500円(免) 無料	個別検診に65歳を 拡大
34	北名古屋市	☆	40歳以上	900円(70歳以上 無料)(免)	30~74歳	無料	個別検診を40歳以 上に拡大. 集団検 診を30~74歳に拡 大
35	弥富市	☆	20歳以上	無料			
36	みよし市	☆	国基準+ 20,30,45,55,61~ 65歳	40,45,50,55,60 歳:1,000円 上記以外:無料			
37	あま市	☆			20歳以上	無料	
38	長久手市	○	国基準	800円(70歳無 料)(免)			
39	東郷町	○	国基準	400円(70歳無 料)(免)			
40	豊山町	☆			30歳以上	無料	
41	大口町	☆	国基準+ 45,55,65,75歳	500円(免)			
42	扶桑町	○	国基準	無料			
43	大治町	☆	40歳	無料	町民	無料	
44	蟹江町	☆	40,45,50,55,60歳	無料	18歳以上 40歳未満の生活習 慣病予防検診申込 み者	500円(免) 1,300円(他の健 診とセット)	
45	飛鳥村	☆	40歳以上	1,000円(70歳無 料)(免)	30歳以上	2,500円(人間 ドック費用含む) (免)	
46	阿久比町	○	国基準	無料			
47	東浦町	☆	国基準+ 35,45,55,65,75歳	無料			
48	南知多町	☆			国基準+ 35,45,55,65歳	無料	
49	美浜町	☆	国基準+35歳	無料			30~74歳を対象に 行っていた集団検 診を廃し、個別検診 を実施
50	武豊町	○	国基準	無料			
51	幸田町	☆	19歳以上	無料			
52	設楽町	☆	国基準+35歳	無料			
53	東栄町	☆	国基準 20歳以上(該当地 区居住者)	無料	20歳以上	無料	
54	豊根村	☆	国基準	無料	18歳以上	無料	

任意予防接種費用助成実施状況

(2012年4月1日現在・愛知県保険医協会調査)

※ヒブ、小児用肺炎球菌、HPVはすべての市町村で助成を実施。みずぼうそう・おたふくかぜ・ロタは4市町村(7.4%)、高齢者用肺炎球菌は36市町村(66.7%)で助成している。

記号はそれぞれ次の通り。◎：自己負担無料で実施、○：助成を実施、△：実施予定

	ヒブ	小児用肺炎球菌	HPV	みずぼうそう	おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス
合計(予定含む)	54	54	54	4	4	36	4
無料実施	33	33	32	2	2	0	1
1 名古屋市	◎	◎	◎	○	○	○	△
2 豊橋市	◎	◎	◎	—	—	—	△
3 岡崎市	○	○	○	—	—	—	—
4 一宮市	○	○	○	—	—	○	—
5 瀬戸市	◎	◎	◎	—	—	○	—
6 半田市	◎	◎	◎	—	—	○	—
7 春日井市	○	○	○	—	—	○	—
8 豊川市	◎	◎	◎	—	—	○	—
9 津島市	○	○	○	—	—	—	—
10 碧南市	◎	◎	◎	—	—	—	—
11 刈谷市	◎	◎	◎	—	—	—	—
12 豊田市	◎	◎	◎	—	—	—	—
13 安城市	◎	◎	◎	—	—	—	—
14 西尾市	◎	◎	◎	—	—	—	—
15 蒲郡市	◎	◎	◎	—	—	—	—
16 犬山市	◎	◎	◎	—	—	○	—
17 常滑市	○	○	○	—	—	—	—
18 江南市	○	○	○	—	—	○	—
19 小牧市	◎	◎	◎	◎	◎	○	—
20 稲沢市	○	○	○	—	—	○	—
21 新城市	◎	◎	◎	—	—	○	—
22 東海市	◎	◎	◎	—	—	○	—
23 大府市	○	○	○	—	—	○	—
24 知多市	○	○	○	—	—	○	—
25 知立市	◎	◎	◎	—	—	△	—
26 尾張旭市	◎	◎	◎	—	—	○	—

	ヒブ	小児用肺炎球菌	HPV	みずぼうそう	おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス
27 高浜市	◎	◎	◎	—	—	—	—
28 岩倉市	○	○	○	—	—	○	—
29 豊明市	◎	◎	◎	—	—	○	—
30 日進市	◎	◎	◎	—	—	○	—
31 田原市	◎	◎	◎	—	—	○	—
32 愛西市	○	○	○	—	—	○	—
33 清須市	○	○	○	—	—	○	—
34 北名古屋市	○	○	○	—	—	○	△
35 弥富市	○	○	○	—	—	○	—
36 みよし市	◎	◎	◎	—	—	—	—
37 あま市	○	○	○	—	—	○	—
38 長久手市	◎	◎	◎	—	—	○	—
39 東郷町	◎	◎	◎	—	—	—	—
40 豊山町	○	○	○	—	—	○	—
41 大口町	○	○	○	—	—	○	—
42 扶桑町	○	○	○	—	—	○	—
43 大治町	○	○	○	—	—	○	—
44 蟹江町	○	○	○	—	—	○	—
45 飛島村	○	○	○	○	○	○	—
46 阿久比町	◎	◎	◎	—	—	○	—
47 東浦町	◎	◎	◎	—	—	△	—
48 南知多町	◎	◎	◎	—	—	—	—
49 美浜町	◎	◎	◎	—	—	○	—
50 武豊町	◎	◎	◎	—	—	—	—
51 幸田町	◎	◎	◎	—	—	—	—
52 設楽町	◎	◎	○	—	—	○	—
53 東栄町	◎	◎	◎	—	—	—	—
54 豊根村	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎

任意予防接種費用補助詳細(抜粋)

(2012年4月1日現在・愛知県保険医協会調査)

【みずぼうそう・おたふくかぜ】実施は名古屋市・小牧市・飛島村・豊根村の4市町村(7.4%)、無料実施は小牧市・豊根村のみ。

【高齢者用23価肺炎球菌】実施は35市町村(64.8%)、無料実施はない

【ロタ】実施は予定を含み4市町村(7.4%)、無料実施は豊根村のみ(10,500円助成)

【みずぼうそう】

対象は全市町村で「1歳～義務教育就学前」となっている

市町村名	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
1 名古屋市	3,949円	3,800円	2010年8月
19 小牧市	7,500円(全額)	無料	2011年10月
45 飛島村	2,000円	医療機関による	2010年4月
54 豊根村	4,410円(全額)	無料	2011年4月

【おたふくかぜ】

対象は全市町村で「1歳～義務教育就学前」となっている

市町村名	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
1 名古屋市	3,006円	3,000円	2010年8月
19 小牧市	6,000円(全額)	無料	2011年10月
45 飛島村	2,000円	医療機関による	2010年4月
54 豊根村	2,583円(全額)	無料	2011年4月

【ロタ】

市町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
1 名古屋市	検討中	検討中	検討中	2012年10月予定
2 豊橋市	生後6週～24週	今後医師会と調整	2/3程度	2012年10月予定
34 北名古屋市	未定	未定	未定	2012年秋頃
54 豊根村	生後6週～23週まで	10,500円(全額)	無料	2012年4月1日

【高齢者用肺炎球菌】

	市町村名	対象	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
1	名古屋市	65歳以上	4,100円	4,000円	2010年10月
4	一宮市	①75歳以上 ②60歳以上で特定の疾患がある方	3,790円	4,000円	2010年4月
5	瀬戸市	①70歳以上の者 ②60歳以上の者であって心臓、腎臓、呼吸器の機能低下がある者、または糖尿病、慢性肝疾患、血液のがん、慢性髄液漏などの基礎疾患により免疫が低下している者(①②とも再接種の場合には5年以上の間隔を開けて)	8,100円	5,000円	2012年4月
6	半田市	①75歳以上 ②65歳以上の特定疾患による1級障害含む	3,000円 〈生保世帯〉 上限8,000円	医療機関による	2012年4月
7	春日井市	①75歳以上の人 ②60歳から74歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能は他はHIVによる免疫機能障害を有する人(身体障害者手帳1級相当)	3,000円	医療機関による	2010年9月
8	豊川市	①75歳以上 ②65歳以上の者で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に1級相当の障害がある方	3,000円	医療機関による	2012年4月
16	犬山市	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満で心臓・じん臓又は呼吸器の障害を有する身体障害者1級程度の人か医師がそれに相当すると判断した人	〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈一般〉 医療機関による 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月
18	江南市	75歳以上	〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月
19	小牧市	①75歳以上 ②60～75歳未満は医師が必要と判断した方	5,000円	医療機関による	2009年6月
20	稲沢市	70歳以上で過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない方	3,700円	3,800円	2011年4月
21	新城市	①70歳以上の方 ②65歳以上70歳未満の方で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に著しい障害等のある方	3,000円	5,000円	2012年4月
22	東海市	満70歳以上(1回補助。市税を滞納していない方)	6,500円 (補助上限額)	医療機関による	2008年11月
23	大府市	65歳以上	8,000円	1,000円	2010年11月
24	知多市	75歳以上	4,000円	4,000円	2011年12月
25	知立市	65歳以上	未定	未定	2012年度中
26	尾張旭市	①70歳以上 ②60歳以上で心臓、腎臓、呼吸器の機能低下等のため	3,100円	5,000円	2011年9月

市町村名		対象	助成額	自己負担	助成開始または開始予定年月
28	岩倉市	70歳以上	3,000円 〈低所得者〉 8,000円(全額)	5,000円 〈低所得者〉 無料	2011年4月
29	豊明市	65歳以上	3,000円	医療機関による	2012年4月
30	日進市	70歳以上または基礎疾患等のある60歳以上	3,000円	医療機関による	2007年10月
31	田原市	70歳以上	2,000円	医療機関による	2010年6月
32	愛西市	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
33	清須市	①65歳以上 ②60歳以上65歳未満の者であつて、心臓・呼吸器の障害などによって日常生活活動が極度に制限される者	4,000円	4,000円	2012年4月
34	北名古屋市	65歳以上	4,000円	4,000円	2012年4月
35	弥富市	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
37	あま市	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
38	長久手市	①70歳以上 ②60歳以上で特定の身体状況にあり、医師が必要と判断した方	3,000円	医療機関による	2009年4月
40	豊山町	75歳以上	4,000円	4,000円	2012年4月
41	大口町	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満の方で心臓・腎臓又は呼吸器の機能の身の日常生活が極度に制限される程度の障害、またはヒト免疫機能に障害(身障手帳1級相当)を有する方	〈一般〉 4,000円 〈生保世帯・町民税非課税世帯の方〉 8,000円(全額)	〈一般〉 4,000円 〈生保世帯・町民税非課税世帯の方〉 無料	2011年6月
42	扶桑町	①75歳以上 ②60～74歳で特定の障害を有する者	〈課税世帯〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈課税世帯〉 医療機関による 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月
43	大治町	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
44	蟹江町	70歳以上	3,000円	医療機関による	2012年5月
45	飛島村	65歳以上	2,500円	医療機関による	2010年4月
46	阿久比町	70歳以上	3,000円 〈非課税・生保世帯〉 7,000円	4,000円 〈非課税・生保世帯〉 無料	2011年2月
47	東浦町	①2012年8月31日現在、愛知県後期高齢者医療の被保険者の方 ②2012年8月31日現在75歳以上で生活保護世帯の方	上限5,000円	医療機関による	2012年秋頃
49	美浜町	70歳以上	4,000円	4,000円	2011年10月 ※2012年4月から年齢引き下げ
52	設楽町	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満の方であつて慢性の呼吸器疾患・心疾患・腎不全・肝臓病および糖尿病などで医師が予防接種が必要と認めた者	3,500円	医療機関による	2012年4月

生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数について
(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	2008年度(前年調査結果)			2009年度			2010年度		
	相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数
愛知県合計	—	12,780	11,856	66,017	21,093	20,126	54,712	17,653	17,061
1 名古屋市	—	8,534	7,974	45,606	13,498	12,992	36,978	11,593	11,386
2 豊橋市	—	345	289	1,219	773	735	1,124	523	492
3 岡崎市	—	435	412	1,697	619	572	1,476	520	474
4 一宮市	—	391	366	1,413	705	655	938	529	491
5 瀬戸市	—	66	52	877	138	117	608	125	108
6 半田市	—	82	72	337	195	181	291	178	165
7 春日井市	—	352	315	2,007	574	528	1,801	496	476
8 豊川市	—	71	69	1,038	221	217	957	207	200
9 津島市	—	95	81	364	136	116	247	82	77
10 碧南市	—	40	31	246	54	49	230	41	38
11 刈谷市	—	153	144	912	275	262	726	190	178
12 豊田市	—	342	316	2,996	671	632	2,592	527	504
13 安城市	—	131	128	595	235	234	420	162	157
14 西尾市	—	89	65	763	153	140	567	126	105
15 蒲郡市	—	112	105	318	143	138	286	115	113
16 犬山市	—	45	42	102	52	51	161	56	53
17 常滑市	—	48	38	138	56	51	148	45	42
18 江南市	—	80	73	307	128	123	269	97	90
19 小牧市	—	162	156	661	290	288	508	240	231
20 稲沢市	—	78	72	371	188	170	383	152	129
21 新城市	—	20	20	65	15	15	62	21	21
22 東海市	—	94	90	576	178	174	442	136	132
23 大府市	—	85	80	250	119	108	199	97	74
24 知多市	—	78	66	334	122	118	279	109	97
25 知立市	—	83	79	403	263	261	273	166	164
26 尾張旭市	—	39	38	226	54	51	120	30	29
27 高浜市	—	38	37	230	62	62	188	37	35
28 岩倉市	—	53	53	153	134	127	109	84	78
29 豊明市	—	36	33	89	57	52	94	52	50
30 日進市	—	22	22	72	27	27	131	43	43
31 田原市	—	15	13	80	22	20	108	39	31
32 愛西市	—	40	32	82	36	28	62	48	44
33 清須市	—	50	46	381	102	88	240	118	113
34 北名古屋市	—	64	61	334	121	118	330	98	95
35 弥富市	—	43	37	187	66	53	119	63	61
36 みよし市	—	35	34	102	52	48	294	37	35

市町村名		2008年度(前年調査結果)			2009年度			2010年度		
		相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数
37	あま市	—	125	113	—	176	153	335	146	134
38	東郷町	—	16	16	85	24	23	73	29	29
39	長久手町	—	20	20	—	29	29	55	23	21
40	豊山町	—	12	11	55	17	17	57	19	19
41	大口町	—	19	18	37	30	27	31	21	21
42	扶桑町	—	7	7	40	14	14	48	17	17
43	大治町	—	21	18	—	74	72	87	40	39
44	蟹江町	—	40	40	—	38	38	—	41	41
45	飛島村	—	2	2	0	0	0	1	1	1
46	阿久比町	—	5	5	9	9	9	10	10	10
47	東浦町	—	20	18	58	40	35	52	45	40
48	南知多町	—	3	3	48	18	18	37	12	12
49	美浜町	—	9	9	—	19	19	26	12	12
50	武豊町	—	23	23	99	41	41	87	43	43
51	幸田町	—	9	9	49	26	26	47	8	8
52	設楽町	—	2	2	2	2	2	1	1	1
53	東栄町	—	1	1	4	2	2	3	1	0
54	豊根村	—	0	0	0	0	0	2	2	2

生活保護担当職員数および担当受給者数について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	生活保護担当職員数と平均在任年数(正規)												1職員あたりの 担当受給者数		
	2009年4月1日現在				2010年4月1日現在				2011年4月1日現在						
	正規	非正規	正規在任年数		正規	非正規	正規在任年数		正規	非正規	正規在任年数				
			年	月			年	月			年	月			
愛知県合計	500	160	—	—	578	196	—	—	632	253	—	—	—	—	—
1 名古屋市	267	139	4	2	293	152	4	4	315	200	3	11	111	120	125
2 豊橋市	15	1	1	6	19	1	1	3	20	1	1	6	122	132	126
3 岡崎市	10	0	1	0	12	3	1	2	13	1	1	3	133	116	136
4 一宮市	24	3	1	8	30	6	1	4	36	6	1	10	102	112	109
5 瀬戸市	6	0	1	10	6	0	1	1	7	0	1	0	76	72	67
6 半田市	7	0	4	8	9	1	1	6	9	2	1	5	87	86	104
7 春日井市	15	0	1	6	17	0	1	1	21	0	1	2	161	160	129
8 豊川市	4	0	1	0	7	0	1	0	8	1	1	5	92	105	108
9 津島市	3	0	3	6	4	0	1	3	4	0	2	0	98	87	90
10 碧南市	3	0	1	4	3	0	2	1	3	0	1	5	64	77	85
11 刈谷市	6	1	1	4	9	2	0	6	12	2	0	11	90	81	80
12 豊田市	17	4	2	3	21	9	2	3	24	10	2	5	96	107	105
13 安城市	8	0	1	0	10	0	0	10	10	0	1	2	56	60	65
14 西尾市	6	1	1	2	7	3	0	8	10	3	0	10	42	66	61
15 蒲郡市	4	0	1	9	5	1	2	0	6	2	1	7	104	102	99
16 犬山市	2	0	1	0	3	0	1	0	3	0	0	8	77	56	64
17 常滑市	3	0	0	8	3	0	1	4	3	0	2	4	65.5	85.5	107.5
18 江南市	5	0	2	8	6	0	2	3	6	0	1	1	85	76	80
19 小牧市	6	4	2	0	7	4	1	6	9	4	2	0	111	127	102
20 稲沢市	6	0	1	2	7	1	1	0	7	2	1	7	92.8	102.4	99.2
21 新城市	3	0	0	8	3	0	1	4	2	0	2	0	35	36	62
22 東海市	5	0	1	9	5	0	2	2	6	1	1	9	97.7	120.3	134
23 大府市	3	2	1	4	4	1	1	9	5	0	2	5	72	65	66
24 知多市	5	0	2	7	6	0	4	3	6	0	5	5	112	113	138
25 知立市	3	1	0	4	5	4	0	5	6	4	1	0	81	113	100
26 尾張旭市	3	1	1	0	3	1	1	0	3	1	1	4	127	149	153
27 高浜市	3	0	1	8	4	0	0	10	4	0	0	7	43	40	34
28 岩倉市	4	1	0	8	5	2	1	1	5	2	1	3	89	72	77
29 豊明市	4	0	2	6	4	1	5	6	4	2	3	2	48	58	66
30 日進市	4	0	3	0	4	0	3	2	4	1	0	7	11.8	16.3	25.5
31 田原市	2	0	1	0	2	0	1	0	3	0	0	4	32	40	38
32 愛西市	3	0	3	4	3	0	4	4	3	0	2	10	74	79	97
33 清須市	5	0	1	7	6	0	1	7	6	0	2	0	65	82	103
34 北名古屋市	5	2	2	2	6	3	1	8	7	3	1	7	55	59	57
35 弥富市	4	0	0	9	5	0	0	11	5	1	1	1	70	75	82

市町村名		生活保護担当職員数と平均在任年数(正規)												1職員あたりの 担当受給者数		
		2009年4月1日現在				2010年4月1日現在				2011年4月1日現在						
		正規	非正規	正規在 任年数		正規	非正規	正規在 任年数		正規	非正規	正規在 任年数		2009年	2010年	2011年
				年	月			年	月			年	月			
36	みよし市	2	0	1	6	3	0	1	4	3	2	1	0	128	72	90
37	あま市	4	0	2	0	11	1	0	0	13	2	1	0	-	100	74
38	東郷町	3	0	2	0	3	0	1	8	3	0	1	0	23	31	40
39	長久手町	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	97	113	121
40	豊山町	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	6	77	91	84
41	大口町	1	0	2	0	1	0	3	0	1	0	0	0	54	69	86
42	扶桑町	1	0	5	0	1	0	6	0	1	0	0	0	51	86	108
43	大治町	1	0	8	0	1	0	0	0	1	0	1	0	90	144	165
44	蟹江町	1	0	5	6	1	0	6	6	1	0	0	6	140	151	201
45	飛島村	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	3	0	4	4	4
46	阿久比町	1	0	2	0	1	0	3	0	1	0	4	0	24	30	38
47	東浦町	2	0	1	6	2	0	1	5	2	0	1	5	51	65	84
48	南知多町	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	0	52	66	59
49	美浜町	1	0	1	9	1	0	2	9	1	0	0	0	57	66	73
50	武豊町	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	124	147	172
51	幸田町	1	0	4	0	1	0	0	0	1	0	1	0	42	82	76
52	設楽町	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	7	8	7
53	東栄町	1	0	4	0	1	0	5	0	1	0	6	0	-	-	10
54	豊根村	1	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	2	5

いま考えたいこと

受給抑える動きに抗議

財政難におそく政府与党が、急増している生活保護費を抑えようとする姿勢を強めている。十日に成立した社会保障と税の一体改革法の中にも、それを示す文言が盛り込まれた。失業や病気などで生活が成り立たなくなったときに、命綱となるのが生活保護。生活困窮者を支援する法律家や生活保護受給者は「制度を改悪しないで」と必死でアピールしている。四週にわたって、生活保護をめぐる現場の状況を伝える。(自井康彦)

① 制度見直し検討へ

「生活保護を受給できなかつたらホームレス状態が続き、今ごろは病気で死んでいました。制度見直しで受給しにくくなつたら、ホームレスや自殺が激増するでしょう。生活保護を受給中の愛知県東の四十歳代の男性が、言葉を絞り出した。二十一歳から約一年間はメーカー正社員として働いたが、その後は、風俗店、建設業の作業員宿舎、居酒屋など不安定な職場をわたり歩いた。工場で派遣労働者として働いていた二〇一〇年、いわゆる派遣切りで仕事と住居の両方を失っ

「生活困窮者の実態知って」

集めて分ける

社会保障と税
生活保護編

た。数日間ホームレス状態になり、ポストバッグ三個を抱えてJR名古屋駅近くの公園にいたとき、見知らぬ男性から生活保護制度のことを教えられた。四年前にがんの手術をし、今も再発を恐れる日々。月に二、三回は八口

ワークで職を探しているが、うまくいかない。「四十歳すぎた就職活動は本当に厳しい。自分のような受給者の実態を知ってもらいたい」

今年五月、高収入のお笑い芸人の母親が、生活保護を受給していたことが報道されたのを機に、生活保護問題がクローズアップされた。

ネット上では受給者をバッシングするものな意見が続出。政府は生活保護の支給額の基準見直しなどの検討を急ぎ、社会保障制度改革推進法の付

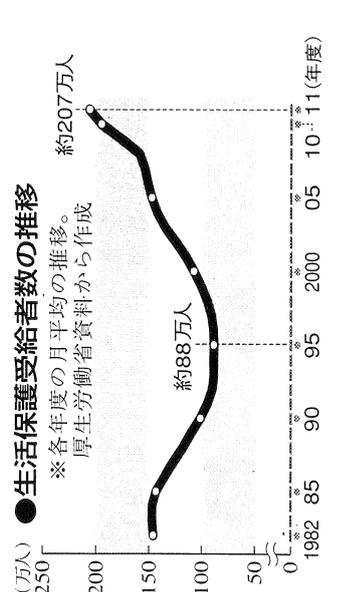
則にも、政府が生活保護制度の見直しを検討することが盛り込まれた。自民党や大阪維新の会は、受給者に厳しい制度改革案を打ち出した。食料や衣服などを現物支給に切り替えるという項目もある。

生活困窮者を支援している人たちも受給者は七月十八日以降、毎週水曜日夜に東京・首相官邸前に集まり、「制度改悪阻止」を求める街頭宣伝活動を展開している。八月八日夜には全国から百数十人が集まり、東京都練馬区の日笠方彦さん(五)もマイクを握った。

やけど事故で両目の視力や左脚の膝から下、親指以外の両手の指を失っており、生活保護がまともに生きて支え。「現物支給になると、街の定食屋さんにたまに行くこともできなくなる。それって基本的人権の侵害になりませんか」。官邸や国会に向けて絶叫が響いた。



生活保護制度の改悪をしないよう訴える日笠方彦さん(五)＝8日夜、首相官邸前で



国や自治体の生活保護予算は急増中。国の二〇二二年度当初予算の生活保護費は約三兆七千億円で、四年前に比べ、およそ二兆も増えた。原因は受給者の著しい増加。全国の受給者数は、一年度の月平均で約二百七万人。一九九五年の約二・三倍の水準に達している(グラフ参照)。非正規労働者の割合が高まった上に失業率が高止まり。無年金や年金の乏しい高齢者が増えるなど、貧困が拡大していることが背景にある。ただ、「生活保護の受給は恥」と感じる国民は今でも多い。そのた

抜本的な貧困対策必要

め欧州諸国との比較では、総人口に占める生活保護制度利用者の比率はかなり低い。日弁連によると、一〇年時点でドイツが約9.7%、フランスが約5.7%で、日本は約1.6%にすぎない。今年も日本各地で餓死や孤立死の事件が発生。「その背景に生活保護の利用率の低さがある」と日弁連は指摘している。受給者の自立支援の強化など生活保護制度の見直しは必要だが、受給しにくくすると餓死や自殺などが多発する可能性が高い。貧困の拡大を防ぐ抜本的な政策が求められる。

福祉事務所に 警官OB!?

上

厚生労働省が、福祉事務所への警官OBの配置を積極的に検討するよう全国に指示した問題が波紋を広げています。現場の職員や住民、研究者などが指示の撤回を求めてとどろきを強めています。(西口友紀恵)

都道府県や政令指定都市などの担当課長を集めた同省社会・援護局の会議(3月1日)。

相談者を威圧

この場で同省は「不正受給対策に関する予算事業」を活用し、警官OB等の福祉事務所への配置を積極的に検討するよう求めました。「不正受給に対する告訴等の手続きの円滑化、申請者等のうち暴力団員と疑われる者の、早期発見などの効

果が期待される」というのがその理由です。すでに国の補助金を使って警官OBを雇用している自治体は、74自治体、116人(2010年度、厚労省保護課)。「自治体独自の予算で雇用しているところもあり、実際にはこれより多い」と(同課)といっています。警官OBをめぐる

「不正受給対策」いうが...



記者会見で警官OB配置問題について話す吉永公扶研会長(中央)と尾藤弁護士(右)＝3月、厚労省

は、福祉事務所の窓口で相談者に威圧的な対応をするなどの問題が起きています。大阪府豊中市では09年、警官OB職員が保護受給者に「虫けら」「やから」(関西弁で「理不尽な要求をするたちの悪い人をさす」)などと言を吐いて問題となり、京都市では、相談者が窓口の相談員に尋問されているように感じて恐怖感を

もち、同行していた生活と健康を守る会の役員が抗議する場面もあったといっています。

孤立死増やす

警官OBの配置は広がる様相です。大阪市では昨年度、「不正受給調査専任チーム」(3人のうち1人が警官OB)を2区に2チーム配置(モデル実施)していましたが、今年度は24全区に計26チームを配置。東京都では国の補助金を申請した自治体が、10年度の1区2市から11年度2区5市に増えています。

要望書は、社会福祉法は福祉事務所が相談や家庭訪問などを行う所員について、社会福祉主事でないならばならないと規定していると指摘。警官OBの配置は社会福祉関係法に違反しているとのべています。

公扶研の吉永会長は「福祉事務所に警官OBを常時配置すると、生活保護利用者や相談に訪れる人を犯罪者視し、結果としてセーフティーネットである生活保護が機能しなくなる恐れが強い。生活困窮者が増えているなか今以上に福祉事務所から住民を遠ざけ、相次いでいる餓死・孤立死を増やすことにもなりかねない」と話します。

(11)(11)

福祉事務所に 警官OB!?

中

横浜市では今年度、全18区の福祉事務所に19人の警官OB(生活保護特別相談員)を初めて配置する計画でした。しかし、職員や住民などによる配置撤回を求める運動が広がり、採用した4人について窓口に配置しないことになりました。

粘り強く交渉

警官OBが配置されると分かったのは2月。「次年度予算案の発表で初めて知りました。現場には事前に何の説明もなかった」と、同市鶴見区の福祉事務所で働くケースワーカー、高井一穂さん(28)はいます。計上された予算は19人で約6100万円。保護課によると警官OBは非公募で、同市が県警に推薦を依頼しました。

横浜市では今年度、全18区の福祉事務所に19人の警官OB(生活保護特別相談員)を初めて配置する計画でした。しかし、職員や住民などによる配置撤回を求める運動が広がり、採用した4人について窓口に配置しないことになりました。

横浜で撤回求めて運動



週1度のボランティアらによる炊き出しに並ぶ人たち＝横浜市中区

市職員でつくる横浜
市従業員組合(横浜市
従、自治労連加盟)と
自治労横浜はただちに
市当局に配置反対を申
し入れました。

横浜市の組合員で
もある高井さんは「市
は表向き不正受給を取
り締まるといいます
が、生活に困った市民
が相談にいきつらい環
境をつくるのがねら
い」と指摘。「受給者
の増加を抑える、新し
の『水際作戦』と見え
ざるを得ない」とい
います。

横浜市民は白紙撤回
を求める「要求書」を
出して当局と粘り強く
交渉を重ね、4人を窓
口には置かず、福祉事
務所を所管する健康福
祉局に配置するとの回
答を得ました。

市民も動いて

市民も動きました。
中区で生活保護受給者
や路上生活者の支援を
つづけている寿(こと
ぶき)日雇労働者組合
と寿炊き出しの会など
は、市に配置の撤回を
求めて3月から交渉
中。住民にも動きを知
らせています。

市民も動きました。
中区で生活保護受給者
や路上生活者の支援を
つづけている寿(こと
ぶき)日雇労働者組合
と寿炊き出しの会など
は、市に配置の撤回を
求めて3月から交渉
中。住民にも動きを知
らせています。

寿町に住む女性(44)
は、非正規で働きなが
ら昨年から生活保護
を利用してきます。4
月中旬、配られたヒラ
を読み「どうして警官
だった人が福祉事務所
に? 犯罪を取り締ま
る仕事の人の嫌な
感じですか。やめてほ
しい」と話しました。
支援者の一人、近藤
昇さんは「失業者や路
上生活者の中には、警
官に治安対象であるか
のような扱いを受けつ
らい体験をした人が大
勢います。警官OBが
いるとなれば、相談に
いきたくても不安にな
り我慢してしまう」と
指摘。「一方で中区で
は4月から面接担当の
ケースワーカーなど7
人が減らされた」と話
します。

福祉事務所へ 警官OB!!

下

福祉事務所への警官OB配置問題について、「福祉事務所の機能が変わってしまうのではないかと危へする法政大学名誉教授の杉村宏さん(生活問題論)に聞きました。

法政大学
名誉教授

杉村宏さんに聞く



生活保護の「不正受給を取り締まる」として警官OBの配置問題が出てきました。

不正受給自体はもちろん問題で対処が必要です。しかし、それは警官OBを配置しなくても福祉事務所の機能で十分対応できます。暴力にたいしても必要なら警察と連携すればすむことです。

足りない職員

そもそも「不正受

雇用が不安定化し、社会保障制度も十分機能しないなか、国民は生活の困難に直面し大きな不安をもっています。セーフティネットとしての生活保護制度が本来の機能以上の役割を求められています。このときに突然、

専門職員の大幅増員を



ボランティアらによる炊き出しとともに生活や健康相談も行われます＝4月、横浜市中区寿町

給」といわれるなかには、生活保護制度について利用者がよく理解していないことから生じているケースがたくさんあります。

例えば高校生の子どもがクラブ活動費をつくるためにしていたアルバイト代に申告義務があることを知らず、未申告だったなど。それを「不正受給」だなどというのはもともとおかしいのです。

背景には、生活保護を申請する人が増え、福祉事務所の職員が自治体によっては1人あたり100件を超えるケースを持たされて、忙を極めるなどして、制度について十分説明できていないことがありま

ります。国のいう「不正受給」のごと数年の発生率をみても件数、金額ベースでそれぞれ全体が2%弱、0.3%台で推移し、それほど変化はありません。現場で求められるというのは、相談にきめ細かに対応できる専門のケースワーカーの大幅な増員です。

欠かせぬ信頼

支援するケースワーカーと利用者との関係も変質させられます。相談者に寄り添って支援するためにはまず丸ごと受け止めて話をよく聞き、その人の本

意がどうなのか。このことがいまいま問われています。これまでの生活保護行政で「不正受給」問題は、引き締めの口実にされてきた歴史があり、その中で保護の必要な人々が排除され、餓死や孤独死が発生してきた事実を重く受け止める必要があります。

当のニーズをつかむことが重要です。そのとき欠かせないのが「この人に話して大丈夫」という信頼関係です。これをぬぎにこの仕事は成立しません。調査の手法はまず信頼する

こと、人格の尊重から始まります。他方、警官は犯罪が行われなにかを前提にまず疑います。面接の技術の根幹がケースワーカーと警官とは根本的に違います。疑うことを技術の基本にしている人たちが窓口に入れば、今まで福祉事務所と生活保護利用者、国民の間にあった一定の信頼が失われてしまいます。

(おわり)

2012年愛知自治体キャラバン日程表・参加者

2012年9月21日

コース	日程	自治体名	訪問時間	請願	修正	回答	アンケート	要請団	当局	宣伝カー	団長	事務局長	会場・参加予定・備考		
第1	10/23 (火)	長久手市	10:30～11:30	○				15	11	名古屋ブロック	年金者組合 藤田	年金者組合 勝	保険医協会:中川・石田・小川		
		日進市	13:00～14:00					19	8						
		東郷町	14:45～15:45	○				17	8						
	10/24 (水)	愛西市	10:30～11:30					17	19		自治労連	年金者組合 伊藤良	年金者組合 水野	社保協:小松、保険医協会:井町	
		津島市	13:00～14:00					17	13						
		大治町	14:45～15:45	○				13	8						
	10/25 (木)	弥富市	10:30～11:30					16	9			自治労連	自治労連 伊藤慎	自治労連 水野	保険医協会:長井・大竹・荻野(弥富)
		蟹江町	13:00～14:00					17	15						
		飛島村	14:45～15:45					10	8						
	10/26 (金)	一宮市	10:00～11:30					30	24				自治労連	一宮社保協 鈴木義	一宮社保協 小栗靖
稲沢市		13:00～14:30	○				22	8							
あま市		15:15～16:15	○				19	16							
清須市		10:30～11:30					15	11							
10/23 (火)	北名古屋市	北名古屋市	13:00～14:00					10	14	自治労連	自治労連 林			自治労連 林	社保協:小松、自治労連:鈴木、保険医協会:加藤れ
		岩倉市	14:45～15:45	○				29	11						
		江南市	10:30～11:30					14	14						
	扶桑町	13:00～14:00					11	12							
	犬山市	14:45～15:45					22	7							
10/24 (水)	豊山町	10:30～11:30					7	4	自治労連		自治労連 柳	自治労連 鈴木		自治労連:安藤、保険医協会:加藤し・大藪(扶桑町)	
	小牧市	13:00～14:00					13	11							
	大口町	14:45～15:45					11	12							
10/25 (木)	瀬戸市	10:30～11:30					19	12			自治労連	自治労連 永井	自治労連 鈴木	自治労連:松井、保険医協会:佛坂	
	尾張旭市	13:00～14:00					14	17							
10/26 (金)	春日井市	春日井市	15:00～16:00				28	12		自治労連		新婦人 安藤	新婦人 村瀬	新婦人:梶尾、保険医協会:伊藤ご・伊藤い	

コース	日程	自治体名	訪問時間	請願	修正	回答	アンケート	要請回数	当局	宣伝カー	団長	事務局長	会場・参加予定・備考		
第3	10/23 (火)	大府市	13:00～14:00					18	15	愛 労 連	愛労連 田中	愛労連 龍尾	保険医協会:土海・野村(大府)・田知(豊明)		
		豊明市	14:45～15:45	○				16	8		社保協 西村	社保協 小栗		保険医協会:関、民医連:なばり	
	10/24 (水)	東浦町	10:30～11:30					11	6		愛 労 連	愛労連 樽松	愛労連 竹内		保険医協会:松崎
		東海市	13:00～14:30					19	16			愛労連 吉良	愛労連 大谷		
	10/25 (木)	知多市	15:15～16:15					13	7		保 険 医 協 会	新婦人 水野	新婦人 村瀬		新婦人:早川、保険医協会:村上、民医連:久保田
		阿久比町	10:30～11:30					13	10			社保協・林 保険医協会 板津	社保協 澤田		
	10/26 (金)	半田市	13:00～14:00					14	21		保 険 医 協 会	社保協 三浦	社保協 小川		保険医協会:大島・田中、民医連:なばり
		武豊町	15:00～16:00					9	11			社保協 小松	社保協 なばり		
	10/26 (金)	常滑市	10:00～11:00					16	14		豊 橋 市 職 労	東三河労連 青木	自治労連 竹下		保険医協会:前島、自治労連:伊藤英
		南知多町	13:00～14:00					12	8			自治労連 長坂	東三河労連 柳原	保険医協会:川辺・服部、自治労連:伊藤英	
10/23 (火)	美浜町	14:45～15:45					11	11	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	豊田市	10:00～11:30	○				16	23		自治労連 小松	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/24 (水)	みよし市	13:00～14:00					12	11	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	知立市	15:15～16:15					18	13		東三河労連 青木	東三河労連 柳原		自治労連:伊藤英		
10/24 (水)	刈谷市	10:30～11:30	○				10	24	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	高浜市	13:00～14:00					7	10		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/25 (木)	碧南市	14:45～15:45	○				8	9	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	安城市	13:00～14:00					10	12		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/26 (金)	岡崎市	15:00～16:30	○				27	26	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	幸田町	13:00～14:00					12	10		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/23 (火)	西尾市	15:00～16:30					16	26	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	蒲郡市	10:00～11:00					10	23		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/24 (水)	豊川市	13:00～14:00					13	17	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	新城市	15:00～16:00					6	13		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/25 (木)	豊橋市	10:30～12:00					24	15	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	田原市	14:00～15:00					16	12		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
10/25 (木)	東栄町	10:30～11:30					7	6	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺	保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原			
	豊根村	13:30～14:30					6	2		自治労連 長坂	自治労連 竹下		自治労連:伊藤英		
別枠	11/16(金)	愛知県	14:00～16:00				—	31	18	豊 橋 市 職 労	4団体 小松	4団体 渡辺		保険医協会:日下、自治労連:来本、豊橋市職労:柳原	
	11/8(木)	名古屋	14:00～16:00				—	51	25		自治労連 長坂	自治労連 竹下	自治労連:伊藤英		

※一宮市、稲沢市、東海市、岡崎市、豊田市、西尾市、豊橋市の懇談時間は90分、愛知県・名古屋市の懇談時間は120分。

2012年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※キャラバン要望事項の実施状況を今年のアンケート回答で事前にご記入してください。

※以下の項目は冊子で確認してください。

「2. 介護」の「特別養護老人ホーム待機者数」(P64)、「障害者控除認定書」(P72)、「5. 国保」の「保険料(税)順位(高い順)」と「一般会計繰入順位(多い順)」(P79)、「資格証明書交付件数」(P85)

要望項目\自治体名					
1 福祉医療	子ども医療の対象範囲	通院: 入院:	通院: 入院:	通院: 入院:	
	障害者医療の精神障害者への補助対象に一般疾病が含まれるか				
	福祉給付金「ひとり暮らし非課税者」の実施と実績	人	人	人	人
2 介護	保険料減免の実施と実績	件	件	件	件
	利用料減免の実施と実績	件	件	件	件
	特別養護老人ホームの待機者数	10年 人 11年 人	10年 人 11年 人	10年 人 11年 人	10年 人 11年 人
	配食サービスの回数・助成額	週 回 円	週 回 円	週 回 円	週 回 円
	障害者控除認定書発行数	10年 件 11年 件	10年 件 11年 件	10年 件 11年 件	10年 件 11年 件
	障害者控除申請書又は認定書を送付しているか	申請書 認定書	申請書 認定書	申請書 認定書	申請書 認定書
3. 高齢者 高額医療・高額介護合算療養費の該当者に申請書を送付しているか	高齢者: 国保:	高齢者: 国保:	高齢者: 国保:	高齢者: 国保:	
4 子育て	就学援助・生保基準の倍数	生活保護基準額の ()倍	生活保護基準額の ()倍	生活保護基準額の ()倍	
5 国保	保険料(税)順位(高い順)	位	位	位	位
	一般会計繰入順位(多い順)	位	位	位	位
	国保資格証明書交付件数	11年 件 12年 件	11年 件 12年 件	11年 件 12年 件	11年 件 12年 件
	一部負担金減免の生活保護基準に基づいた減免の実施と実績	件	件	件	件
	国保運営協議会の公開と公募枠	公開: 公募枠:	公開: 公募枠:	公開: 公募枠:	公開: 公募枠:
6. 障害者 生活支援事業の負担軽減					
7 予防接種	ヒブ・小児用肺炎球菌・HPVワクチンは無料か				
	高齢者用肺炎球菌・みずぼうそう・おたふくかぜ・ロタウイルス・B型肝炎ウイルスワクチンの助成制度				

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、33年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約830人、当局と議会関係者が合計約700人にのびります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表およびP32)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2011年の文書回答は、94%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市・大治町の3自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
介護保険の保険料独自減免	47%	54%	48%	56%	54%	53%	55%	57%
介護保険の利用料独自減免	36%	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%
住宅改修の受領委任払い	6%	10%	29%	33%	52%	59%	67%	70%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	17%	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%
障害者控除認定書の発行枚数	5,114	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	—
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	31%	51%	65%	68%	100%	100%	100%	100%
◎6歳未満までの医療費無料制度	67%	79%	94%	97%	100%	100%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	1%	1%	2%	8%	30%	36%	51%	67%
☆妊婦健診の助成回数拡大	14%	16%	21%	59%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	18%	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	24%	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%
文書回答	79%	94%	97%	97%	97%	97%	93%	94%
自治体数	87	68	63	63	61	61	57	54

- (注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。
4. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。
5. 2000年～2003年の推移はP32参照

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫
（事務局団体）愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部
連絡先：名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号
愛知県社会保障推進協議会 （〒456-0006）
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>
syahokyo@airoren.gr.jp
発行日：2012年10月16日